

那覇市公報

第 1 8 1 0 号 その 1

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（上下水道局総務課）	112
○那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例（消防局警防課）	114
○那覇市職員等の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	119
○那覇市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	122
○那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	127
○那覇市ハブ対策条例の一部を改正する条例（環境衛生課）	141
○那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	145
○那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	151
○那覇市 ^{タマウドウン} 玉陵及び識名園条例の一部を改正する条例（文化財課）	155
○那覇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（情報政策課）	159
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）	168
○那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（障がい福祉課）	185
○なは商人塾条例を廃止する条例（なはまち振興課）	187
○那覇市税条例及び那覇市手数料条例の一部を改正する条例（納税課）	189
○那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	196

○那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	199
--	-----

◇規 則◇

○那覇市資材の譲与に関する規則等の一部を改正する規則（道路管理課）	201
○那覇市道路占用規則の一部を改正する規則（道路管理課）	208
○那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則（企画調整課）	212
○那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	216
○那覇市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	222
○那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則（国民健康保険課）	227
○那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	230
○那覇市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則（人事課）	233
○那覇市ハブ対策条例施行規則の一部を改正する規則（環境衛生課）	237
○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	240
○那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	249
○那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	253
○那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（国民健康保険課）	255
○那覇市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（情報政策課）	257
○那覇市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課）	266
○那覇市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課）	268
○那覇市 ^{タマウドゥン} 王陵及び識名園条例施行規則の一部を改正する規則（文化財課）	273

○那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	276
○なは商人塾条例施行規則を廃止する規則（なはまち振興課）	283
○那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	285
○那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	287

◇訓 令◇

○那覇市事務決裁規程及び那覇市市政情報センター規程の一部を改正する訓令（企画調整課）	289
○特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）	294
○那覇市自治体法務推進規程の一部を改正する訓令（法制契約課・共同訓令）	297

◇告 示◇

○市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示（道路管理課）	299
○市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示（道路管理課）	306
○固定資産の価格等の登録について（資産税課）	308
○那覇市歴史博物館料金徴収事務委託について（文化財課）	309
○包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧について（企画調整課）	310
○那覇市玉陵観覧料等の徴収事務委託について（文化財課）	311
○那覇市識名園観覧料等の徴収事務委託について（文化財課）	312
○那覇市文化施設（玉陵・識名園・那覇市歴史博物館・那覇市立壺屋焼物博物館）の徴収事務委託について（文化財課）	313
○令和 4 年度那覇市一般廃棄物処理実施計画について（環境政策課）	314
○那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について（市営住宅課）	329
○那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について（市営住宅課）	329

○那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収事務の私人への委託について（子育て応援課）	330
○那覇文化芸術劇場なは一と主催公演チケット代金収納事務委託について（文化振興課）	331
○市町村事務の委託について（ちゃーがんじゅう課）	332
○那覇市営住宅等家賃等徴収業務委託について（市営住宅課）	333
○那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について（なはまち振興課）	334

◇公 告◇

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	335
○那覇市ふるさとづくり寄附金に係る指定代理納付者の指定について（企画調整課）	336
○福祉施設等との随意契約の公表について（公園管理課）	337
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）	338
○個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）	339
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）	343
○「なは女性センターデジタル複合機貸借及び保守業務契約」に係る制限付一般競争入札について（平和交流・男女参画課）	349

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局庁舎等管理規程の一部を改正する規程	351
○那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程	355
○那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程	360
○那覇市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程	366
○那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程	367

○那覇市上下水道局水道技術管理者の職務に関する規程の一部を改正する規程……	370
---------------------------------------	-----

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について……	372
○令和4年度水道メーターの賠償額について……	373

◇教育委員会規則◇

○那覇市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則……	375
--------------------------------------	-----

◇教育委員会教育長訓令◇

○那覇市自治体法務推進規程の一部を改正する訓令（共同訓令）……	297
---------------------------------	-----

条 例

那覇市条例第 3 号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(扶養手当) 第7条 〔略〕 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者(<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u>) (2)～(5) 〔略〕	(扶養手当) 第7条 〔略〕 2 〔略〕 (1) 配偶者(<u>婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u><u>又はこれに相当するものとして管理者が定める者</u> (2)～(5) 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市条例第 4 号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市消防団員の定員、任免、報酬及び服務等に関する条例(1972年那覇市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、<u>消防団員(以下「団員」という。)</u>の定員、任免、報酬及び服務等について必要な事項を定めるものとする。 (定員) 第2条 <u>団員</u>の定員は、120人とする。 (任命) 第3条 <u>団員</u>は、次のいずれにも該当する者のうちから任命する。 (1)～(3) [略] (<u>団長</u>の任期) 第4条 <u>消防団長(以下「団長」という。)</u>の任期は、2年とする。 2 <u>団長</u>は、再任されることができる。ただし、市長が特に必要と認める場合を除き、通算して6年を超えることができない。 (定年による退職) 第5条 <u>団員</u>は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。 (定年) 第6条 <u>団員</u>の定年は、70歳とする。 (欠格条項) 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>団員</u>となることができない。 (1)～(2) [略] (退職の届出) 第8条 <u>団員</u>は、その意により退職しようと	(趣旨) 第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、<u>消防団員の定員、任免、報酬及び服務等について必要な事項を定めるものとする。</u> (定員) 第2条 <u>消防団員</u>の定員は、120人とする。 (任命) 第3条 <u>消防団員</u>は、<u>次の各号のいずれにも該当する者のうちから任命する。</u> (1)～(3) [略] (<u>消防団長</u>の任期) 第4条 <u>消防団長の任期は、2年とする。</u> 2 <u>消防団長</u>は、再任されることができる。ただし、市長が特に必要と認める場合を除き、通算して6年を超えることができない。 (定年による退職) 第5条 <u>消防団員</u>は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。 (定年) 第6条 <u>消防団員</u>の定年は、70歳とする。 (欠格条項) 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>消防団員</u>となることができない。 (1)～(2) [略] (退職の届出) 第8条 <u>消防団員</u>は、その意により退職しよ

するときは、あらかじめ文書をもって任命権者に届け出なければならない。

(分限)

第9条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、又は免職することができる。

(1)～(2) [略]

(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠いたとき。

(4) [略]

2 団員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1)～(2) [略]

(懲戒)

第10条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

(1)～(2) [略]

(3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 [略]

(服務、規律)

第12条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第13条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

うとするときは、あらかじめ文書をもって任命権者に届け出なければならない。

(分限)

第9条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、又は免職することができる。

(1)～(2) [略]

(3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠いたとき。

(4) [略]

2 消防団員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1)～(2) [略]

(懲戒)

第10条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1)～(2) [略]

(3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 [略]

(服務規律)

第12条 消防団員は、消防団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災又は地震等の災害(以下「災害」という。)の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第13条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、消防団長にあつては市長に、その他の者にあつては消防団長に届け出なければならない。

2 消防団員は、特別の事情がない限り、その半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第14条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) [略]

(2) 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(3) 消防団又は団員の名義をもって他人の訴訟紛議に関与してはならない。

(4) 消防団又は団員の名義をもってみだりに寄付を募集し、又は営利行為をしてはならない。

(報酬及び費用弁償)

第15条 団員の報酬及び費用弁償の額は、別表のとおりとする。

2 団員が職務のため旅行する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

3 前項の旅費の支給方法は、那覇市職員等の旅費支給条例(昭和47年那覇市条例第44号。以下「旅費条例」という。)の例による。

第14条 消防団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) [略]

(2) 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(3) 消防団又は消防団員の名義をもって他人の訴訟紛議に関与してはならない。

(4) 消防団又は消防団員の名義をもってみだりに寄附を募集し、又は営利行為をしてはならない。

(報酬)

第15条 消防団員の報酬は、月額報酬及び出動報酬とする。

2 月額報酬は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる消防団員の階級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 団長 7,450円

(2) 副団長 6,150円

(3) 分団長 5,250円

(4) 副分団長 3,850円

(5) 団員 3,050円

3 出動報酬は、出動の実績に応じて支給するものとし、その額は、1日につき、次の各号に掲げる出動の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 災害による被害が予測され、又は発生した場合に当該災害を防除し、又は当該被害を軽減するための出動 8,000円(従事した時間が4時間未満の場合にあつては、4,000円)

(2) 前号に掲げる出動以外の出動 7,000円(従事した時間が6時間未満の場合にあつては、3,500円)

(費用弁償)

第16条 消防団員が職務のため旅行する場

別表(第15条関係) [略]	合は、費用弁償として旅費を支給し、その額は、次の各号に掲げる消防団員の階級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 団長及び副団長 那覇市職員等の旅費支給条例(昭和47年那覇市条例第44号。以下「旅費条例」という。)による2等級職員の旅費に相当する額 (2) 分団長及び副分団長 旅費条例による3等級職員の旅費に相当する額 (3) 団員 旅費条例による4等級職員の旅費に相当する額 2 前項の旅費の支給方法は、旅費条例の例による。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条及び第16条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた報酬及び費用弁償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

那覇市条例第 5 号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市職員等の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員等のサービスの宣誓に関する条例(昭和47年那覇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条(同法第9条の2第12項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第11項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、本市の公平委員会の委員、上下水道事業管理者及び職員(以下「職員等」という。)のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものとする。 (サービスの宣誓) 第2条 <u>新たに職員等となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</u> 2 <u>地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条(同法第9条の2第12項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第11項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、<u>新たに本市の公平委員会の委員、上下水道事業管理者又は職員となつた者</u>(以下「職員等」という。)のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものとする。 (サービスの宣誓) 第2条 <u>職員等は、次に掲げる事項を誓う旨の宣誓書を任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員にあっては、教育委員会。以下同じ。)に提出しなければならない。</u> (1) <u>主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護すること。</u> (2) <u>地方自治の本旨を体すること。</u> (3) <u>公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚すること。</u> (4) <u>全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行すること。</u> 2 <u>前項の宣誓書の様式は、任命権者が定める。</u> 3 <u>第1項の規定による宣誓書の提出は、職員等がその職務に従事する前に行わなければならない。ただし、天災その他の任命権者が認める理由がある場合において、職員等が同項の規定による宣誓書の提出の前にその職務に従事したときは、その理由がやんだ後速やかに行わなければならない。</u>

別記様式 〔略〕	
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第 6 号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の分限に関する条例(昭和47年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職に関し必要な事項を定めるものとする。 (適用範囲) 第2条 この条例において職員とは、法第3条第2項に規定する一般職に属するすべての職員をいう。 (降任、免職及び休職する場合の条件) 第3条 法第28条第1項第1号の規定により、職員をその意に反して降任又は免職することができる場合は、勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき勤務実績の不良なことが明らかな場合とする。 2 法第28条第1項第2号の規定により、職員をその意に反して降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定により休職する場合においては、任命権者の定める医師2名によって職務の遂行に支障があると診断された場合とする。 3 法第28条第1項第3号の規定により、職員をその意に反して降任又は免職することができる場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができない場合に限るものとする。 (休職事由) 第4条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これを休職することができる。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条及び第3条 削除 (休職の事由) 第4条 任命権者は、職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、こ

きる。

(1)～(3) [略]

- 2 法第28条第2項及び前項各号の一に該当するとして休職した職員が、その休職事由の消滅又はその休職期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職することができる。

れを休職することができる。

(1)～(3) [略]

- 2 法第28条第2項及び前項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとして休職した職員が、その休職事由の消滅又はその休職期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職することができる。

(降給の種類)

第5条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表(那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第8条第1項各号に掲げる給料表をいう。))の下位の職務の級に変更することをいう。次条及び第8条第1項において同じ。))及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。第7条において同じ。))とする。

(降格の事由)

第6条 任命権者は、職員が法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これを降格することができる。

(降号の事由)

第7条 任命権者は、職員が法第28条第1項第1号に掲げる場合に該当するときは、これを降号することができる。

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第8条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定により職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定により職員を休職する場合又は第6条の規定により職員を降格する場合(法第28条第1項第2号に掲げる場合に該当するときに限る。))は、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。ただし、任命権者が別に定める場合は、この限りでない。

- 2 任命権者は、職員の意に反してこれを降任し、免職し、休職し、又は降給する場

(休職の効果) <u>第5条</u> [略] 2～3 [略] 4 前条第1項の規定による休職の期間は、3年を超えない範囲内において任命権者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。 5 前項の規定による休職の期間(前条第1項第3号の規定による休職の期間を除く。)が引き続き3年に達した日以後特に必要があるときは、任命権者は、1年間を単位としてこれを更新することができる。ただし、会計年度任用職員(法第22条の2第1項の会計年度任用職員をいう。第7項において同じ。)については、この限りでない。 6 前条第2項の規定による休職の期間は、定員に欠員が生ずるまでの間とする。 7 [略] <u>第6条</u> 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事することはできない。 2～3 [略] <u>第7条</u> [略] (降任、免職及び休職の手続) <u>第8条</u> 任命権者は、職員の意に反してこれを降任、免職又は休職する場合には、その理由を記載した書面をその職員に交付して行わなければならない。 <u>第9条</u> [略] (この条例の施行に関し必要な事項) <u>第10条</u> [略]	<u>合は、その理由を記載した書面をその職員に交付して行わなければならない。</u> (受診命令に従う義務) <u>第9条</u> 職員は、前条第1項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合は、これに従わなければならない。 (休職の効果) <u>第10条</u> [略] 2～3 [略] 4 <u>第4条第1項</u>の規定による休職の期間は、3年を超えない範囲内において任命権者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。 5 前項の規定による休職の期間(<u>第4条第1項第3号</u>の規定による休職の期間を除く。)が引き続き3年に達した日以後特に必要があるときは、任命権者は、1年間を単位としてこれを更新することができる。ただし、会計年度任用職員(法第22条の2第1項の会計年度任用職員をいう。第7項において同じ。)については、この限りでない。 6 <u>第4条第2項</u>の規定による休職の期間は、定員に欠員が生ずるまでの間とする。 7 [略] <u>第11条</u> 休職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。 2～3 [略] <u>第12条</u> [略] <u>第13条</u> [略] (委任) <u>第14条</u> [略]
--	---

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(那覇市職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休職者の給与) 第29条 [略] 2 職員が前項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間(那覇市職員の分限に関する条例(昭和47年那覇市条例第38号)第5条第2項の規定により引き続いたものとみなされた期間を含む。)が満1年6月に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。 3～7 [略]	(休職者の給与) 第29条 [略] 2 職員が前項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間(那覇市職員の分限に関する条例(昭和47年那覇市条例第38号)第10条第2項の規定により引き続いたものとみなされた期間を含む。)が満1年6月に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。 3～7 [略]
備考 本則の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

那覇市条例第 7 号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(基礎課税額の税率) 第4条 基礎課税額の税率は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 被保険者均等割額 被保険者1人について <u>1万8,200円</u> (3) [略] (後期高齢者支援金等課税額の税率) 第6条 後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 被保険者均等割額 被保険者1人について <u>3,300円</u> (3) [略] (介護納付金課税額の税率) 第8条 介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者1人について <u>7,700円</u> (3) 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,600円</u> (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条の保険税の額とする</u>。以下この条において同じ。)を課する。 2～8 [略] (保険税の減額)	(基礎課税額の税率) 第4条 [略] (1) [略] (2) 被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>1万8,200円</u> (3) [略] (後期高齢者支援金等課税額の税率) 第6条 [略] (1) [略] (2) 被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>3,300円</u> (3) [略] (介護納付金課税額の税率) 第8条 介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>7,700円</u> (3) 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につき<u>4,600円</u> (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後の保険税の額</u>。以下この条において同じ。)を課する。 2～8 [略] (保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該

第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所

給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1万2,740円

イ [略]

ウ 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,310円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,390円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,220円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,100円

イ [略]

ウ 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,650円

得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき1万2,740円

イ [略]

ウ 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき2,310円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき5,390円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につき3,220円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき9,100円

イ [略]

ウ 被保険者に係る被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき1,650円

0円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,850円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,300円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,640円

イ [略]

ウ 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 660円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,540円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 920円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき3,850円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につき2,300円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき3,640円

イ [略]

ウ 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき660円

エ [略]

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき1,540円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につき920円

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例) 第21条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する被保険者若し	である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人につき次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,730円 イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,550円 ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 7,280円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,100円 (2) 被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人につき次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 495円 イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 825円 ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 1,320円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1,650円 (特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例) 第21条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する被保険者若し
--	---

くは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

付 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110

くは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

付 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所

万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」

得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控

という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式

除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式

等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

る雑所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対す

引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所

る相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山

得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若

林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約

しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約

等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

那覇市条例第 8 号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市ハブ対策条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市ハブ対策条例の一部を改正する条例

那覇市ハブ対策条例(昭和55年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。 (1)～(2) [略] (3) 不適当構造物 <u>直径2センチメートル以上の裂孔とその内部に広い空間を有する自然岩石又は土砂、コンクリート等による人工の構造物でハブの越冬、産卵を可能ならしめるものをいう。</u> (4) ハブ飼育者等 <u>一定の施設又は装置によりハブを飼育する者又はハブの捕獲、展示等ハブを取り扱うことによって生計を営む者をいう。</u> (生活環境の整備義務) 第3条 [略] 2 市内に<u>ある</u>土地、建物等の所有者又は占有者は、それらが不適当構造物とならないように良好な状態に管理しなければならない。 (捕獲等の届出) 第4条 ハブを<u>発見、捕獲若しくは捕殺した者又はハブ咬症を受けた者は、速やかに</u>市長に届け出なければならない。 (ハブ飼育者等の義務) 第5条 <u>ハブ飼育者等は、ハブ飼育者等となった日から30日以内に必要な事項を市長に届け出なければならない。</u> 第6条 <u>ハブ飼育者等は、ハブの管理及び取扱いについては、人畜に害を及ぼさないように施設を整備し、安全に管理しなければならない。</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) [略] (3) 不適当構造物 <u>岩石又は土砂、コンクリート等による人工の構造物であって、直径2センチメートル以上の裂孔を有し、ハブの生息に適する空間を有すると認められるものをいう。</u> (生活環境の整備義務) 第3条 [略] 2 市内に<u>存する</u>土地、建物等の所有者又は占有者は、それらが不適当構造物とならないように良好な状態に管理しなければならない。 (発見等の届出) 第4条 ハブを<u>発見し、捕獲し、若しくは捕殺した者又はハブ咬症にかかった者は、速やかに市長に届け出なければならない。</u>

2 飼育ハブが逃げた場合は、ハブ飼育者等は、直ちに近隣の市民に通報すると同時に被害防止のための必要な措置をとらなければならない。

3 ハブ飼育者等は、前項の事故が発生したとき、又はハブ咬症が発生したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

（ハブ生息地域の指定）

第7条 市長は、ハブ生息地域を指定し、ハブによる被害を防止するための適当な措置をとらなければならない。

（治療費の市負担）

第8条 ハブ咬症のため医師の治療を受けた場合は、その者の医療費のうち自己負担分は、規則で定める額の範囲内で本市が負担する。

（補修材料の補助）

第9条 ハブ生息地域において、市長が認める不適當構造物を補修するときは、予算の定める範囲内でセメント、砂、碎石等の補修材料を補助することができる。

第10条 〔略〕

（勧告）

第11条 〔略〕

2 市長は、ハブ飼育者等が第6条第1項の規定に違反していると認めるときは、ハブ飼育者等に対して必要な措置を勧告することができる。

（措置命令）

第12条 市長は、ハブ飼育者等が前条第2項の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

（ハブによる被害の防止）

第5条 市長は、前条の規定による届出に係る場所その他のハブが生息する蓋然性が高いと認める場所において、ハブによる被害を防止するための適当な措置をとらなければならない。

（治療費の支給）

第6条 ハブ咬症のため医師の治療を受けた者に対し、規則で定める金額の範囲内において、当該治療に要した医療費の一部負担金に相当する金額を支給する。

（補修材料の支給）

第7条 市内に存する不適當構造物の所有者又は占有者が当該不適當構造物を補修しようとするときは、当該所有者又は占有者に対し、予算の定める範囲内でセメント、砂、碎石等の補修材料を支給することができる。

第8条 〔略〕

（勧告）

第9条 〔略〕

<u>第13条</u> 〔略〕 <u>（罰則）</u> <u>第14条</u> 次の各号の一に該当する者に対しては、2万円以下の罰金又は科料に処する。 (1) <u>第5条の規定による届出を怠った者</u> (2) <u>第6条第2項の規定に違反した者</u> (3) <u>正当な理由なく前条の規定による調査を拒み、又は質問に対して虚偽の陳述をした者</u> 2 次の各号の一に該当する者に対しては、3万円以下の罰金又は科料に処する。 (1) <u>第6条第3項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をした者</u> (2) <u>第12条の規定による措置命令に従わなかった者</u> <u>第15条</u> 〔略〕	<u>第10条</u> 〔略〕 <u>第11条</u> 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

那覇市条例第 9 号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の減額) 第3条 職員が勤務しないときは、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)に規定する時間外勤務代休時間、休日及び休日に代わる日(以下「休日等」という。)、那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第37号)の規定に基づき職務専念義務を免除された場合(給与を減額する旨定められている場合を除く。)その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 (給料) 第7条 給料は、勤務時間条例第6条第1項の正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(第26条の5第1項の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当を除いた全額とする。	(給与の減額) 第3条 職員が勤務しないときは、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)第6条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間である場合、勤務時間条例第7条第1項に規定する休日(勤務時間条例第8条第1項の規定により同項に規定する代休日を指定されて休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合にあっては、当該代休日。以下「休日等」という。)である場合、那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第37号)の規定に基づき職務専念義務を免除された場合(給与を減額する旨定められている場合を除く。)その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 (給料) 第7条 給料は、勤務時間条例第6条第1項の正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって管理職手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(第26条の5第1項の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当を除いた全額とする。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

第10条 [略]

2 [略]

3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日
前1年間におけるその者の勤務成績に応
じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか
否か及び昇給させる場合の昇給の号給数
は、同項に規定する期間の全部を良好な
成績で勤務した職員の昇給の号給数を4
号給とすることを標準として規則で定め
る基準に従い決定するものとする。

5 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける
職員にあっては、57歳)を超える職員に関
する前項の規定の適用については、同項
中「4号給」とあるのは、「2号給」とす
る。

6～9 [略]

10 休職(法第55条の2第1項ただし書の許
可を受けた場合を含む。)又は休暇のため
勤務しなかった職員が復職し、又は再び
勤務するに至った場合において、部内の
他の職員との権衡上必要があると認める
ときは、復職し、又は再び勤務するに至
った日以後において規則の定めるところ
により、その者の給料月額を調整するこ
とができる。

11 [略]

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

第10条 [略]

2 [略]

3 職員の昇給は、規則で定める日に、規則
で定める期間におけるその者の勤務成績
に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員(次項に規定する
職員を除く。以下この項において同じ。)
を昇給させるか否か及び昇給させる場合
の昇給の号給数は、前項の規則で定める
期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、
次に掲げる事由に該当しない職員の昇給
の号給数を4号給とすることを標準とし
て規則で定める基準に従い決定するもの
とする。

(1) 前項の規則で定める期間の末日の
翌日から同項の規則で定める日の前日
までの間に法第29条第1項から第3項ま
での規定による懲戒処分を受けたこ
と。

(2) 前号に掲げる事由に準ずるものと
して規則で定める事由

5 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける
職員にあっては、57歳)を超える職員の第
3項の規定による昇給は、規則で定める場
合に限り行うものとし、昇給させるか否
か及び昇給させる場合の昇給の号給数
は、勤務成績に応じて規則で定める基準
に従い決定するものとする。

6～9 [略]

10 休職(法第55条の2第1項ただし書の許
可を受けた場合を含む。)又は休暇のため
勤務しなかった職員が復職し、又は再び
勤務するに至った場合において、部内の
他の職員との権衡上必要があると認める
ときは、復職し、又は再び勤務するに至
った日以後において規則の定めるところ
により、その者の号給を調整することが
できる。

11 [略]

（給料の支給方法）

第12条 〔略〕

2～5 〔略〕

- 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第3条、第3条の2及び第4条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

（給料の支給方法）

第12条 〔略〕

2～5 〔略〕

- 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第3条、第3条の2及び第4条の規定による週休日（第13条の2第1項第1号において「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

（管理職員特別勤務手当）

第13条の2 前条第1項の規定により管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が特に必要があると認めるときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

（1） 週休日又は休日等（次号において「週休日等」という。）に勤務した場合

（2） 週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 前項第1号に掲げる場合 同号に規定する勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

（2） 前項第2号に掲げる場合 同号に規定する勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において規則で定める額

3 前2項に規定するもののほか、管理職員

(扶養手当) 第15条 [略] 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> (2)～(6) [略] 3～5 [略] (住居手当) 第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) [略] (2) 第19条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者</u>が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2～3 [略] (単身赴任手当) 第19条の2 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた<u>配偶者</u>と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職	<u>特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (扶養手当) 第15条 [略] 2 [略] (1) <u>配偶者等(配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))又はこれに相当するものとして規則で定める者をいう。以下同じ。)</u> (2)～(6) [略] 3～5 [略] (住居手当) 第18条 [略] (1) [略] (2) 第19条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者等</u>が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの 2～3 [略] (単身赴任手当) 第19条の2 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた<u>配偶者等</u>と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職
--	---

員に支給する。ただし、<u>配偶者</u>の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 単身赴任手当の月額、3万円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と<u>配偶者</u>の住居との間の交通距離が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。 3～4 [略] (手当の支給方法) 第28条 管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当の支給方法に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか規則で定める。	職員に支給する。ただし、<u>配偶者等</u>の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 単身赴任手当の月額、3万円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と<u>配偶者等</u>の住居との間の交通距離が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。 3～4 [略] (手当の支給方法) 第28条 管理職手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当の支給方法に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか規則で定める。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第15条、第18条及び第19条の2の改正規定 令和4年4月1日
 - 第10条の改正規定 規則で定める日
- 改正後の第3条、第7条、第12条、第13条の2及び第28条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

那覇市条例第10号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児休業をすることができない職員) 第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(2) [略] (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>(イ) その養育する子(法第2条第1項の子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること、及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> <u>(ウ) [略]</u> イ～ウ [略] (部分休業をすることができない職員) 第19条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) [略] (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項の短時間勤務の職を占め	(育児休業をすることができない職員) 第2条 [略] (1)～(2) [略] (3) [略] ア [略] <u>(ア) その養育する子(法第2条第1項の子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること、及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> <u>(イ) [略]</u> イ～ウ [略] (部分休業をすることができない職員) 第19条 [略] (1) [略] (2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法</u>

る職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。) <u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u> <u>第23条</u> [略]	第28条の5第1項の短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。) <u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u> <u>第23条 任命権者は、職員から当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実の申出があったときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員が前項の申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u> <u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備</u> <u>第25条</u> [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市条例第11号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市^{タマウドウン}玉 陵 及び識名園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市^{タマウドウン}玉 陵 及び識名園条例の一部を改正する条例

那覇市^{タマウドウン}玉 陵 及び識名園条例(平成5年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
那覇市^{タマウドウン}玉 陵 及び識名園条例 (設置) 第1条 史跡^{タマウドウン}玉 陵 その他これに附帯する文化財及び市長が指定する区域並びに特別名勝識名園を市民の観覧に供することにより、市民の文化財に対する理解に資するため、^{タマウドウン}玉 陵 及び識名園を設置する。 (位置) 第2条 ^{タマウドウン}玉 陵 及び識名園の位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>^{タマウドウン}玉 陵</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table> (観覧料) 第3条 ^{タマウドウン}玉 陵 及び識名園(以下「^{タマウドウン}玉 陵 等」という。)を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)は、別表に定める額の観覧料を納付しなければならない。 (観覧料の減免) 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、観覧料の全部を免除することができる。 (1)～(6) [略] (7) 知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は<u>精神衛生鑑定医</u>により知的障がい者と<u>判定された者</u>をいう。)及びその引率者が観覧する場合	^{タマウドウン} 玉 陵	[略]	[略]		那覇市^{タマウドウン}玉陵及び識名園条例 (設置) 第1条 史跡^{タマウドウン}玉 陵 その他これに附帯する文化財及び市長が指定する区域並びに特別名勝識名園を市民の観覧に供することにより、市民の文化財に対する理解に資するため、<u>玉陵</u>及び識名園を設置する。 (位置) 第2条 <u>玉陵</u>及び識名園の位置は、<u>次の表</u>のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td><u>玉陵</u></td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table> (観覧料) 第3条 <u>玉陵</u>及び識名園(以下「<u>玉陵等</u>」という。)を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)は、別表に定める額の観覧料を納付しなければならない。 (観覧料の減免) 第4条 [略] (1)～(6) [略] (7) 知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は<u>精神科医</u>により知的障がい者と<u>認定された者</u>をいう。)及びその引率者が観覧する場合	<u>玉陵</u>	[略]	[略]	
^{タマウドウン} 玉 陵	[略]								
[略]									
<u>玉陵</u>	[略]								
[略]									

(8)～(9) 〔略〕 2 〔略〕 (行為の禁止) 第5条 タマウドウン <u>玉 陵 等</u>の区域内においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) タマウドウン <u>玉 陵 等</u>及びその区域に設置されたものを損傷し、又は汚損すること。 (2)～(7) 〔略〕 (行為の制限) 第6条 タマウドウン <u>玉 陵 等</u>の区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1)～(6) 〔略〕 2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の タマウドウン <u>玉 陵 等</u>観覧に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、必要な条件を付して同項の許可を与えるものとする。 3 〔略〕 (原状回復) 第8条 市長は、第5条の規定に違反した者に対して、直ちに原状回復を命じ、及び タマウドウン <u>玉 陵 等</u>の区域内から退去を命ずることができる。 [別表 別記]	(8)～(9) 〔略〕 2 〔略〕 (行為の禁止) 第5条 <u>玉陵等</u>の区域内においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) <u>玉陵等</u>及びその区域に設置されたものを損傷し、又は汚損すること。 (2)～(7) 〔略〕 (行為の制限) 第6条 <u>玉陵等</u>の区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1)～(6) 〔略〕 2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の <u>玉陵等</u>の観覧に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、必要な条件を付して同項の許可を与えるものとする。 3 〔略〕 (原状回復) 第8条 市長は、第5条の規定に違反した者に対して、直ちに原状回復を命じ、及び <u>玉陵等</u>の区域内からの退去を命ずることができる。 [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第3条関係)

施設	個人	団体(20人以上)
タマウドウン 玉 陵	大人 300円	大人 240円(1人につき)
	小人 150円	小人 120円(1人につき)
識名園	大人 400円	大人 320円(1人につき)
	小人 200円	小人 160円(1人につき)

備考

- 1 小人とは、中学生以下の者をいい、大人とは、それ以外の者をいう。
- 2 保護者が同伴する小学校就学前の者は、無料とする。

[改正後 別記]

別表(第3条関係)

区分		単位	観覧料(1人につき)	
			大人	小人
玉陵	個人	1日	300円	150円
		1年	600円	300円
	団体(20人以上)	1日	240円	120円
識名園	個人	1日	400円	200円
		1年	800円	400円
	団体(20人以上)	1日	320円	160円

備考

- 1 「小人」とは、中学生以下の者をいい、「大人」とは、それ以外の者をいう。
- 2 「1年」とは、観覧料を納付する日から起算して1年を経過する日までの期間(当該期間内に小人に該当しないこととなる者の小人の観覧料にあつては、観覧料を納付する日以後の最初の3月31日までの期間)をいう。
- 3 小学校就学前の者は、無料とする。

那覇市条例第12号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

那覇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 条例、執行機関の規則その他の規程(地方自治法(昭和22年法律第67号)第15条第1項の規則及び同法第138条の4第2項の規則その他の規程をいう。)及び企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条の企業管理規程をいう。)をいう。 (2) 市の機関 市長その他の執行機関、公営企業管理者その他市の職員であつて法律又は条例上独立に権限を行使す	<u>那覇市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u> (目的) 第1条 この条例は、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民等の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。 (定義) 第2条 [略] (1) 条例等 次に掲げるものをいう。 ア 市の条例及び規則等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第15条第1項の規則、同法第138条の4第2項の規則その他の規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条の企業管理規程をいう。以下同じ。) イ 地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定により沖縄県の条例で定めるところにより市が処理することとされた事務について規定する沖縄県の条例及び沖縄県の執行機関の規則 (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。 ア 市長その他の執行機関

<u>ることを認められたものをいう。</u> (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形</u>等の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 (4)～(5) [略] (6) 申請等 申請、届出その他の<u>条例等の規定に基づき市の機関</u>に対して行われる通知をいう。 (7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の<u>条例等の規定に基づき市の機関</u>が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。 (8) 縦覧等 <u>条例等の規定に基づき市の機関</u>が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。 (9) 作成等 <u>条例等の規定に基づき市の機関</u>が書面等又は電磁的記録を作成し<u>又は保存</u>することをいう。 (10) [略] (電子情報処理組織による申請等) 第3条 <u>市の機関</u>は、申請等のうち当該申請等に関する他の<u>条例等の規定により書面等により行うこととして</u>いるものについては、当該<u>条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより</u>、電子情報	<u>イ 上下水道事業管理者</u> <u>ウ ア又はイに定めるもののほか、市の職員であって法律又は条例上独立に権限を行使することを認められたもの</u> <u>エ 附属機関</u> <u>オ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者</u> (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u> (4)～(5) [略] (6) 申請等 申請、届出その他の<u>法令(法律及び法律に基づく命令をいう。次号から第9号までにおいて同じ。)</u>又は<u>条例等の規定に基づき市の機関等</u>に対して行われる通知をいう。 (7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の<u>法令又は条例等の規定に基づき市の機関等</u>が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。 (8) 縦覧等 <u>法令又は条例等の規定に基づき市の機関等</u>が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。 (9) 作成等 <u>法令又は条例等の規定に基づき市の機関等</u>が書面等又は電磁的記録を作成し、<u>又は保存</u>することをいう。 (10) [略] (電子情報処理組織による申請等) 第3条 <u>市の機関等</u>は、申請等のうち当該申請等に関する他の<u>条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているもの</u>については、当該<u>条例等の規定にかかわらず</u>、電子情報処
--	---

処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。以下同じ。)であって規則等で定めるものを使用する方法により行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の規定により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えさせることができる。

5 市の機関等は、申請等のうち他の条例等の規定において当該申請等の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の規定により行わせる場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもって行わせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等) 第4条 <u>市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。</u> 2 前項の規定により行われた処分通知等については、<u>当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</u> 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、<u>同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</u> 4 <u>第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているもの</u>	6 <u>申請等(当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものに限る。)のうちに第1項の規定により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。</u> (電子情報処理組織による処分通知等) 第4条 <u>市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織であって規則等で定めるものを使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該規則等で定めるものを使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。</u> 2 前項の規定により行われた処分通知等については、<u>当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</u> 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、<u>当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</u> 4 <u>市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されている</u>
--	--

については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、

ものを第1項の規定により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等（当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものに限る。）のうちに第1項の規定により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にか

規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

かわらず、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の規定により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第7条 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定により行うことが規定されているものを除く。）については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

（添付書面等の省略）

第8条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の市長が定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ市長が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき

（市の手続等に係る情報システムの整備等）

第7条 市は、情報システムの整備その他必要な措置を講じるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

2 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）

第8条 市長は、市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（規則等）

第9条 第3条から第6条までに規定する規則等は、市長その他の執行機関の所管に係る手続等にあつては当該執行機関の規則その他の規程、公営企業管理者の所管に係る手続等にあつては企業管理規程とする。

（委任）

事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととすることができる。

（情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正）

第9条 市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（情報システムの整備等）

第10条 市は、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるに当たっては、情報通信技術の活用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

2 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信技術の活用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第11条 市長は、市の機関等が電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（委任）

<u>第10条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	<u>第12条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則等</u> で定める。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市条例第13号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～3 [略]

- 4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。))による審	[略]	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額)

査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査

ア 一戸建ての住宅(新築) 52,000円
 イ 共同住宅等(新築) 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
 (ア) 500平方メートル以下の建築物 119,000円
 (イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 188,000円
 (ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 375,000円
 (エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 668,000円
 (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 1,146,000円
 (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 2,129,000円
 (キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 3,060,000円
 (ク) 30,000平方メートルを超える建築物 3,767,000円
 ウ 一戸建ての住宅(増築又は改築) 75,000円
 エ 共同住宅等(増築又は改築) 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
 (ア) 500平方メートル以下の建築物 176,000円
 (イ) 500平方メートルを超え1,000

			平方メートル以下の建築物 <u>278,000円</u> (ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 <u>556,000円</u> (エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 <u>992,000円</u> (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 <u>1,703,000円</u> (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 <u>3,167,000円</u> (キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 <u>4,552,000円</u> (ク) 30,000平方メートルを超える建築物 <u>5,604,000円</u>
(2)	法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(あらかじめ登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けたものに限る。ただし、法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅 10,000円 イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア) 500平方メートル以下の建築物 33,000円 (イ) 500平方メートルを超え1,000

			平方メートル以下の建築物 53,000円 (ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 98,000円 (エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 167,000円 (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 257,000円 (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 467,000円 (キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 636,000円 (ク) 30,000平方メートルを超える建築物 769,000円
(3)	法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅(新築) 6,000円 イ 共同住宅等(新築) 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア) 500平方メートル以下の建築物 11,000円 (イ) 500平方メートルを超え1,000

			平方メートル以下の建築物 <u>18,000円</u>
			(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 <u>28,000円</u>
			(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 <u>50,000円</u>
			(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 <u>85,000円</u>
			(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 <u>145,000円</u>
			(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 <u>188,000円</u>
			(ク) 30,000平方メートルを超える建築物 <u>213,000円</u>
		ウ	一戸建ての住宅(増築又は改築) <u>8,000円</u>
		エ	共同住宅等(増築又は改築) 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ <u>当該区分</u> に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
			(ア) 500平方メートル以下の建築物 <u>15,000円</u>
			(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 <u>24,000円</u>
			(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 <u>37,000円</u>
			(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 <u>66,000円</u>
			(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 <u>112,000円</u>
			(カ) 10,000平方メートルを超え2

			0,000平方メートル以下の建築物 190,000円 (キ) 20,000平方メートルを超え3 0,000平方メートル以下の建築物 245,000円 (ク) 30,000平方メートルを超える 建築物 273,000円
(4)	法第8条第1項の規定に 基づく長期優良住宅建 築等計画の変更(変更部 分について法第6条第1 項各号に掲げる基準に 適合していることにつ き、あらかじめ登録住宅 性能評価機関による審 査を受けたものを除 く。)の認定の申請に対 する審査	[略]	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区 分に定める額(申請に併せて法第8条第2 項において準用する法第6条第2項の規定 に基づく申出がある場合にあっては、当 該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那 覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲 げる額(構造計算適合性判定を要する部 分が含まれる場合にあっては、前項の表 備考の規定により算定した額を加えた 額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築 等計画の変更の認定について同時に申請 された住戸の合計数で除して得た額(そ の額に100円未満の端数があるときは、こ れを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅(新築) 26,000円 イ 共同住宅等(新築) 当該長期優良 住宅建築等計画の変更に係る部分の 床面積の2分の1の面積(床面積の増 加する部分にあっては、当該増加す る部分の床面積)に対応する(1)の項 手数料の額の欄イ(ア)から(ク)まで に掲げる区分に応じ、それぞれ当該 区分に定める額を、当該建築物に係 る長期優良住宅建築等計画の変更の 認定について同時に申請された住戸 の合計数で除して得た額(その額に1 00円未満の端数があるときはこれを 切り捨てた額) ウ 一戸建ての住宅(増築又は改築) 37,500円 エ 共同住宅等(増築又は改築) 当該 長期優良住宅建築等計画の変更に係 る部分の床面積の2分の1の面積(床 面積の増加する部分にあっては、当 該増加する部分の床面積)に対応す る(1)の項手数料の額の欄エ(ア)か ら(ク)までに掲げる区分に応じ、そ

			それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)
(5)	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変更部分についてあらかじめ登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けたものに限る。ただし、変更部分について法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅 5,000円 イ 共同住宅等 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に対応する(2)の項手数料の額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
(6)	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変更部分について法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を当該申請に係る長期優良住宅建築

	する審査		等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅(新築) 3,000円 イ 共同住宅等(新築) 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(3)の項手数料の額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) ウ 一戸建ての住宅(増築又は改築) 4,000円 エ 共同住宅等(増築又は改築) 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(3)の項手数料の額の欄エ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
(7)	法第9条第1項の規定による法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	[略]
(8)	[略]		

都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。)に基づく事務			
号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		

(2)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関(住宅以外の用途に供する部分については建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。)又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「評価機関等」という。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	[略]
(3)～(4) [略]		

備考 [略]

6～7 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～3 [略]

4 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又は</u>	[略]	次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の

これらの写し(以下この項において「確認書等」という。)を添えたものを除く。)の認定の申請に対する審査

合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額)

ア 一戸建ての住宅の新築をする場合
61,000円

イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)の新築をする場合
次の(ア)から(ク)までに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(ア) 500平方メートル以下の建築物 145,000円

(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 228,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 457,000円

(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 825,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 1,432,000円

(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 2,667,000円

(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 3,847,000円

(ク) 30,000平方メートルを超える建築物 4,740,000円

ウ 一戸建ての住宅の増築又は改築をする場合 89,000円

エ 共同住宅等の増築又は改築をする場合 次の(ア)から(ク)までに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定

			める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア) 500平方メートル以下の建築物 <u>213,000円</u> (イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 <u>337,000円</u> (ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 <u>678,000円</u> (エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 <u>1,227,000円</u> (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 <u>2,132,000円</u> (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 <u>3,973,000円</u> (キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 <u>5,732,000円</u> (ク) 30,000平方メートルを超える建築物 <u>7,061,000円</u>
(2)	法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(確認書等を添えたものに限る。)の認定の申請に対する審査	確認書等を添えた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅の新築をする場合 <u>10,000円</u> イ 共同住宅等の新築をする場合 次

			の(ア)から(ク)までに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア) 500平方メートル以下の建築物 <u>15,000円</u> (イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 <u>24,000円</u> (ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 <u>38,000円</u> (エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 <u>58,000円</u> (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 <u>88,000円</u> (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 <u>147,000円</u> (キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 <u>185,000円</u> (ク) 30,000平方メートルを超える建築物 <u>210,000円</u> ウ 一戸建ての住宅の増築又は改築をする場合 <u>13,000円</u> エ 共同住宅等の増築又は改築をする場合 次の(ア)から(ク)までに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア) 500平方メートル以下の建築物 <u>22,000円</u> (イ) 500平方メートルを超え1,000
--	--	--	---

			0平方メートル以下の建築物 <u>34,000円</u> (ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 <u>55,000円</u> (エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 <u>86,000円</u> (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 <u>130,000円</u> (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 <u>219,000円</u> (キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 <u>277,000円</u> (ク) 30,000平方メートルを超える建築物 <u>314,000円</u>
(3)	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変更部分について<u>確認書等を添えたものを除く。</u>)の認定の申請に対する審査	[略]	次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅の新築をする場合 <u>30,500円</u> イ 共同住宅等の新築をする場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に対応する(1)の号手数料の額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ク)までに定める額を

			、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) ウ 一戸建ての住宅の増築又は改築をする場合 44,500円 エ 共同住宅等の増築又は改築をする場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(1)の号手数料の額の欄エ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
(4)	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変更部分について <u>確認書等を添えたもの</u> に限る。)の認定の申請に対する審査	<u>確認書等を添えた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</u>	次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅の新築をする場合 5,000円 イ 共同住宅等の新築をする場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(2)の号手数料の額の欄イ(ア)

			から(ク)までに掲げる区分に応じ、<u>当該(ア)から(ク)までに定める額</u>を、当該建築物に係る長期優良住宅等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) ウ 一戸建ての住宅の増築又は改築をする場合 6,500円 エ 共同住宅等の増築又は改築をする場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に対応する(2)の号手数料の額の欄 エ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、<u>当該(ア)から(ク)までに定める額</u>を、当該建築物に係る長期優良住宅等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
(5)	法第9条第1項及び第3項の規定による法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した <u>場合等</u> における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	[略]
(6)	[略]		

5 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		
(2)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関</u> (住宅以外の用途に供する部分について	[略]	

は建築基準法第77条の2 1第1項に規定する指定 確認検査機関を兼ねる ものに限る。)又は建築 物のエネルギー消費性 能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) 第15条第1項に規定する 登録建築物エネルギー 消費性能判定機関(以下 「評価機関等」という。) による審査を受けたも のに限る。)の認定の申 請に対する審査	
(3)～(4) [略]	

備考 [略]

6～7 [略]

那覇市条例第14号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成30年那覇市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条及び第11条に規定する指定障害者支援施設等については、同条例第6条及び第10条の規定にかかわらず、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。	付 則 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条及び第11条に規定する指定障害者支援施設等については、同条例第6条及び第10条の規定にかかわらず、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第15号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

なは商人塾条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

なは商人塾条例を廃止する条例

なは商人塾条例(平成7年那覇市条例第19号)は、廃止する。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市条例第16号

令和 4 年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市税条例及び那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市税条例及び那覇市手数料条例の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(法人の市民税の申告納付) 第48条 [略] 2～8 [略] 9 法第321条の8第60項の特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 10～14 [略] 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の規定による処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16 [略] 付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 [略] 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市	(法人の市民税の申告納付) 第48条 [略] 2～8 [略] 9 法第321条の8第62項の特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 10～14 [略] 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の規定による処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16 [略] 付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 [略] 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市

町村の条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。	町村の条例で定める割合は、 <u>5分の4</u> とする。
3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。	3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。
4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

- 16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 22 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

25～26 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 [略]

2～7 [略]

- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 22 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

26～27 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 [略]

2～7 [略]

- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略] (4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項の補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 9 [略] 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) [略] (4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項の補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 11～12 [略] (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該	(1)～(3) [略] (4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項の補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 9 [略] 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) [略] (4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項の補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 11～12 [略] (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該
---	--

年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 [略]

年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

(那覇市手数料条例の一部改正)

第2条 那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
民生及び税務に関するもの				民生及び税務に関するもの			
1～2 [略]				1～2 [略]			
3 地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「法」という。)に基づく事務				3 [略]			
号	事務	手数料 の名称	手数料 の額	号	事務	手数料 の名称	手数料 の額
(1)	[略]			(1)	[略]		

(2)	法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧（縦覧期間中の閲覧を除く。）	[略]
(3)	法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付	[略]
4～8 [略]		
(2)	法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳（ <u>同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u> ）の閲覧（縦覧期間中の閲覧を除く。）	[略]
(3)	法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（ <u>同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u> ）の交付	[略]
4～8 [略]		
備考 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。		

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の那覇市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

那覇市条例第17号

令和 4 年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 [略] 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。 4 [略] (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1)～(3) [略]	(課税額) 第2条 [略] 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。 4 [略] (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1)～(3) [略]

2 〔略〕	2 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

那覇市条例第18号

令和 4 年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成14年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 4 職員が新型コロナウイルス感染症(<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u>)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で規則で定めるものに従事したときは、第6条の規定にかかわらず、従事した日1日につき、4,000円を超えない範囲内で規則で定める額の感染症防疫作業手当を支給する。	付 則 4 職員が新型コロナウイルス感染症(<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)</u>である感染症をいう。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で規則で定めるものに従事したときは、第6条の規定にかかわらず、従事した日1日につき、4,000円を超えない範囲内で規則で定める額の感染症防疫作業手当を支給する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第11号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市資材の譲与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市資材の譲与に関する規則等の一部を改正する規則

(那覇市資材の譲与に関する規則の一部改正)

第1条 那覇市資材の譲与に関する規則(1971年那覇市規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(譲与の申請) 第4条 資材の譲与を受けようとする者は、資材譲与申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) [略] (資材譲与の決定) 第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、現地調査及び書類審査の上、適当と認める者については、資材の譲与を決定し、資材譲与通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。 (工事の変更、中止等) 第7条 資材の譲与を受けた者(以下「工事施工者」という。)は、次の各号の一に該当するときは、工事の変更、中止等承認申請書(第3号様式)により、速やかに市長に届け出て、その承認を受けなければならない。 (1)～(2) [略] (受領書の提出) 第9条 工事施工者は、資材の交付を受けたときは、速やかに受領書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。 (確認調査) 第12条 [略] 2 前項の確認調査を命じられた職員は、工事完成確認調書(第5号様式)を作成しなければならない。	(譲与の申請) 第4条 資材の譲与を受けようとする者は、資材譲与申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) [略] (資材譲与の決定) 第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、現地調査及び書類審査の上、適当と認める者については、資材の譲与を決定し、資材譲与通知書により、申請者に通知するものとする。 (工事の変更、中止等) 第7条 資材の譲与を受けた者(以下「工事施工者」という。)は、次の各号の一に該当するときは、工事の変更、中止等承認申請書により、速やかに市長に届け出て、その承認を受けなければならない。 (1)～(2) [略] (受領書の提出) 第9条 工事施工者は、資材の交付を受けたときは、速やかに受領書を市長に提出しなければならない。 (確認調査) 第12条 [略] 2 前項の確認調査を命じられた職員は、工事完成確認調書を作成しなければならない。 (様式) 第14条 次の表に掲げる文書の様式は、市長が定める。

第1号様式 [略] 第2号様式 [略] 第3号様式 [略] 第4号様式 [略] 第5号様式 [略]	<table border="1"> <tr> <th>文書の名称</th><th>関係規定</th></tr> <tr> <td>資材譲与申請書</td><td>第4条</td></tr> <tr> <td>資材譲与通知書</td><td>第5条</td></tr> <tr> <td>工事の変更、中止等承認申請書</td><td>第7条</td></tr> <tr> <td>受領書</td><td>第9条</td></tr> <tr> <td>工事完成確認調書</td><td>第12条第2項</td></tr> </table> (補則) 第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。	文書の名称	関係規定	資材譲与申請書	第4条	資材譲与通知書	第5条	工事の変更、中止等承認申請書	第7条	受領書	第9条	工事完成確認調書	第12条第2項
文書の名称	関係規定												
資材譲与申請書	第4条												
資材譲与通知書	第5条												
工事の変更、中止等承認申請書	第7条												
受領書	第9条												
工事完成確認調書	第12条第2項												
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。													
(那覇市電線共同溝占用規則の一部改正)													
第2条 那覇市電線共同溝占用規則(平成10年那覇市規則第28号)の一部を次のように改正する。													
改正前 (占用の許可の申請等) 第2条 法第4条第1項(法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による占用の許可の申請、法第4条第3項(法第8条第3項において準用する場合を含む。)に規定する協議、法第11条に規定する許可の申請、法第12条に規定する変更の許可の申請又は法第21条に規定する協議(その成立をもって法第11条第1項又は法第12条第1項の規定による許可を受けたものとみなされるものに限る。)は、<u>電線共同</u>	改正後 (占用の許可の申請等) 第2条 法第4条第1項(法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による占用の許可の申請、法第4条第3項(法第8条第3項において準用する場合を含む。)に規定する協議、法第11条に規定する許可の申請、法第12条に規定する変更の許可の申請又は法第21条に規定する協議(その成立をもって法第11条第1項又は法第12条第1項の規定による許可を受けたものとみなされるものに限る。)は、<u>電線共同</u>												

<u>溝の／占用許可申請書／占用協議書／占用に係る変更許可申請書／(第1号様式)</u>を市長に提出して行うものとする。 2 [略] (地位承継届) 第3条 法第6条第2項(法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定又は法第14条第2項の規定による届出は、<u>／電線共同溝の占用予定者の地位／電線共同溝の占用等の許可に基づく地位／の承継の届出書(第2号様式)</u>によるものとする。 2 [略] (占用の許可等) 第4条 法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可又は第4条第3項若しくは第21条に規定する協議に対する回答は、<u>電線共同溝の占用／許可／回答／書(第3号様式)</u>を、申請者又は協議者に交付して行うものとする。この場合において、市長は、申請者又は協議者が占有することができる部分を明らかにした図面を添付するものとする。 (敷設工事の期間及び概要の届出書) 第5条 政令第7条第2項第1号の規定による届出は、敷設工事の期間及び概要の届出書<u>(第4号様式)</u>によるものとする。 2 [略] (敷設に関する工事完了届の提出等) 第6条 法の規定に基づき電線共同溝を占有する者(以下「占有者」という。)は、敷設に関する工事が完了したときは、速やかに敷設に関する工事完了届<u>(第5号様式)</u>を市長に提出し、当該工事に関する市長の検査を受けなければならない。 (占用の権利譲渡の承認申請等) 第7条 法第15条第1項の規定による市長の承認を受けようとする者又は法第21条の協議(その成立をもって法第15条第1項の規定による承認を受けたものとみなされ	<u>溝の占有許可申請書・占用協議書・占用に係る変更許可申請書</u>を市長に提出して行うものとする。 2 [略] (地位承継届) 第3条 法第6条第2項(法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定又は法第14条第2項の規定による届出は、<u>電線共同溝の占有予定者の地位・電線共同溝の占用等の許可に基づく地位の承継の届出書</u>によるものとする。 2 [略] (占用の許可等) 第4条 法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可又は第4条第3項若しくは第21条に規定する協議に対する回答は、<u>電線共同溝の占有許可・回答書</u>を、申請者又は協議者に交付して行うものとする。この場合において、市長は、申請者又は協議者が占有することができる部分を明らかにした図面を添付するものとする。 (敷設工事の期間及び概要の届出書) 第5条 政令第7条第2項第1号の規定による届出は、敷設工事の期間及び概要の届出書によるものとする。 2 [略] (敷設に関する工事完了届の提出等) 第6条 法の規定に基づき電線共同溝を占有する者(以下「占有者」という。)は、敷設に関する工事が完了したときは、速やかに敷設に関する工事完了届を市長に提出し、当該工事に関する市長の検査を受けなければならない。 (占用の権利譲渡の承認申請等) 第7条 法第15条第1項の規定による市長の承認を受けようとする者又は法第21条の協議(その成立をもって法第15条第1項の規定による承認を受けたものとみなされ
--	---

るものに限る。)をしようとする者は、電線共同溝の占用の許可に基づく権利の譲渡／承認申請書／協議書／(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 [略]

(占用の廃止)

第8条 占用者は、電線共同溝の占用を廃止しようとするときは、あらかじめ、電線共同溝占有廃止届(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 [略]

第1号様式 [略]

第2号様式 [略]

第3号様式 [略]

第4号様式 [略]

第5号様式 [略]

第6号様式 [略]

第7号様式 [略]

備考

るものに限る。)をしようとする者は、電線共同溝の占用の許可に基づく権利の譲渡承認申請書・協議書を市長に提出しなければならない。

2 [略]

(占用の廃止)

第8条 占用者は、電線共同溝の占用を廃止しようとするときは、あらかじめ、電線共同溝占有廃止届を市長に提出しなければならない。

(様式)

第9条 次の表に掲げる文書の様式は、市長が定める。

文書の名称	関係規定
電線共同溝の占有許可申請書・占有協議書・占有に係る変更許可申請書	第2条第1項
電線共同溝の占有予定者の地位・電線共同溝の占有等の許可に基づく地位の承継の届出書	第3条第1項
電線共同溝の占有許可・回答書	第4条
敷設工事の期間及び概要の届出書	第5条第1項
敷設に関する工事完了届	第6条
電線共同溝の占用の許可に基づく権利の譲渡承認申請書・協議書	第7条第1項
電線共同溝占有廃止届	第8条

(補則)

第10条 [略]

- 1 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
- 3 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 4 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。
- 5 前条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。

（那覇市法定外公共物管理規則の一部改正）

第3条 那覇市法定外公共物管理規則（平成17年那覇市規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（占用の許可申請） 第3条 〔略〕 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した法定外公共物占用許可申請書（<u>第1号様式</u>）を市長に提出しなければならない。 （1）～（5） 〔略〕 3 〔略〕 （占用の許可） 第6条 〔略〕 2 市長は、前項の規定により占用を許可するときは、法定外公共物占用許可書（<u>第2号様式</u>）を申請者に交付する。 3 〔略〕 （工作物等完成の届出） 第8条 占用者は、第3条第1項各号に規定する工作物等の設置の工事が完了したときは、位置図、完了写真その他市長が定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した工作物等完成届（<u>第3号様式</u>）を市長に提出しなければならない。 （1）～（3） 〔略〕 （占用廃止又は占用期間満了の届出） 第9条 占用者は、占用を廃止した場合又は占用の期間が満了した場合においては、占用をしている工作物等を除却し、法定外公共物を原状に回復するとともに、位置図、完了写真その他市長が定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した	（占用の許可申請） 第3条 〔略〕 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した法定外公共物占用許可申請書を市長に提出しなければならない。 （1）～（5） 〔略〕 3 〔略〕 （占用の許可） 第6条 〔略〕 2 市長は、前項の規定により占用を許可するときは、法定外公共物占用許可書を申請者に交付する。 3 〔略〕 （工作物等完成の届出） 第8条 占用者は、第3条第1項各号に規定する工作物等の設置の工事が完了したときは、位置図、完了写真その他市長が定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した工作物等完成届を市長に提出しなければならない。 （1）～（3） 〔略〕 （占用廃止又は占用期間満了の届出） 第9条 占用者は、占用を廃止した場合又は占用の期間が満了した場合においては、占用をしている工作物等を除却し、法定外公共物を原状に回復するとともに、位置図、完了写真その他市長が定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した

法定外公共物占用（廃止・期間満了）届（第4号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

（細目）

第12条 〔略〕

第1号様式（第3条、第4条、第5条関係） 〔略〕

第2号様式（第6条関係） 〔略〕

第3号様式（第8条関係） 〔略〕

第4号様式（第9条関係） 〔略〕

法定外公共物占用（廃止・期間満了）届を速やかに市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

（様式）

第12条 次の表に掲げる文書の様式は、市長が定める。

文書の名称	関係規定
法定外公共物占用許可申請書	第3条第2項
法定外公共物占用許可書	第6条第2項
工作物等完成届	第8条
法定外公共物占用（廃止・期間満了）届	第9条

（補則）

第13条 〔略〕

備考

- 1 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 3 第1条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。
- 4 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
- 5 第1条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第12号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市道路占用規則の一部を改正する規則

那覇市道路占用規則(1966年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(占用の許可申請) 第2条 法第32条第1項の規定による<u>道路の</u> <u>占用許可を受けようとする者は、道路占</u> <u>用／許可申請／協議／書(第1号様式)を</u> <u>市長に提出しなければならない。この場</u> <u>合において、特に必要があると認めると</u> <u>きは、次に掲げる書類及び図面の提出を</u> <u>求めることができる。</u> (1)～(5) 〔略〕 (<u>占用の変更許可申請</u>) 第3条 法第32条第3項の規定により変更の 許可を受けようとする者は、<u>道路占用／</u> <u>許可申請／協議／書を市長に提出しな</u> <u>ければならない。</u> (<u>占用の更新許可申請</u>) 第4条 <u>占用の許可を受けた者(以下「占用</u> <u>者」という。)</u>は、<u>許可を受けた占用期間</u> <u>満了後引き続き占用の許可を受けようと</u> <u>するときは、期間満了の前日、一時占用</u> <u>にあつては3日(市長がやむを得ないと認</u> <u>めるものについては1日)その他の場合に</u> <u>あつては30日までに、道路占用／許可申</u> <u>請／協議／書を市長に提出しなければな</u> <u>らない。</u>	(占用の許可申請) 第2条 法第32条第1項の規定による許可を 受けようとする者が<u>同条第2項に規定す</u> <u>る申請書を市長に提出するときは、次に</u> <u>掲げる書類又は図面を添付しなければな</u> <u>らない。ただし、市長が添付の必要がな</u> <u>いと認める書類又は図面にあつては、こ</u> <u>の限りでない。</u> (1)～(5) 〔略〕 2 前項の申請書の様式は、<u>道路法施行規則</u> <u>第4条の3第1項に規定する様式とする。</u> (<u>占用の変更許可申請</u>) 第3条 法第32条第2項及び前条の規定は、 法第32条第3項の規定による許可を受け ようとする場合について準用する。 (<u>許可の更新に係る申請書の提出期限</u>) 第4条 法第32条第1項の規定による許可を 受けた者(以下「<u>占用者</u>」という。)が当 該許可を受けた<u>占用の期間が満了した後</u> <u>引き続き同項の許可を受けようとする場</u> <u>合の同条第2項に規定する申請書の提出</u> <u>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、</u> <u>当該各号に定める日までにしなければならない。</u> (1) <u>一時的な占用の場合 占用の期間</u> <u>が満了する日の前日から起算して3日</u> <u>前の日(市長がやむを得ないと認める</u> <u>ものにあつては、当該期間が満了する</u> <u>日の前日)</u> (2) <u>前号に掲げる場合以外の場合 占</u> <u>用の期間が満了する日の前日から起算</u> <u>して30日前の日</u>

(許可証の交付) 第5条 前3条の規定により許可したときは、市長は、<u>道路占用許可証(第2号様式)</u>を申請者に交付する。 (占用の廃止) 第6条 占用者は、占用期間満了前に占用者の都合により、占用を廃止したときは、速やかに<u>道路占用廃止届(第3号様式)</u>を市長に提出しなければならない。 (占用権の承継等) 第7条 [略] 2 占用者が住所、氏名又は名称を変更した場合は、速やかに、<u>道路占用者／住所／氏名／変更届(第4号様式)</u>を市長に提出しなければならない。 3 相続人において権利を承継したときは、承継後1月以内に戸籍抄本を添えて、<u>道路占用承継届(第5号様式)</u>を市長に提出しなければならない。 4～5 [略] (工事の執行) 第8条 占用者が道路に関する工事に着手しようとするときは、<u>工事着手の日</u>の3日前までに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。 2 [略] (道路の原状回復) 第9条 占用者は、占用許可の期間が満了したとき、占用を廃止したとき、又は占用を取り消されたときは、直ちに道路を原状に回復するとともに<u>道路占用返地届(第6号様式)</u>を市長に提出し、検査を受けなければならない。 2 [略] (占用を受けたことの表示) 第10条 占用者は、<u>占用箇所の見やすい場所</u>に<u>道路占用許可済(第7号様式)</u>の標札を標示しなければならない。ただし、市	(許可証の交付) 第5条 市長は、<u>法第32条第1項又は第3項の規定による許可をしたときは</u>、<u>道路占用許可証</u>を申請者に交付する。 (占用の廃止) 第6条 占用者は、<u>占用期間満了前に</u>占用者の都合により、<u>占用を廃止したときは</u>、速やかに<u>道路占用廃止届</u>を市長に提出しなければならない。 (占用権の承継等) 第7条 [略] 2 占用者が住所、氏名又は名称を変更した場合は、速やかに、<u>道路占用者住所氏名変更届</u>を市長に提出しなければならない。 3 相続人において権利を承継したときは、承継後1月以内に戸籍抄本を添えて、<u>道路占用承継届</u>を市長に提出しなければならない。 4～5 [略] (工事の執行) 第8条 占用者が道路に関する工事に着手しようとするときは、<u>工事に着手する日</u>の前日から起算して<u>3日前の日</u>までに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。 2 [略] (道路の原状回復) 第9条 占用者は、<u>占用許可の期間が満了したとき</u>、<u>占用を廃止したとき</u>、又は<u>占用を取り消されたときは</u>、直ちに道路を原状に回復するとともに<u>道路占用返地届</u>を市長に提出し、検査を受けなければならない。 2 [略] (占用を受けたことの表示) 第10条 占用者は、<u>占用箇所の見やすい場所</u>に<u>道路占用許可済</u>の標札を標示しなければならない。ただし、市長が必要でな
--	---

長が必要でないと認めたときは<u>この限り</u>でない。 第1号様式　〔略〕 第2号様式　〔略〕 第3号様式　〔略〕 第4号様式　〔略〕 第5号様式　〔略〕 第6号様式　〔略〕 第7号様式　〔略〕	いと認めたときは、<u>この限り</u>でない。 （様式） 第12条　次の表に掲げる文書の様式は、市長が定める。 <table border="1"> <tr> <th>文書の名称</th><th>関係規定</th></tr> <tr> <td>道路占用許可証</td><td>第5条</td></tr> <tr> <td>道路占用廃止届</td><td>第6条</td></tr> <tr> <td>道路占用者住所氏名変更届</td><td>第7条第2項</td></tr> <tr> <td>道路占用承継届</td><td>第7条第3項及び第4項</td></tr> <tr> <td>道路占用返地届</td><td>第9条第1項</td></tr> <tr> <td>道路占用許可済</td><td>第10条</td></tr> </table> （補則） 第13条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。	文書の名称	関係規定	道路占用許可証	第5条	道路占用廃止届	第6条	道路占用者住所氏名変更届	第7条第2項	道路占用承継届	第7条第3項及び第4項	道路占用返地届	第9条第1項	道路占用許可済	第10条
文書の名称	関係規定														
道路占用許可証	第5条														
道路占用廃止届	第6条														
道路占用者住所氏名変更届	第7条第2項														
道路占用承継届	第7条第3項及び第4項														
道路占用返地届	第9条第1項														
道路占用許可済	第10条														
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4　改正後の欄中の表（以下「改正後表」という。）の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 5　改正前の欄中の様式（以下「改正様式」という。）の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。															

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第13号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則

那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(企画財務部における課の分掌事務) 第6条 企画調整課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) 〔略〕 (5)～(13) 〔略〕 2～6 〔略〕 (市民文化部における課の分掌事務) 第7条 〔略〕 2 〔略〕 3 ハイサイ市民課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(10) 〔略〕 (11) 国民年金及び国民健康保険の資格得喪に関すること。 <u>(12) 国民年金手帳の交付再交付申請受付等に関すること。</u> (13)～(14) 〔略〕 (15)～(17) 〔略〕 <u>(18) 国民年金事業の企画及び普及に関すること。</u> <u>(19) 国民年金、福祉年金の裁定請求書諸届等の受理審査及び経由に関すること。</u> <u>(20) 福祉年金受給者の住所の変更に關すること。</u> <u>(21) 特別障害給付金に関すること。</u> <u>(22)～(23) 〔略〕</u> <u>(24) 国民年金保険料の納付免除申請の</u>	(企画財務部における課の分掌事務) 第6条 〔略〕 (1)～(4) 〔略〕 <u>(5) デジタル・トランスフォーメーション(別表において「DX」という。)の推進に関すること。</u> (6)～(14) 〔略〕 2～6 〔略〕 (市民文化部における課の分掌事務) 第7条 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕 (1)～(10) 〔略〕 (11) 国民健康保険の資格得喪に関すること。 (12)～(13) 〔略〕 <u>(14) 国民年金に関する事務に関すること。</u> (15)～(17) 〔略〕 (18)～(19) 〔略〕

<u>受付に関すること。</u> (25) 〔略〕 4～5 〔略〕 (健康部における保健所及び課の分掌事務) 第11条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 地域保健課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) 〔略〕 (8) <u>不妊に悩む方への特定治療支援事業に関すること。</u> (9)～(16) 〔略〕 6 〔略〕 (都市みらい部における課の分掌事務) 第13条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 花とみどり課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 〔略〕 (2) <u>緑化に関すること。</u> (3) 〔略〕 5 公園管理課の分掌事務は、<u>公園、緑地等の管理に関することとする。</u> [別表 別記]	(20) 〔略〕 (21) <u>おくやみコーナーに関すること。</u> 4～5 〔略〕 (健康部における保健所及び課の分掌事務) 第11条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 〔略〕 (1)～(7) 〔略〕 (8) <u>不妊症の方又は不育症の方への支援に関すること。</u> (9)～(16) 〔略〕 6 〔略〕 (都市みらい部における課の分掌事務) 第13条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 (3) <u>緑の基本計画に関すること。</u> 5 公園管理課の分掌事務は、<u>次のとおりとする。</u> (1) <u>公園、緑地等の管理に関すること。</u> (2) <u>緑化に関すること(他課の所管に属するものを除く。)</u>。 [別表 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表(第1条関係)

式（第1乗関係部）

部	所	課	室
[略]			
企画財務部		企画調整課	[略]
			<u>デジタル化推進室</u>
		[略]	
[略]			
健康部	[略]		
	保健所	[略]	
		健康増進課	
		[略]	
[略]			
まちなみ共創部		[略]	
		建築工事課	
		[略]	

〔改正後 別記〕

別表(第1条関係)

式（第1乗換係）

部	所	課	室	
[略]				
企画財務部		企画調整課	[略]	
			<u>DX推進室</u>	
		[略]		
[略]				
健康部	[略]			
	保健所	[略]		
		健康増進課	<u>新型コロナウイルスワクチン接種推進室</u>	
		[略]		
[略]				
まちなみ共創部		[略]		
		建築工事課	<u>新真和志複合施設建設準備室</u>	
		[略]		

那覇市規則第14号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(要介護者の範囲及び要介護の期間) 第15条 条例第6条の2第2項の規則で定める者は、次に掲げる者(第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。 (1) [略] (2) [略] 2 [略] (病気休暇) 第21条 病気休暇の期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間を超えない範囲内で療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、断続的に療養する必要がある勤務しないことがやむを得ないと市長が定める場合にあつては、当該療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。 (1) [略]	(要介護者の範囲及び要介護の期間) 第15条 条例第6条の2第2項の規則で定める者は、次に掲げる者(第3号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。 (1) [略] (2) <u>職員とパートナーシップ(互いを人生のパートナーとし、日常生活及び社会生活上、精神的、かつ、経済的又は物理的に支え合う、2人(その一方又は双方の性的指向(自己の恋愛又は性的欲求の対象となる性別についての指向をいう。))が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認(自己の性別についての認識をいう。))が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。))の関係をいう。))</u>にある者のうち任命権者が認めるもの(別表第2において「職員のパートナー」という。)) (3) [略] 2 [略] (病気休暇) 第21条 病気休暇の期間は、次の各号に掲げる場合の<u>区分</u>に応じ、当該各号に定める期間を超えない範囲内で療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、断続的に療養する必要がある勤務しないことがやむを得ないと市長が定める場合にあつては、当該療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。 (1) [略]

(2) <u>結核性疾患の場合 1年</u> (3) <u>前2号以外の負傷又は疾病の場合で</u> 休暇開始の日から引き続く5日以上勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 90日 (4) <u>前3号以外の場合 一の年度に5日</u> 2 病気休暇のため勤務しなかった職員が勤務することとなった日から6月(前項第3号の場合にあっては3月)以内に同一の負傷又は疾病により再び勤務しないこととなる場合の病気休暇の期間は、再び勤務することとなる前の病気休暇の期間に引き続いたものとみなして、前項各号の規定を適用する。 3 [略] (特別休暇) 第21条の2 [略] 2 1日を単位とする別表第2第13号、<u>第22号及び第23号</u>の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。 3 1時間を単位として使用した別表第2第13号、<u>第22号及び第23号</u>の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。 (1)～(3) [略] [別表第2 別記]	(2) <u>前号に掲げる場合を除くほか、負傷又は疾病のため</u>休暇開始の日から引き続く5日以上勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 90日 (3) <u>前2号に掲げる場合以外の場合 一の年度に5日</u> 2 病気休暇のため勤務しなかった職員が勤務することとなった日から6月(前項第2号に掲げる場合にあっては、3月)以内に同一の負傷又は疾病により再び勤務しないこととなる場合の病気休暇の期間は、再び勤務することとなる前の病気休暇の期間に引き続いたものとみなして、前項各号の規定を適用する。 3 [略] (特別休暇) 第21条の2 [略] 2 1日を単位とする別表第2第13号及び第22号から第25号までに<u>掲げる場合</u>の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。 3 1時間を単位として使用した別表第2第13号<u>及び第22号から第25号までに掲げる場合</u>の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。 (1)～(3) [略] [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 5 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあ	

る全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第15条、第21条の2、第23条、第25条関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～11	[略]	
12	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	婚姻の届出の日又は結婚式の日 の前後30日の期間内において、1 日を単位として7日
13～14	[略]	
15	夏期において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	[略]
16～17	[略]	
18	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	配偶者 [略]
19	職員が父母、配偶者及び子の死亡後15年以内に追悼のための特別の行事を行う場合	[略]
20	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	[略]
21	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア～ウ [略]	[略]
22～23	[略]	

備考

1～4 [略]

- 5 第18号において、配偶者及び血族の父母、子であって遠隔の地にある場合は、往復の日数を加算することができる。

[改正後 別記]

別表第2(第15条、第21条の2、第23条、第25条関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～11	[略]	
12	職員が結婚(これに準ずるものとして市長が認めるものを含む。以下この号において「結婚等」という。)をする場合で、結婚式、旅行その他の結婚等に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	婚姻の届出の日、結婚式の日又はこれらに準ずるものとして市長が認める日のいずれかの日の前後30日の期間内において、1日を単位として7日
13～14	[略]	
15	夏季において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	[略]
16～17	[略]	
18	職員の親族等が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族等の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	配偶者等 [略]
19	職員が父母、配偶者等及び子の死亡後15年以内に追悼のための特別の行事を行う場合	[略]
20	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者等、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	[略]
21	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族等に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア～ウ [略]	[略]
22～23	[略]	
24	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において、1日又は1時間を単位として5日(当該通院等が

		体外受精その他の市長が定める 治療に係るものである場合に あつては、10日）以内
25	妊娠中の女性職員がつわりその他妊娠に伴う症 状のため勤務することが著しく困難であると認 められる場合	1の妊娠期間中において、1日又 は1時間を単位として5日以内
26	その他市長が特に必要と認める場合	市長が必要と認める期間

備考

1 この表において「配偶者等」とは、配偶者又は職員のパートナーをいう。

2～5 〔略〕

6 第18号において、配偶者等及び血族の父母、子であつて遠隔の地にある場合は、往復の日数を加算することができる。

那覇市規則第15号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の任免に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の任免に関する規則（昭和47年那覇市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（用語の定義）</u> <u>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u> <u>（1）採用 現に職員でない者を職員に任命すること。</u> <u>（2）昇任 職員を現に有する職より上位の職に任命すること。</u> <u>（3）降任 職員を現に有する職より下位の職に任命すること。</u> <u>（4）転任 職員を昇任及び降任以外の方法で他の職に任命すること。</u> <u>第3条</u> 〔略〕	<u>第2条</u> 〔略〕 <u>（試験委員会）</u> <u>第3条 採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）又は選考に関する事務を行わせるため、那覇市職員試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> <u>（採用候補者名簿の作成及びこれによる採用）</u> <u>第4条 委員会は、採用試験の結果に基づき、試験ごとに採用候補者名簿を作成するものとする。</u> <u>2 職員の採用は、採用候補者名簿に記載された者の中から行うものとする。</u> <u>3 採用候補者名簿の有効期間は、作成後1年とする。ただし、特に必要がある場合は、1年を超えない期間でこれを延長することができる。</u> <u>（昇任の方法）</u> <u>第5条 職員の昇任は、競争試験の成績又は当該職員の人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとする。</u>
<u>（昇任等）</u> <u>第4条 職員の昇任は、競争試験又は選考によるものとする。</u>	

2 前条及び前項の競争試験及び選考を行うため、那覇市職員試験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

3 職員は、委員会によって作成された任用候補者名簿のうちから採用し、又は昇任させるものとする。

(条件付採用期間の終了)

第5条 法第22条に基づく条件付採用期間の終了前に別段の措置をしない限り、その期間の終了した日の翌日において、職員の任用は、正式のものとなる。

第6条 [略]

(競争試験の受験資格)

第7条 競争試験は、その対象となる職種に応じ、必要な経歴、学歴、免許等を有する者について行う。

(競争試験の方法)

第8条 競争試験は、受験者の有する職務遂行の能力を相対的に判定するため、次に掲げる方法のうち2以上をあわせて行うものとする。

(1) 筆記試験

(2) 口述試験

(3) 勤務評定

(4) 身体検査

(5) その他職務遂行の能力を客観的に判定することができる方法

(選考の基準及び方法)

第9条 採用する場合の選考の基準及び方法は、職種及び組織上の地位に応じて、必要な経歴、学歴、知識又は技能を有する者の中から経歴評定、実地試験その他の方法により行う。

(会計年度任用職員の採用等)

(降任の同意)

第6条 法第28条第1項の規定による場合を除き、職員を降任する場合は、書面による同意を得るものとする。

(条件付採用期間の終了)

第7条 法第22条に規定する条件付採用の期間(以下「条件付採用期間」という。)の終了前に別段の措置をしない限り、その期間が終了する日の翌日において、職員の採用は、正式のものとなる。

第8条 [略]

(会計年度任用職員の採用等)

<u>第9条の2</u> 会計年度任用職員(法第22条の2第1項の会計年度任用職員をいう。以下同じ。)の採用は、<u>第3条</u>の規定にかかわらず、選考によるものとする。 2～4 [略] 5 会計年度任用職員に対する第6条の規定の適用については、同条第1項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、同条第3項中「1年」とあるのは「当該職員の任期の末日」とする。この場合において、同条第2項の規定は、適用しない。 (任用候補者名簿) <u>第10条</u> 任用候補者名簿は、競争試験の結果に基づいて作成される採用候補者名簿及び昇任候補者名簿の2種類とし、試験の行われた職種の区分に応じて作成する。 <u>2</u> 名簿の有効期間は、作成後1年とする。ただし、特に必要がある場合は、1年を超えない期間でこれを延長することができる。 <u>第11条</u> [略] (辞令の交付) <u>第12条</u> 次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令を交付する。 (1)～(9) [略] (10) <u>第6条第2項</u>の規定により、条件付採用期間を延長する場合 (11)～(12) [略] <u>第13条～第14条</u> [略]	<u>第9条</u> 会計年度任用職員(法第22条の2第1項の会計年度任用職員をいう。以下同じ。)の採用は、<u>第2条</u>の規定にかかわらず、選考によるものとする。 2～4 [略] 5 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条第1項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、同条第3項中「1年」とあるのは「当該職員の任期の末日」とする。この場合において、同条第2項の規定は、適用しない。 <u>第10条</u> [略] (辞令の交付) <u>第11条</u> [略] (1)～(9) [略] (10) <u>第8条第2項</u>の規定により、条件付採用期間を延長する場合 (11)～(12) [略] <u>第12条～第13条</u> [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市規則第16号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険税条例施行規則(昭和47年那覇市規則第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
(保険税の減免) 第3条 条例第22条第1項の規定による保険税の減免は、次に定めるところにより必要と認める者に対して行う。 (1) [略] (2) 条例第22条第1項第2号ア及びイのいずれにも該当する被保険者(以下「旧被扶養者」という。)である場合 次のアからウまでに掲げる額の合計額を減免する。 ア [略] イ 条例第21条第1号又は第2号に該当する世帯に属さない旧被扶養者に係る被保険者均等割額(条例第21条各号の規定により被保険者均等割額が減額されているときは、減額前の額とする。)に、次の世帯の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額 <table border="1"> <tr> <th>世帯の区分</th><th>減免の割合</th></tr> <tr> <td>条例第21条各号のいずれにも該当しない世帯</td><td rowspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>条例第21条第3号に該当する世帯</td></tr> </table> ウ 旧被扶養者のみで構成される世帯(条例第4条第3号の特定世帯又は条例第21条第1号若しくは第2号に該当する世帯を除く。)に係る世帯別平等割額(条例第21条各号の規定により世帯別平等割額が減額されているときは、減額前の額とする。)に、次の世帯の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額	世帯の区分	減免の割合	条例第21条各号のいずれにも該当しない世帯	[略]	条例第21条第3号に該当する世帯	(保険税の減免) 第3条 [略] (1) [略] (2) [略] ア [略] イ 条例第21条第1項第1号又は第2号に該当する世帯に属さない旧被扶養者に係る被保険者均等割額(条例第21条第1項各号の規定により被保険者均等割額が減額されているときは、減額前の額)に、次の表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額 <table border="1"> <tr> <th>世帯の区分</th><th>減免の割合</th></tr> <tr> <td>条例第21条第1項各号のいずれにも該当しない世帯</td><td rowspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>条例第21条第1項第3号に該当する世帯</td></tr> </table> ウ 旧被扶養者のみで構成される世帯(条例第4条第3号の特定世帯又は条例第21条第1項第1号若しくは第2号に該当する世帯を除く。)に係る世帯別平等割額(条例第21条第1項各号の規定により世帯別平等割額が減額されているときは、減額前の額)に、次の表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表の右欄	世帯の区分	減免の割合	条例第21条第1項各号のいずれにも該当しない世帯	[略]	条例第21条第1項第3号に該当する世帯
世帯の区分	減免の割合										
条例第21条各号のいずれにも該当しない世帯	[略]										
条例第21条第3号に該当する世帯											
世帯の区分	減免の割合										
条例第21条第1項各号のいずれにも該当しない世帯	[略]										
条例第21条第1項第3号に該当する世帯											

		に掲げる減免の割合を乗じて得た額														
<table><tr><th>世帯の区分</th><th>減免の割合</th></tr><tr><td>条例第21条各号のいずれにも該当しない世帯(特定継続世帯を除く。)</td><td rowspan="4">[略]</td></tr><tr><td>条例第21条第3号に該当する世帯(特定継続世帯を除く。)</td></tr><tr><td>条例第21条各号のいずれにも該当しない世帯(特定継続世帯に限る。)</td></tr><tr><td>条例第21条第3号に該当する世帯(特定継続世帯に限る。)</td></tr></table>		世帯の区分	減免の割合	条例第21条各号のいずれにも該当しない世帯(特定継続世帯を除く。)	[略]	条例第21条第3号に該当する世帯(特定継続世帯を除く。)	条例第21条各号のいずれにも該当しない世帯(特定継続世帯に限る。)	条例第21条第3号に該当する世帯(特定継続世帯に限る。)	<table><tr><th>世帯の区分</th><th>減免の割合</th></tr><tr><td>条例第21条第1項各号のいずれにも該当しない世帯(特定継続世帯を除く。)</td><td rowspan="4">[略]</td></tr><tr><td>条例第21条第1項第3号に該当する世帯(特定継続世帯を除く。)</td></tr><tr><td>条例第21条第1項各号のいずれにも該当しない世帯(特定継続世帯に限る。)</td></tr><tr><td>条例第21条第1項第3号に該当する世帯(特定継続世帯に限る。)</td></tr></table>	世帯の区分	減免の割合	条例第21条第1項各号のいずれにも該当しない世帯(特定継続世帯を除く。)	[略]	条例第21条第1項第3号に該当する世帯(特定継続世帯を除く。)	条例第21条第1項各号のいずれにも該当しない世帯(特定継続世帯に限る。)	条例第21条第1項第3号に該当する世帯(特定継続世帯に限る。)
世帯の区分	減免の割合															
条例第21条各号のいずれにも該当しない世帯(特定継続世帯を除く。)	[略]															
条例第21条第3号に該当する世帯(特定継続世帯を除く。)																
条例第21条各号のいずれにも該当しない世帯(特定継続世帯に限る。)																
条例第21条第3号に該当する世帯(特定継続世帯に限る。)																
世帯の区分	減免の割合															
条例第21条第1項各号のいずれにも該当しない世帯(特定継続世帯を除く。)	[略]															
条例第21条第1項第3号に該当する世帯(特定継続世帯を除く。)																
条例第21条第1項各号のいずれにも該当しない世帯(特定継続世帯に限る。)																
条例第21条第1項第3号に該当する世帯(特定継続世帯に限る。)																
(3) [略]		(3) [略]														
第1号様式(その3) [略]																
備考																
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。																
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。																
3 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。																

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市規則第17号

令和4年3月28日

公 布 済

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和48年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(災害発生の報告) 第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、<u>公務又は通勤により生じたと認められる</u>災害が発生した場合には、非常勤職員災害報告書により、その指定する者に速やかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(以下「被災職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。 (認定及び通知) 第4条 [略] 2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等に速やかにその旨を通知しなければならない。 (1) 実施機関の<u>長</u>の職氏名 (2)～(5) [略] 別表第1(第2条の2関係) 1～7 [略]	(災害発生の報告) 第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、<u>公務上の災害又は通勤による</u>災害が発生した場合には、非常勤職員災害報告書により、その指定する者に速やかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(以下「被災職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。 (認定及び通知) 第4条 [略] 2 [略] (1) 実施機関の職氏名 (2)～(5) [略] 別表第1(第2条の2関係) 1～7 [略] 8 <u>相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止(心臓性突然死を含む。)、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病</u>

<u>8</u> 〔略〕	<u>9</u> 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市規則第18号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

那覇市職員安全衛生管理規則(昭和50年那覇市規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(報告) 第11条 [略] 2 前項第1号に規定する事項の報告は、職員死傷病兼事故報告書(第1号様式)により行うものとする。 (採用時健康診断) 第20条 [略] 2 前項の診断書は健康診断書(第2号様式)のとおりとする。 (健康診断個人票の作成) 第27条 実施責任者は、各健康診断の結果を健康診断個人票(第3号様式)に記録し、これを保管しなければならない。 (要療養者) 第29条 要療養者は、自己の療養について、総括安全衛生管理者及び主治医の指示に従い、専心療養に努めるとともに、3月ごとに病状報告書(第4号様式)を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。 (長期療養の申請と復職等の手続) 第32条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、主治医又は産業医による診断書(第5号様式)を添えて総括安全衛生管理者に申し出なければならない。 (1)～(2) [略]	(報告) 第11条 [略] 2 前項第1号に規定する事項の報告は、職員死傷病兼事故報告書により行うものとする。 (採用時健康診断) 第20条 [略] 2 前項の採用時健康診断は、健康診断書により行うものとする。 (健康診断個人票の作成) 第27条 実施責任者は、各健康診断の結果を健康診断個人票に記録し、これを保管しなければならない。 (要療養者) 第29条 要療養者は、自己の療養について、総括安全衛生管理者及び主治医の指示に従い、専心療養に努めるとともに、3月ごとに病状報告書を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。 (長期療養の申請と復職等の手続) 第32条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、主治医又は産業医による診断書を添えて総括安全衛生管理者に申し出なければならない。 (1)～(2) [略] 2 前項に規定する診断書は、妊娠中又は出産後1年以内の職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るために長期療養を受けようとするときは、市長が定める書類をもってこれに代えることができるものとする。 3 総括安全衛生管理者は、必要があると認めるときは、第1項に規定する復職等の可
2 総括安全衛生管理者は、必要があると認めるときは、前項に規定する復職等の可	3 総括安全衛生管理者は、必要があると認めるときは、第1項に規定する復職等の可

否について、那覇市職員衛生管理審議会に諮り、その意見を付して市長に報告しなければならない。

（記録の作成）

第34条 総括安全衛生管理者は、要療養者、要治療者及び要注意者の実情を明らかにしておくため、職員衛生管理記録表（第6号様式）を作成し、常に整理しておかなければならない。

（その他）

第50条 〔略〕

第1号様式（第11条関係） 〔略〕

第2号様式（第20条関係） 〔略〕

第3号様式（第27条関係） 〔略〕

第4号様式（第29条関係） 〔略〕

第5号様式（その1）（第32条関係） 〔略〕

第5号様式（その2）（第32条関係） 〔略〕

第5号様式（その3）（第32条関係） 〔略〕

第6号様式（第34条関係） 〔略〕

否について、那覇市職員衛生管理審議会に諮り、その意見を付して市長に報告しなければならない。

（記録の作成）

第34条 総括安全衛生管理者は、要療養者、要治療者及び要注意者の実情を明らかにしておくため、職員衛生管理記録表を作成し、常に整理しておかなければならない。

（様式）

第50条 次の表に掲げる文書の様式は、市長が定める。

文書の名称	関係規定
職員死傷病兼事故報告書	第11条第2項
健康診断書	第20条第2項
健康診断個人票	第27条
病状報告書	第29条
診断書	第32条第1項
職員衛生管理記録表	第34条

（補則）

第51条 〔略〕

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 改正後の欄中の表（以下「改正後表」という。）の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。
- 5 改正前の欄中の様式（以下「改正様式」という。）の表示に対応する改正後の欄中の様

式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市規則第19号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市ハブ対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市ハブ対策条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市ハブ対策条例施行規則（昭和55年那覇市規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<u>（様式）</u> 第2条 次の表の左欄の規定による中欄の事項に関する文書は、それぞれ同表右欄の様式によるものとする。ただし、条例第4条の規定による届出は、市長が認める場合は、口頭により行うことができる。 [表 略] <u>（治療費負担の額）</u> 第3条 条例第8条に規定する規則で定める額は、1万円とする。	<u>（発見等の届出）</u> 第2条 条例第4条の規定による届出は、ハブ発見等届出書によるものとする。ただし、市長が認めるときは、口頭により行うことができる。 <u>（治療費の支給申請等）</u> 第3条 条例第6条に規定する支給を受けようとする者は、治療費支給申請書に当該治療を受けた事実及び医療費の一部負担金を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 2 条例第6条の規則で定める金額は、1万円とする。 <u>（補修材料の支給申請）</u> 第4条 条例第7条に規定する支給を受けようとする者は、補修材料支給申請書に不適当構造物の写真を添付して、市長に提出しなければならない。 <u>（勧告）</u> 第5条 条例第9条の規定による勧告は、整備勧告書により行うものとする。 <u>（身分を示す証明書）</u> 第6条 条例第10条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証とする。 <u>（様式）</u> 第7条 次の表に掲げる文書の様式は、市長が定める。 <table border="1"> <tr> <th>文書の名称</th><th>関係規定</th></tr> <tr> <td>ハブ発見等届出書</td><td>第2条</td></tr> <tr> <td>治療費支給申請書</td><td>第3条第1項</td></tr> <tr> <td>補修材料支給申請書</td><td>第4条</td></tr> <tr> <td>整備勧告書</td><td>第5条</td></tr> </table>	文書の名称	関係規定	ハブ発見等届出書	第2条	治療費支給申請書	第3条第1項	補修材料支給申請書	第4条	整備勧告書	第5条
文書の名称	関係規定										
ハブ発見等届出書	第2条										
治療費支給申請書	第3条第1項										
補修材料支給申請書	第4条										
整備勧告書	第5条										

第1号様式 [略] 第2号様式 [略] 第3号様式 [略] 第4号様式 [略] 第5号様式 [略] 第6号様式 [略] 第7号様式 [略] 第8号様式 [略] 第9号様式 [略]	<table border="1" data-bbox="837 280 1321 315"> <tr> <td>立入調査員証</td><td>第6条</td></tr> </table> (補則) <u>第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</u>	立入調査員証	第6条
立入調査員証	第6条		
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示がない場合には、当該改正表を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 改正後表の表示に対応する改正表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。			

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市規則第20号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第2章 〔略〕 第3章 〔略〕 第1節 〔略〕 第2節～第11節 〔略〕 第4章 〔略〕 付則	目次 第1章～第2章 〔略〕 第3章 〔略〕 第1節 〔略〕 <u>第1節の2 管理職員特別勤務手当（第10条の2）</u> 第2節～第11節 〔略〕 第4章 〔略〕 付則 <u>第1節の2 管理職員特別勤務手当（支給額等）</u> <u>第10条の2 条例第13条の2第2項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>（1） 部長その他これに相当するものとして市長が定める職員 10,000円</u> <u>（2） 副部長その他これに相当するものとして市長が定める職員 8,000円</u> <u>（3） 課長その他これに相当するものとして市長が定める職員 6,000円</u> <u>2 条例第13条の2第2項第1号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u> <u>3 条例第13条の2第2項第2号の規則で定める額は、第1項各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の2分の1の額とする。</u> （扶養親族の範囲） 第17条 条例第15条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含

まれないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) [略]

2 職員が配偶者、兄弟姉妹等と共同して同一人を扶養している場合には、その扶養を受けている者(前項各号に掲げる者に該当する者を除く。)については、主として職員の扶養を受けている場合に限り、扶養親族として認定することができる。

(届出)

第17条の3 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちに、その旨を扶養親族届(第1号様式)により任命権者(その委任を受けた者を含む。以下この章において同じ。)に届け出なければならない。

(1)～(2) [略]

(支給の始期及び終期)

第19条 [略]

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属す

(1) 職員の配偶者等、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) [略]

2 職員が配偶者等、兄弟姉妹等と共同して同一人を扶養している場合には、その扶養を受けている者(前項各号に掲げる者を除く。)については、主として職員の扶養を受けている場合に限り、扶養親族として認定することができる。

3 条例第15条第2項第1号の規則で定める者は、職員とパートナーシップ(互いを人生のパートナーとし、日常生活及び社会生活上、精神的、かつ、経済的又は物理的に支え合う、2人(その一方又は双方の性的指向(自己の恋愛又は性的欲求の対象となる性別についての指向をいう。))が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認(自己の性別についての認識をいう。))が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。)の関係をいう。)にある者のうち市長が認めるものとする。

(届出)

第17条の3 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちに、その旨を扶養親族届により任命権者(その委任を受けた者を含む。以下この章において同じ。)に届け出なければならない。

(1)～(2) [略]

(支給の始期及び終期)

第19条 [略]

2 [略]

る月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)～(2) [略]

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等(条例第15条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族をいう。以下同じ。)で第17条の3の規定による届出に係るものがある行8級職員等(条例別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び第17条の2に規定する職員をいう。以下この号及び次号において同じ。)が行8級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第17条の3の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等以外のものが行8級職員等となった場合

(5) [略]

(適用除外職員)

第22条 条例第18条第1項第1号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 職員の扶養親族たる者(条例第15条第2項に規定する扶養親族で第17条の3の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

(1)～(2) [略]

(3) 条例第15条第2項(第2号を除く。)の扶養親族(次号において「子以外の扶養親族」という。)で第17条の3の規定による届出に係るものがある行8級職員等(条例別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び第17条の2に規定する職員をいう。以下この号及び次号において同じ。)が行8級職員等以外の職員となった場合

(4) 子以外の扶養親族で第17条の3の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等以外のものが行8級職員等となった場合

(5) [略]

(適用除外職員)

第22条 [略]

(1) [略]

(2) 職員の扶養親族たる者(条例第15条第2項に規定する扶養親族で第17条の3の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者等、父母又は配偶者等の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(配偶者等が居住するための住宅から除く住宅)

第25条 [略]

(届出)

第26条 新たに条例第18条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届(第2号様式)により、その居住の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。

2 [略]

(届出)

第32条 職員は、新たに条例第19条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届(第3号様式)により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

(1)～(2) [略]

2 [略]

(やむを得ない事情)

第42条 条例第19条の2第1項に規定するやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が引き続き就業すること。
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(市長が定めるこれに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

第25条 [略]

(届出)

第26条 新たに条例第18条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。

2 [略]

(届出)

第32条 職員は、新たに条例第19条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

(1)～(2) [略]

2 [略]

(やむを得ない事情)

第42条 [略]

- (1) 配偶者等が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者等の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者等が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者等が引き続き就業すること。
- (4) 配偶者等が職員又は配偶者等の所有に係る住宅(市長が定めるこれに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

(5) <u>配偶者</u>が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情 (加算額等) 第42条の3 条例第19条の2第2項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法により職員の住居から<u>配偶者</u>の住居までの経路の長さについて、市長の定めるところにより行うものとする。 2～3 [略] (権衡職員の範囲) 第43条 条例第19条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第42条に規定するやむを得ない事情に準じて市長の定める事情(第3号において単に「市長の定める事情」という。)により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員(<u>配偶者</u>のない職員に限る。)で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第42条の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと市長が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員 (2) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、市長の定める特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた<u>配偶者</u>(<u>配偶者</u>のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3	(5) <u>配偶者等</u>が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情 (加算額等) 第42条の3 条例第19条の2第2項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から<u>配偶者等</u>の住居までの経路の長さについて、市長の定めるところにより行うものとする。 2～3 [略] (権衡職員の範囲) 第43条 [略] (1) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第42条に規定するやむを得ない事情に準じて市長の定める事情(第3号において単に「市長の定める事情」という。)により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員(<u>配偶者等</u>のない職員に限る。)で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第42条の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと市長が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員 (2) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、市長の定める特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた<u>配偶者等</u>(<u>配偶者等</u>のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最
--	--

月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。)と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第42条の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと市長が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員

(3) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第42条に規定するやむを得ない事情(配偶者のない職員にあっては、市長の定める事情)により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第42条の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと市長が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(4) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、市長の定める特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第42条

初の3月31日までの間にある子。以下「特定親族等」という。)と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の特定親族等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第42条の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して特定親族等と同居することができないと市長が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員

(3) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第42条に規定するやむを得ない事情(配偶者等のない職員にあっては、市長の定める事情)により、同居していた特定親族等と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第42条の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと市長が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(4) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、市長の定める特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた特定親族等と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の特定親族等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第

の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと市長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(5) 〔略〕

（支給の調整）

第44条 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

第45条 新たに条例第19条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届（第4号様式）により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 〔略〕

（事後の確認）

第48条 〔略〕

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

（手当の支給日）

第60条 〔略〕

2 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び災害派遣手当は、

42条の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して特定親族等と同居することができないと市長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(5) 〔略〕

（支給の調整）

第44条 職員の配偶者等が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

第45条 新たに条例第19条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届により、特定親族等との別居の状況等を速やかに任命権者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、特定親族等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 〔略〕

（事後の確認）

第48条 〔略〕

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し特定親族等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

（手当の支給日）

第60条 〔略〕

2 管理職員特別勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日

一の給与期間に係るものをその次の給与期間の給料の支給日に支給する。 3～4 〔略〕 第64条 〔略〕 第1号様式(第17条の2関係) 〔略〕 第2号様式(第26条関係) 〔略〕 第3号様式(第32条関係) 〔略〕 第4号様式(第45条関係) 〔略〕	直手当及び災害派遣手当は、一の給与期間に係るものをその次の給与期間の給料の支給日に支給する。 3～4 〔略〕 (様式) 第64条 次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。 <table border="1" data-bbox="834 562 1319 754"> <thead> <tr> <th>文書の名称</th><th>関係規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族届</td><td>第17条の3</td></tr> <tr> <td>住居届</td><td>第26条第1項</td></tr> <tr> <td>通勤届</td><td>第32条第1項</td></tr> <tr> <td>単身赴任届</td><td>第45条第1項</td></tr> </tbody> </table> 第65条 〔略〕	文書の名称	関係規定	扶養親族届	第17条の3	住居届	第26条第1項	通勤届	第32条第1項	単身赴任届	第45条第1項
文書の名称	関係規定										
扶養親族届	第17条の3										
住居届	第26条第1項										
通勤届	第32条第1項										
単身赴任届	第45条第1項										
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。											

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条、第19条、第22条、第25条、第42条及び第42条の3から第44条までの改正規定、第45条の改正規定(「配偶者等」を「特定親族等」に改める部分に限る。)並びに第48条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の2及び第60条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

那覇市規則第21号

令和4年3月28日

公 布 済

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第4章 [略] 第5章 [略](第19条—<u>第23条</u>) 第6章～第7章 [略] 第8章 昇給(第32条—<u>第37条</u>) 第9章～第10章 [略] 付則 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4)～(7) [略] (8) 正規の試験 那覇市職員の任免に関する規則(昭和47年那覇市規則第25号)<u>第8条の規定による試験</u>をいう。 (9)～(11) [略] (新たに職員となった者の号給) 第11条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第1項又は<u>第23条第1項</u>の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若し	目次 第1章～第4章 [略] 第5章 [略](第19条—<u>第23条の2</u>) 第6章～第7章 [略] 第8章 昇給及び降号(第32条—<u>第37条の2</u>) 第9章～第10章 [略] 付則 (定義) 第2条 [略] (1)～(3) [略] (4) <u>降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。</u> (5)～(8) [略] (9) 正規の試験 那覇市職員の任免に関する規則(昭和47年那覇市規則第25号)<u>第3条の採用試験</u>をいう。 (10)～(12) [略] (新たに職員となった者の号給) 第11条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第1項又は<u>第23条の2第1項</u>の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若し

くは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 〔略〕

第23条 〔略〕

（初任給基準を異にする異動をした職員の号給）

第25条 〔略〕

2 〔略〕

3 第22条及び第23条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

第8章 昇給

しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 〔略〕

（降格）

第23条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

第23条の2 〔略〕

（初任給基準を異にする異動をした職員の号給）

第25条 〔略〕

2 〔略〕

3 第22条及び第23条の2の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については、適用しない。

第8章 昇給及び降号

（降号）

第37条の2 那覇市職員の分限に関する条例（昭和47年那覇市条例第38号。以下「分限条例」という。）第7条の規定により職員を降号する場合におけるその者の号給は、降号する日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給

別表第7の2(第23条関係)

別表第8(第39条関係)

休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
[略]	[略]
那覇市職員の分限に関する条例(昭和47年那覇市条例第38号。以下「分限条例」という。)第4条第1項の規定による休職(同項第3号の規定によるものにあつては、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。)の期間	
[略]	
[略]	

備考 [略]

の直近上位の号給である場合にあつては、当該最低の号給)とする。

別表第7の2(第23条の2関係)

別表第8(第39条関係)

休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
[略]	[略]
分限条例第4条第1項の規定による休職(同項第3号の規定によるものにあつては、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。)の期間	
[略]	
[略]	

備考 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあつて全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市規則第22号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の育児休業等に関する規則（平成4年那覇市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（条例第2条第3号ア（ウ）の規則で定める非常勤職員） 第1条の2 条例第2条第3号ア（ウ）の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。 （条例第19条第2号イの規則で定める非常勤職員） 第14条 条例第19条第2号イの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。	（条例第2条第3号ア（イ）の規則で定める非常勤職員） 第1条の2 条例第2条第3号ア（イ）の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。 （条例第19条第2号の規則で定める非常勤職員） 第14条 条例第19条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市規則第23号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険条例施行規則（平成14年那覇市規則第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 （那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例付則の規則で定める日） 4 那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年那覇市条例第32号）付則の規則で定める日は、<u>令和4年3月31日</u>とする。	付 則 （那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例付則の規則で定める日） 4 那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年那覇市条例第32号）付則の規則で定める日は、<u>令和4年6月30日</u>とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第24号

令和4年3月28日

公 布 済

那覇市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

那覇市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年那覇市規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、<u>他の規則に特別の定めのあるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により市長等に係る行政手続等を行わせ、又は行うために必要な事項を定めるものとする。</u> （定義） 第2条 この規則で使用する用語は、<u>那覇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年那覇市条例第38号。以下「条例」という。）</u>で使用する用語の例による。 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）市長等 <u>市の機関のうち、市長その他市長に属する職員をいう。</u> （2）行政手続等 <u>市長等に対して行うこととされている申請その他の行為又</u>	<u>那覇市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、<u>那覇市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年那覇市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項等を定めるものとする。</u> （定義） 第2条 この規則において使用する用語は、<u>条例において使用する用語の例による。</u> 2 [略] （1）市長等 <u>次に掲げるものをいう。</u> ア 市長 イ 市長の補助機関であつて法律又は<u>条例上独立に権限を行使することを認められたもの（上下水道事業管理者を除く。）</u> ウ 市長の附属機関 エ <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者</u>

は市長等が行うこととしている処分通知、縦覧、作成その他の行為をいう。

(3)～(4) [略]

(告示)

第3条 市長は、市長等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等について、あらかじめ、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項並びに当該使用を開始する日を告示するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、市長が告示で定めるところにより、次に掲げる事項を条例第3条第1項の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、第2号に掲げる事項を入力することに代えて市長が告示で定めるところにより条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

(1) 申請等について規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項

(2) 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべ

(2)～(3) [略]

(公表)

第3条 市長等は、条例第3条から第5条までの規定により手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行おうとするときは、あらかじめ、その根拠となる条例等の条項その他必要な事項を市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第3条第1項の規則等で定めるものは、市長等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて正常に通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続したものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 条例第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用する方法による申請等(以下「電子申請等」という。)を行う者は、申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他市長等が必要と認める事項を、電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。

<u>き事項(前号に掲げるものを除く。)</u> 2 <u>市長等は、前項第2号に規定する書面等のうち市長が告示で定めるものに記載されている事項が入力され申請等が行われたときは、市長が告示で定める期間中に当該入力事項の確認のために必要な限度において当該書面等を提出させることができる。</u> 3 <u>条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第1項に規定する入力を行うときは、市長が告示で定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。</u> 4 <u>電子情報処理組織を使用して申請等を</u>	2 <u>電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。)であって次の各号のいずれかに該当するものと併せて市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該電子申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</u> (1) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書</u> (2) <u>電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)</u> (3) <u>商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定により登記官が作成した電子証明書</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が定める電子証明書</u> 3 <u>条例第3条第4項の規則等で定めるものは、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前項各号のいずれかに該当するものと併せて市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置及び電子申請等を行った者を確認するための市長が定める方法による措置とする。</u> 4 <u>電子申請等を行う者は、市長等の定める</u>
--	--

行う者は、識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力しなければならない。

5 市長が告示で定めるところにより電子署名を行うこととされている申請等を行う者は、第1項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、第7項各号のいずれかに該当するものを当該申請等と併せて送信しなければならない。

6 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

7 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子署名を行うこととされている申請等にあつては第1項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い次の各号のいずれかに該当するものと併せて送信することをいい、電子署名を行うこととされていない申請等にあつては第4項の規定により識別番号及び暗証番号を入力することを行う。

(1) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定により登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法

とところにより、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、及び市長等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、市長等が認める場合は、この限りでない。

5 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を複数必要とする申請等を行う者が電子申請等を行う場合において、第1項又は前項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力したときは、当該記載すべき事項を入力した書面等と同一内容の書面等の全てに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

6 条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が電子申請等を行うときは、市長等の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

<u>律(平成14年法律第153号)第3条第1項の署名用電子証明書</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が告示で定める電子証明書</u> (電子情報処理組織による処分通知等) <u>第5条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する諾否の応答として処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求める場合を除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。</u> <u>2 前項に規定する場合を除き、処分通知等を受けるべき者が市長が告示で定めると</u>	(情報通信技術による手数料の納付) <u>第6条 条例第3条第5項の規則等で定めるものは、電子申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。</u> <u>(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)</u> <u>第7条 条例第3条第6項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u> <u>(1) 申請等を行う者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合</u> <u>(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合</u> <u>(処分通知等に係る電子情報処理組織)</u> <u>第8条 条例第4条第1項の規則等で定めるものは、市長等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて正常に通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続したものとする。</u> (電子情報処理組織による処分通知等) <u>第9条 市長等は、条例第4条第1項の規定による電子情報処理組織を使用する方法による処分通知等(以下「電子処分通知等」という。)を行うときは、処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。</u> <u>2 市長等は、電子処分通知等を行うときは、当該電子処分通知等に係る情報に電</u>
---	---

ころにより、電子情報処理組織を使用した処分通知等を受けることを申し出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 市長等は、前2項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を第1項の市長の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、市長が告示で定める電子証明書を添付することという。

（電磁的記録による縦覧等）

第6条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法若しくは当該縦覧

子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを記録しなければならない。ただし、市長等の定める方法により当該電子処分通知等を行った市長等を確認するための措置を講ずるときは、この限りでない。

3 条例第4条第1項ただし書の規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 前条に規定する電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長等が定める方式

4 条例第4条第4項の規則等で定めるものは、電子処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて第1項に規定するファイルに記録する措置又は第2項ただし書に規定する措置とする。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合）

第10条 条例第4条第5項の規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものとすると市長等が認める場合

（電磁的記録による縦覧等）

第11条 市長等は、条例第5条第1項の規定により書面等に係る電磁的記録に記録されている事項による縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法又は当該縦覧等を行う事

等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第7条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって記録する方法により行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置とは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、市長が告示で定める電子証明書を添付することをいう。

（その他の行政手続等）

第8条 他の条例及び規則に特段の定めのある場合を除くほか、市長等は、市長等に係る行政手続等（条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を条例及びこの規則の例により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

（様式の特例）

第9条 電子情報処理組織から出力される申請等及び処分通知等の様式は、申請等

務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により行うものとする。

2 市長等は、条例第5条第1項の規定により書面等に係る電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該書類を当該縦覧等を行う事務所に備え置く方法により行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第12条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録による作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第6条第3項の規則等で定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて、これを前項に規定するファイルに記録する措置又は市長が定める方法による措置とする。

（法令又は他の条例等の規定においてその方法が規定されている手続等）

第13条 市長等に係る手続等（法令又は他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、条例及びこの規則の規定の例による。

<u>及び処分通知等を定める条例等に規定する様式にかかわらず、当該条例等に規定する様式とみなす。</u> <u>(委任)</u> <u>第10条</u> この規則に定めるもののほか、市長等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行う場合に必要な事項は、市長が定める。	<u>(補則)</u> <u>第14条</u> この規則に定めるもののほか、市長等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行う場合に必要な事項は、市長が定める。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市規則第25号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市都市景観条例施行規則（平成24年那覇市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第4号様式中「那 覇 市 長 様」を「那覇市長 宛」に改め、「印」を削る。

第5号様式中「那 覇 市 長 様」を「那覇市長 宛」に改め、「印」を削る。

第7号様式、第14号様式、第16号様式、第18号様式及び第20号様式中「那 覇 市長 様」を「那覇市長 宛」に改め、「印」を削る。

第22号様式、第24号様式及び第25号様式中「那 覇 市 長 様」を「那覇市長 宛」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行後においてもなお当分の間、この規則の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

那覇市規則第26号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市屋外広告物条例施行規則（平成24年那覇市規則第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1号様式(第2条関係) [略] [略] 氏名 [略] 印 [略]	第1号様式(第2条関係) [略] [略] 氏名 [略] [略]
第5号様式(第4条関係) [略] 那覇市長 様 [略] 氏名 [略] 印	第5号様式(第4条関係) [略] 那覇市長 宛 [略] 氏名 [略]
第6号様式(第5条、第8条関係) [略] [略] 氏名 [略] 印 [略]	第6号様式(第5条、第8条関係) [略] [略] 氏名 [略] [略]
第9号様式(第6条関係) [略] 那覇市長 様 [略] 氏名 [略] 印	第9号様式(第6条関係) [略] 那覇市長 宛 [略] 氏名 [略]
第11号様式(第13条関係) [略] 那覇市長 様 [略] 氏名 [略] 印 [略]	第11号様式(第13条関係) [略] 那覇市長 宛 [略] 氏名 [略] [略]
第12号様式(第13条関係) [略] [略]	第12号様式(第13条関係) [略] [略]

氏名 [略] [略] 第13号様式(第14条関係) [略] <table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> [略] 第14号様式(第16条、第22条関係) <table border="1"> <tr> <td> [略] 那覇市長 様 [略] 氏名 [略] </td> <td>印</td> </tr> </table> 第16号様式(第19条関係) [略] 那覇市長 様 [略] 氏名 [略] 第18号様式(第22条関係) [略] 那覇市長 様 [略] 氏名 [略] <table border="1"> <tr> <td> 広告物等 の管理者 </td> <td> [略] [略] [略] </td> <td> [略] [略] [略] </td> </tr> </table> [略] 第19号様式(第22条関係) [略] 那覇市長 様 [略] 氏名 [略] <table border="1"> <tr> <td> [略] 変更後の 設置者 </td> <td> [略] [略] </td> <td> [略] [略] </td> </tr> </table>	氏名	印	[略]		[略] 那覇市長 様 [略] 氏名 [略]	印	広告物等 の管理者	[略] [略] [略]	[略] [略] [略]	[略] 変更後の 設置者	[略] [略]	[略] [略]	氏名 [略] [略] 第13号様式(第14条関係) [略] <table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> [略] 第14号様式(第16条、第22条関係) <table border="1"> <tr> <td> [略] 那覇市長 宛 [略] 氏名 [略] </td> <td></td> </tr> </table> 第16号様式(第19条関係) [略] 那覇市長 宛 [略] 氏名 [略] 第18号様式(第22条関係) [略] 那覇市長 宛 [略] 氏名 [略] <table border="1"> <tr> <td> 広告物等 の管理者 </td> <td> [略] [略] [略] </td> <td> [略] [略] [略] </td> </tr> </table> [略] 第19号様式(第22条関係) [略] 那覇市長 宛 [略] 氏名 [略] <table border="1"> <tr> <td> [略] 変更後の 設置者 </td> <td> [略] [略] </td> <td> [略] [略] </td> </tr> </table>	氏名		[略]		[略] 那覇市長 宛 [略] 氏名 [略]		広告物等 の管理者	[略] [略] [略]	[略] [略] [略]	[略] 変更後の 設置者	[略] [略]	[略] [略]
氏名	印																								
[略]																									
[略] 那覇市長 様 [略] 氏名 [略]	印																								
広告物等 の管理者	[略] [略] [略]	[略] [略] [略]																							
[略] 変更後の 設置者	[略] [略]	[略] [略]																							
氏名																									
[略]																									
[略] 那覇市長 宛 [略] 氏名 [略]																									
広告物等 の管理者	[略] [略] [略]	[略] [略] [略]																							
[略] 変更後の 設置者	[略] [略]	[略] [略]																							

(管理者) [略] [略] [略] 第20号様式(第22条関係) [略] 那覇市長 様 [略] 氏名 印 [略] 第21号様式(第24条関係) [略] 那覇市長 様 [略] 氏名 印 [略] 第22号様式(第25条関係) [略] 氏名 印 [略] (法定代理人の氏名 印) 那覇市長 様 第23号様式(第25条関係) [略] [略] 氏名 印 [略] 第24号様式(第26条関係) [略] 那覇市長 様 [略] 第27号様式(第28条関係) [略] 那覇市長 様 [略] 第28号様式(第30条関係) [略] 那覇市長 様 [略] [略] 第30号様式(第32条関係) [略]	(管理者) [略] [略] [略] 第20号様式(第22条関係) [略] 那覇市長 宛 [略] 氏名 [略] 第21号様式(第24条関係) [略] 那覇市長 宛 [略] 氏名 [略] 第22号様式(第25条関係) [略] 氏名 [略] (法定代理人の氏名) 那覇市長 宛 第23号様式(第25条関係) [略] [略] 氏名 [略] 第24号様式(第26条関係) [略] 那覇市長 宛 [略] 第27号様式(第28条関係) [略] 那覇市長 宛 [略] 第28号様式(第30条関係) [略] 那覇市長 宛 [略] [略] 第30号様式(第32条関係) [略]
--	---

那覇市長 <u>様</u> [略] 氏名 <u>印</u> [略] 第35号様式(第35条関係) [略] 那覇市長 <u>様</u> [略] 氏名 <u>印</u> [略] 第37号様式(第36条関係) [略] 那覇市長 <u>様</u> [略]	那覇市長 <u>宛</u> [略] 氏名 [略] 第35号様式(第35条関係) [略] 那覇市長 <u>宛</u> [略] 氏名 [略] 第37号様式(第36条関係) [略] 那覇市長 <u>宛</u> [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後においてもなお当分の間、この規則の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

那覇市規則第27号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市玉^{タマウドゥン}陵 及び識名園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市^{タマウドウン}玉 陵 及び識名園条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市^{タマウドウン}玉 陵 及び識名園条例施行規則(平成25年那覇市規則第29号)の一部を次のように改正する。

改正前

那覇市^{タマウドウン}玉 陵 及び識名園条例施行規則

則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市^{タマウドウン}玉 陵 及び識名園条例(平成5年那覇市条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

^{タマウドウン}(玉 陵)

第2条 条例第1条に規定する史跡^{タマウドウン}玉 陵 その他これに附帯する文化財は、別表第1のとおりとする。

2 条例第1条に規定する市長が指定する区域は、別表第2のとおりとする。

(観覧時間)

第3条 ^{タマウドウン}玉 陵 及び識名園の観覧時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

施設	観覧時間
	[略]
^{タマウドウン} 玉 陵	
[略]	

(観覧の手続)

改正後

那覇市玉陵及び識名園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市玉 陵 及び識名園条例(平成5年那覇市条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

^{タマウドウン}(玉 陵)

第2条 条例第1条の市長が指定する区域は、次の表のとおりとする。

那覇市首里金城町1丁目3番2
那覇市首里金城町1丁目3番3

(観覧時間)

第3条 玉 陵 及び識名園の観覧時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

施設	観覧時間
	[略]
<u>玉 陵</u>	
[略]	

(観覧の手続)

第5条 ^{タマウドゥン}玉 陵又は識名園を観覧しようとする者は、観覧料の<u>支払い</u>と引き換えに観覧券の交付を受け、入園の際、これを係員に提示しなければならない。 2 前項の場合において、市長が特に必要と認めるときは、<u>これによらない方法で観覧料の徴収又は観覧券の交付を行うことができるものとする。</u> （補則） 第9条 この規則に定めるもののほか、^{タマウドゥン}玉 陵及び識名園の管理について必要な事項は、市長が定める。 別表第1(第2条関係) 〔略〕 別表第2(第2条関係) 〔略〕	第5条 玉 陵又は識名園を観覧しようとする者は、観覧料の<u>納付</u>と引き換えに観覧券の交付を受け、入園の際、これを係員に提示しなければならない。 2 市長が<u>適当と認めるときは、前項に規定する方法以外の方法で観覧料の徴収及び観覧券の交付を行うことができるものとする。</u> （補則） 第9条 この規則に定めるもののほか、玉 陵及び識名園の管理について必要な事項は、市長が定める。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 3 改正表の表示に対応する改正後表の表示がない場合には、当該改正表を削る。	

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市規則第28号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和2年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(年休以外の休暇) 第13条 任用職員に係る有給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。 (1)～(5) [略] (6) 任用職員の<u>親族</u>が死亡した場合で、任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。別表第3に掲げる親族の区分に応じ、同表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間 (7) 任用職員が<u>結婚する</u>場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。婚姻の届出の日又は<u>結婚式の日</u>の前後30日の期間内において、1日を単位として7日の範囲内の期間 (8) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する任用職員が、看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。)又は疾病の予防(当該子に予防接種(第12号の予防接種を除く。)又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場	(年休以外の休暇) 第13条 [略] (1)～(5) [略] (6) 任用職員の<u>親族等</u>が死亡した場合で、任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表第3に掲げる<u>親族等</u>の区分に応じ、同表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間 (7) 任用職員が<u>結婚(これに準ずるものとして市長が認めるものを含む。以下この号において「結婚等」という。)</u>をする場合で、結婚式、旅行その他の<u>結婚等</u>に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 婚姻の届出の日、<u>結婚式の日又はこれらに準ずるものとして市長が認める日のいずれかの日</u>の前後30日の期間内において、1日を単位として7日の範囲内の期間 (8) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する任用職員が、看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。)又は疾病の予防(当該子に予防接種(第17号の予防接種を除く。)又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場

合は5日以内、2人以上の場合は10日以内で、市長が別に定める期間

(9)～(10) [略]

(11) 夏期において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度の5月から10月までの期間において1日を単位として3日を超えない範囲内で市長が別に定める期間

(12)～(14) [略]

合は5日以内、2人以上の場合は10日以内で、市長が別に定める期間

(9)～(10) [略]

(11) 夏季において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度の5月から10月までの期間において1日を単位として3日を超えない範囲内で市長が別に定める期間

(12) 任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において、1日又は1時間を単位として5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内で市長が別に定める期間

(13) 妊娠中の女性の任用職員がつわりその他妊娠に伴う症状のため勤務することが著しく困難であると認められる場合 1の妊娠期間中において、1日又は1時間を単位として5日以内

(14) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

(15) 任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間

(16) 任用職員の配偶者が出産する場合で、任用職員が育児や出産の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）目に当たる日から出産の日後8週間の期間内において、1日又は1時間を単位として7日の範囲内で市長が別に定める期間

(17)～(19) [略]

(20) その他市長が特に必要と認める場

2 任用職員に係る無給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。 <u>(1) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間</u> <u>(2) 任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間</u> <u>(3) 生後1年に達しない子を育てる任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回以内でそれぞれ30分以内の期間</u> <u>(4) 任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が、要介護者(勤務時間条例第6条の2第2項の要介護者をいう。以下同じ。)の介護、要介護者の通院の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において1日又は1時間を単位として5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</u> <u>(5) 要介護者の介護をする任用職員(次のいずれにも該当するものに限る。)であって、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)第22条第1項から第5項までの規定の例により、任命権者が、その任用職員の申出に基づき、</u>	<u>合 市長が必要と認める期間</u> 2 [略] <u>(1) 生後1年に達しない子を育てる任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回以内でそれぞれ30分以内で市長が定める期間</u> <u>(2) 任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。)が、要介護者(勤務時間条例第6条の2第2項の要介護者をいう。以下同じ。)の介護、要介護者の通院の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において1日又は1時間を単位として5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</u> <u>(3) [略]</u>
---	--

当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）の指定に係る申出の時点において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において1日又は1時間を単位（1時間を単位とする当該休暇には、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。）として必要と認められる期間

ア 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である任用職員

イ 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること、及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない任用職員

ウ 〔略〕

(6) 要介護者の介護をする任用職員（次のいずれにも該当するものに限る。）が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において30分を単位として、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（当該任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた

エ 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること、及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでない任用職員

イ 〔略〕

(4) 〔略〕

時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である任用職員

イ～ウ [略]

(7) [略]

(8) 任用職員が骨髄移植のための骨髄

若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。必要と認められる期間

(9) [略]

3 [略]

別表第3(第13条関係)

親族	日数
配偶者	[略]
[略]	

ア～イ [略]

(5) [略]

(6) 任用職員が骨髄移植のための骨髄

若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者等(配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))又は任用職員とパートナーシップ(互いを人生のパートナーとし、日常生活及び社会生活上、精神的、かつ、経済的又は物理的に支え合う、2人(その一方又は双方の性的指向(自己の恋愛又は性的欲求の対象となる性別についての指向をいう。))が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認(自己の性別についての認識をいう。))が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。))の関係をいう。))にある者のうち任命権者が認めるものをいう。別表第3において同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(7) [略]

3 [略]

別表第3(第13条関係)

親族	日数
配偶者等	[略]
[略]	

備考 1～2 〔略〕 3 配偶者及び血族の父母、子であつて遠隔の地にある場合は、往復の日数を加算することができる。	備考 1～2 〔略〕 3 配偶者等及び血族の父母、子であつて遠隔の地にある場合は、往復の日数を加算することができる。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市規則第29号

令和 4 年 3 月 28 日

公 布 済

なは商人塾条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

なは商人塾条例施行規則を廃止する規則

なは商人塾条例施行規則(平成7年那覇市規則第20号)は、廃止する。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市規則第30号

令和 4 年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (感染症防疫作業等手当の特例) 2 現業職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で市長が認めるものに従事したときは、第9条の規定にかかわらず、従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円)の感染症防疫作業等手当を支給する。	付 則 (感染症防疫作業等手当の特例) 2 現業職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で市長が認めるものに従事したときは、第9条の規定にかかわらず、従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円)の感染症防疫作業等手当を支給する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第31号

令和 4 年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成14年那覇市規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 3 条例付則第4項の規則で定めるものは、次に掲げる作業とする。 (1) <u>新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号。以下「令」という。)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の患者又はその疑いのある者(以下「患者等」という。)の移送</u> (2) <u>令第3条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第1項の規定による質問又は調査(いずれも患者等に接して行うものに限る。)</u> (3) <u>令第3条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第3項(第1号に係る部分に限る。)の規定により提出を受け、又は採取された検体の取扱い(当該検体の輸送を除く。)</u> (4)～(5) [略]	付 則 3 [略] (1) <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の患者又はその疑いのある者(以下「患者等」という。)の移送</u> (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第1項の規定による質問又は調査(いずれも患者等に接して行うものに限る。) (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第3項(第1号に係る部分に限る。)の規定により提出を受け、又は採取された検体の取扱い(当該検体の輸送を除く。) (4)～(5) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第 1 号

令和 4 年 3 月 28 日

公 表 済

那覇市事務決裁規程及び那覇市市政情報センター規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市事務決裁規程及び那覇市市政情報センター規程の一部を改正する訓令

(那覇市事務決裁規程の一部改正)

第1条 那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) [略] (8) 主幹 事務分掌規則第2条第4項第2号の主幹及び消防局組織規則第3条第2項の主幹をいう。 (9) 主査 事務分掌規則第2条第4項第2号の主査及び消防局組織規則第3条第1項の係長及び同条第2項の主査をいう。 (10)～(14) [略] (専決の特例) 第6条 [略] 2～4 [略] 5 消防局にあっては、<u>係長</u>の専決事項又は決定事項のうち課長があらかじめ定めるものについては、主査が専決し、又は決定する。 [別表第3 別記]	(用語の意義) 第2条 [略] (1)～(7) [略] (8) 主幹 事務分掌規則第2条第4項第2号の主幹並びに消防局組織規則第3条第1項の係長及び同条第2項の主幹をいう。 (9) 主査 事務分掌規則第2条第4項第2号の主査及び消防局組織規則第3条第2項の主査をいう。 (10)～(14) [略] (専決の特例) 第6条 [略] 2～4 [略] 5 消防局にあっては、<u>主幹</u>の専決事項又は決定事項のうち課長があらかじめ定めるものについては、主査が専決し、又は決定する。 [別表第3 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
なはまち振興課	[略]	
	延滞金の減免に関する <u>こと。</u>	[略]
	なは商人塾の使用許可に関する <u>こと。</u>	主査
	なは商人塾の使用許可の取消し及び使用の停止等に関する <u>こと。</u>	課長
[略]		
こども政策課	[略]	
	軽易で定例的な児童館事務に関する <u>こと。</u>	[略]
	那覇市緑ヶ丘公園集会所(以下「集会所」という。)の専用利用許可に関する <u>こと。</u>	主査
	集会所の専用利用許可の取消し等に関する <u>こと。</u>	課長
	集会所の使用料の減免及び還付に関する <u>こと。</u>	主査
	軽易で定例的な集会所事務に関する <u>こと。</u>	主査
[略]		
道路管理課	[略]	
	道路の維持又は修繕に係る委託契約(最低制限価格を設けるものに限る。)の締結に関する <u>こと。</u>	[略]
	道路の維持又は修繕に係る委託契約(最低制限価格を設けるものに限る。)の予定価格及び最低制限価格の設定に関する <u>こと。</u>	[略]
公園管理課	公園の使用許可及び許可の取消し等に関する <u>こと。</u>	[略]
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
なはまち振興課	[略]	
	延滞金の減免に関する <u>こと。</u>	[略]
[略]		
こども政策課	[略]	
	軽易で定例的な児童館事務に関する <u>こと。</u>	[略]
[略]		
道路管理課	[略]	

	道路の維持又は修繕に係る委託契約の締結に関すること。	[略]
	道路の維持又は修繕に係る委託契約の予定価格及び最低制限価格の設定に関すること。	[略]
公園管理課	公園の使用許可及び許可の取消し等に関すること。	[略]
	公園の維持又は修繕に係る委託契約の締結に関すること。	5,000万円以上 副市長
		2,000万円以上5,000万円未満 部長
		500万円以上2,000万円未満 副部長
		500万円未満 課長
	公園の維持又は修繕に係る委託契約の予定価格及び最低制限価格の設定に関すること。	2,000万円以上 部長
		500万円以上2,000万円未満 副部長
[略]		

（那覇市市政情報センター規程の一部改正）

第2条 那覇市市政情報センター規程（昭和63年那覇市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（行政資料の分類整理等） 第6条 <u>法制契約課長</u>は、収集した資料のうち、センターに備え付けることが適当と認められるものについては、行政資料原簿に登録し、<u>分類整理するものとする</u>。 2 <u>法制契約課長</u>は、行政資料原簿に基づいて行政資料目録を作成し、行政資料の利用の便を図らなければならない。 （利用の制限） 第8条 <u>法制契約課長</u>は、利用者が他人の迷惑となる行為をし、若しくは行為をするおそれがあるとき、又は行政資料を紛失し、汚損し、若しくは破損するおそれがある<u>等</u>管理上支障があると認められるときは、その利用を制限することができる。	（行政資料の分類整理等） 第6条 <u>法制担当副参事</u>（法制契約課に置かれる担当副参事のうち、那覇市事務分掌規則第17条第3項の規定によりグループリーダーに指名されている者以外のものをいう。次項及び第8条において同じ。）は、収集した資料のうち、センターに備え付けることが適当と認められるものについては、行政資料原簿に登録し、<u>分類し、及び整理するものとする</u>。 2 <u>法制担当副参事</u>は、行政資料原簿に基づいて行政資料目録を作成し、行政資料の利用の便を図らなければならない。 （利用の制限） 第8条 <u>法制担当副参事</u>は、利用者が他人の迷惑となる行為をし、若しくは行為をするおそれがあるとき、又は行政資料を紛失し、汚損し、若しくは破損するおそれがある<u>等の</u>管理上支障があると認められるときは、その利用を制限することがで

	きる。
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 2 号

令和 4 年 3 月 28 日

公 表 済

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（昭和56年那覇市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表（第2条関係）

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り及び休憩時間		
1～3　[略]					
4	文化振興課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	(1)　火曜日	日曜日、月曜日	早番	8時30分から17時15分まで
		(2)　4週につき4日所属長が指定する日	日及び水曜日から土曜日まで	遅番	(11時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)
			早番又は遅番のうちから所属長が定める。		13時15分から22時まで (16時から20時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)
5～13　[略]					

[改正後 別記]

別表（第2条関係）

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り及び休憩時間	
1～3　[略]				
4	文化振興課に勤務する職員のうち所属長が指定するものの	<u>4週につき8日</u> <u>所属長が指定する日</u>	<u>日曜日から土曜日まで</u> <u>(1)　8時30分から17時15分まで</u> <u>(2)　10時から18時45分まで</u> <u>(3)　12時から20時45分まで</u> <u>(4)　13時15分から22時まで</u> (1)から(4)までのうちから所属長が定める。	

			<u>（(1)から(4)までの場合において、11時から19時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。）</u>
5～13	〔略〕		

那 覇 市 訓 令 第 3 号
那覇市教育委員会教育長訓令 第 1 号
令 和 4 年 3 月 2 8 日
公 表 済

那覇市自治体法務推進規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会教育長 山 城 良 嗣

那覇市自治体法務推進規程の一部を改正する訓令

那覇市自治体法務推進規程(平成25年那覇市訓令第1号、那覇市教育委員会教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(研修等の実施) 第8条 <u>法制契約課長</u>は、法規担当主任の自治体法務能力の向上を図るため、自治体法務に関する研修その他の必要と認める措置を講じなければならない。 2 [略] (法規担当主任会議等の開催) 第9条 <u>法制契約課長</u>は、法規担当主任が処理する事務の連絡調整のため、必要に応じ、法規担当主任会議を開くものとする。 2 [略] (組織) 第12条 [略] 2 委員長に総務部副部長を、副委員長に<u>法制契約課長</u>をもって充てる。 3 [略] (関係機関との連絡調整) 第17条 <u>法制契約課長</u>は、自治体法務の適正かつ効率的な運用に関し、本市の関係機関と密接な連絡調整を図るものとする。	(研修等の実施) 第8条 <u>法制担当副参事</u>(<u>法制契約課に置かれる担当副参事のうち、那覇市事務分掌規則第17条第3項の規定によりグループリーダーに指名されている者以外のものをいう。以下同じ。</u>)は、法規担当主任の自治体法務能力の向上を図るため、自治体法務に関する研修その他の必要と認める措置を講じなければならない。 2 [略] (法規担当主任会議等の開催) 第9条 <u>法制担当副参事</u>は、法規担当主任が処理する事務の連絡調整のため、必要に応じ、法規担当主任会議を開くものとする。 2 [略] (組織) 第12条 [略] 2 委員長に総務部副部長を、副委員長に<u>法制担当副参事</u>をもって充てる。 3 [略] (関係機関との連絡調整) 第17条 <u>法制担当副参事</u>は、自治体法務の適正かつ効率的な運用に関し、本市の関係機関と密接な連絡調整を図るものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 700 号

令和 4 年 3 月 30 日

掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

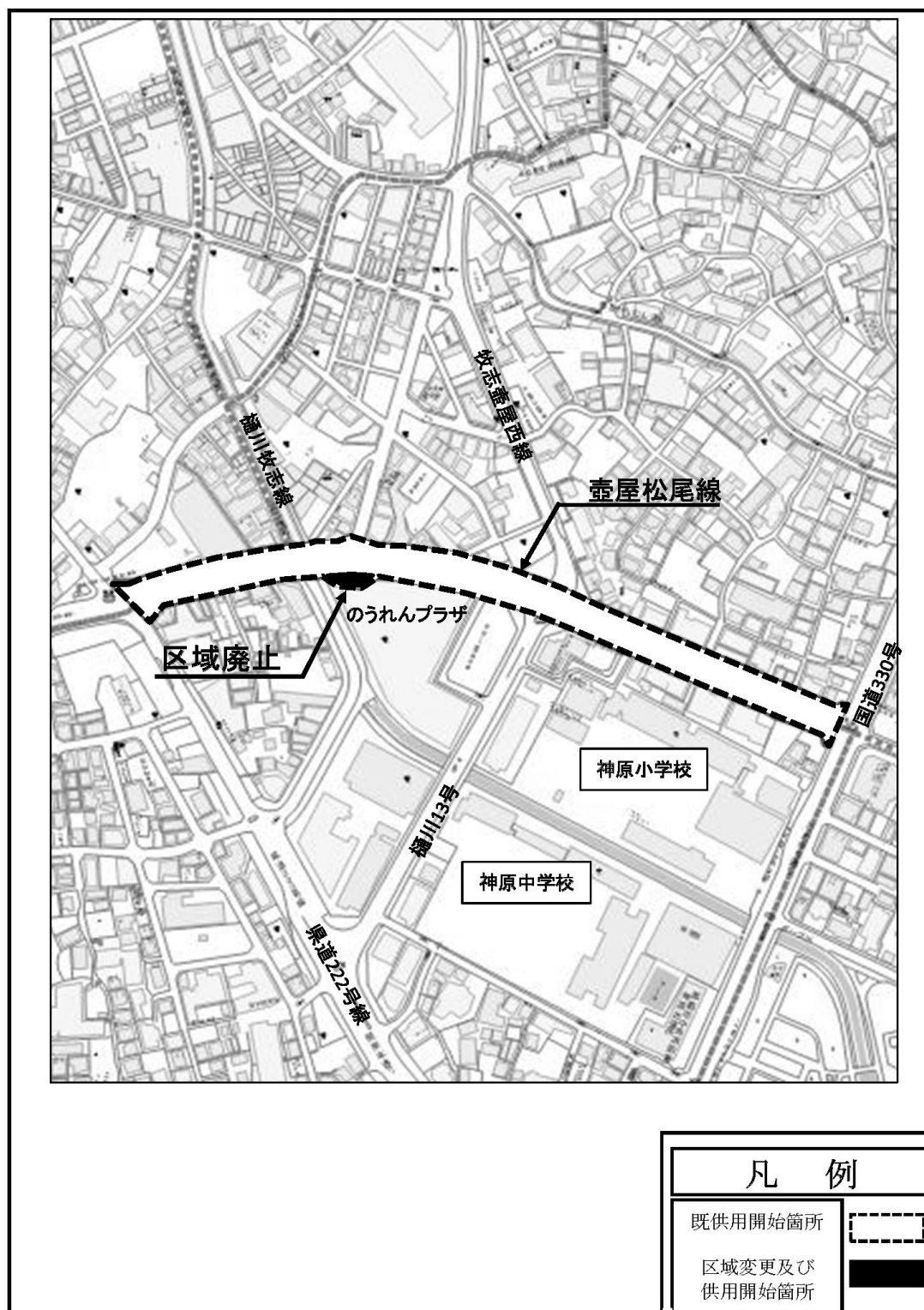
1. 区域変更及び供用開始する路線

整理 番号	路 線 名		区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
26	壺屋松尾線	新	壺屋1丁目552番3 ～樋川2丁目67番	458.1	17.5 ～22.4	一部区域廃止
		旧	壺屋1丁目552番3 ～樋川2丁目67番	458.1	17.5 ～31.7	
92	樋川牧志線	新	樋川1丁目20番 ～松尾2丁目789番11	1028.0	4.4 ～17.8	区域追加
		旧	樋川1丁目20番 ～松尾2丁目789番11	1028.0	4.4 ～13.6	
277	石嶺 1 5 号	新	首里石嶺町1丁目133番1 ～首里石嶺町3丁目222番9	46.9	15.7 ～16.0	区域変更
		旧	首里石嶺町1丁目133番 ～首里石嶺町3丁目222番	70.8	13.0	
1172	石嶺 2 6 号	新	首里石嶺町1丁目132番1 ～首里石嶺町1丁目121番1	178.8	5.0 ～18.8	区域変更
		旧	首里石嶺町1丁目132番1 ～首里石嶺町1丁目121番1	177.0	7.0 ～13.0	

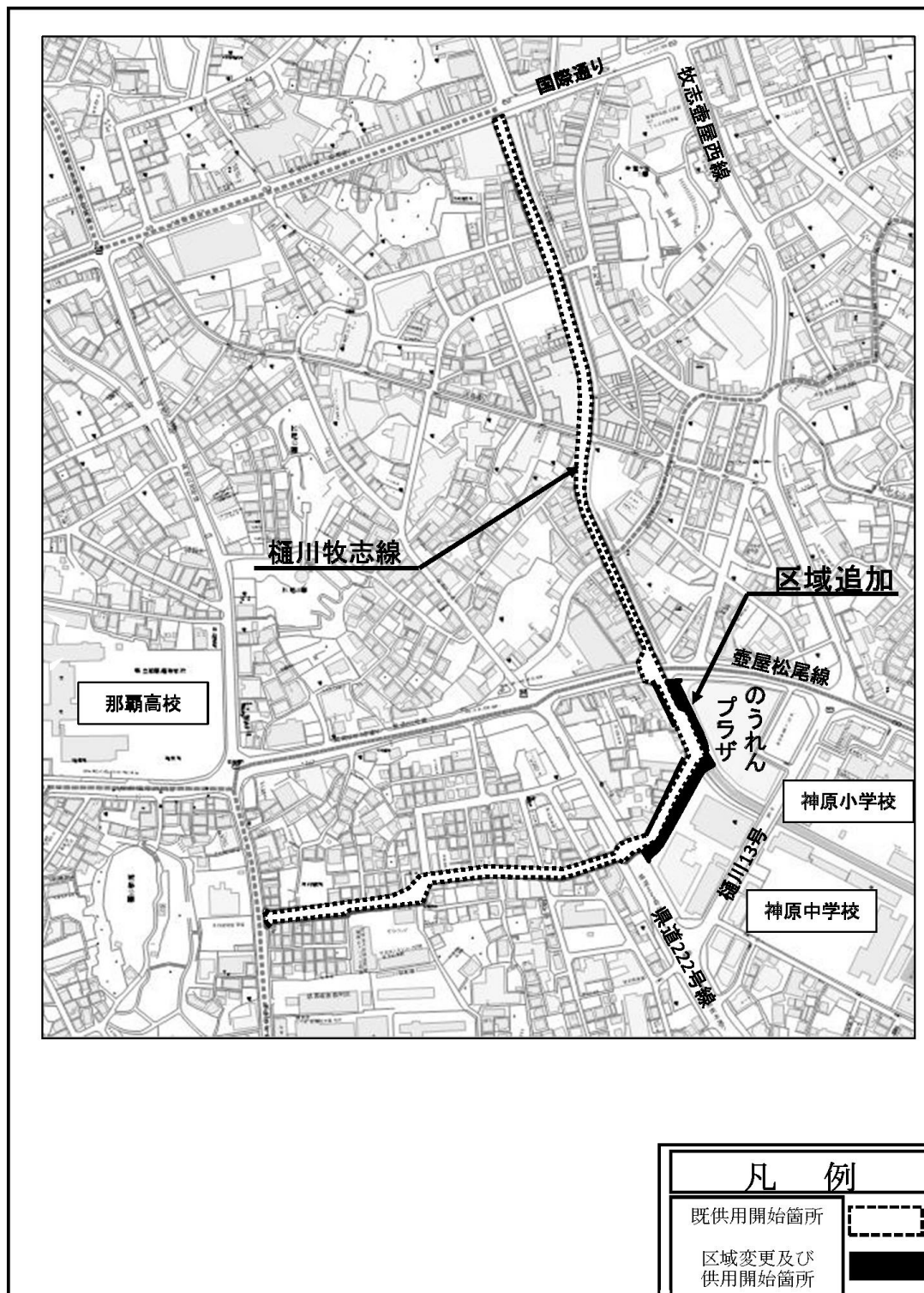
2. 供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
90	壺屋牧志線	壺屋1丁目143番 ～牧志3丁目788番	761.4	5.8 ～13.6	区域追加 (交流オアシス)
766	樋川 1 3 号	樋川2丁目564番4 ～樋川2丁目564番2	241.6	16.0	
767	樋川 1 4 号	樋川2丁目551番154 ～樋川2丁目564番6	204.6	6.0 ～6.5	区域追加
2375	樋川 2 2 号	樋川2丁目564番9 ～樋川2丁目564番8	54.5	6.0 ～7.5	
2376	樋川 2 3 号 (歩行者専用)	樋川2丁目564番23 ～樋川2丁目564番3	62.5	4.1 ～4.2	

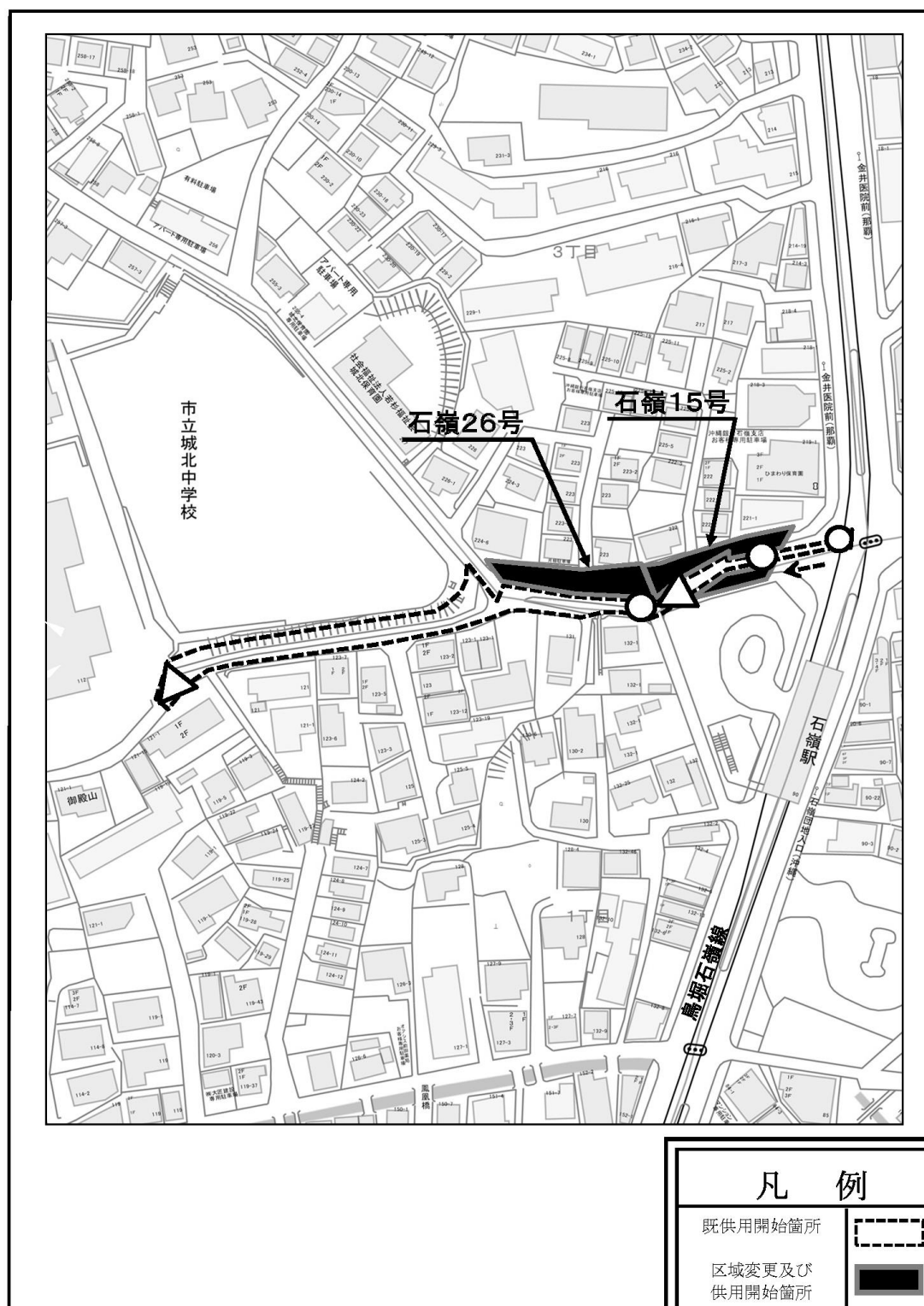
市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図①)



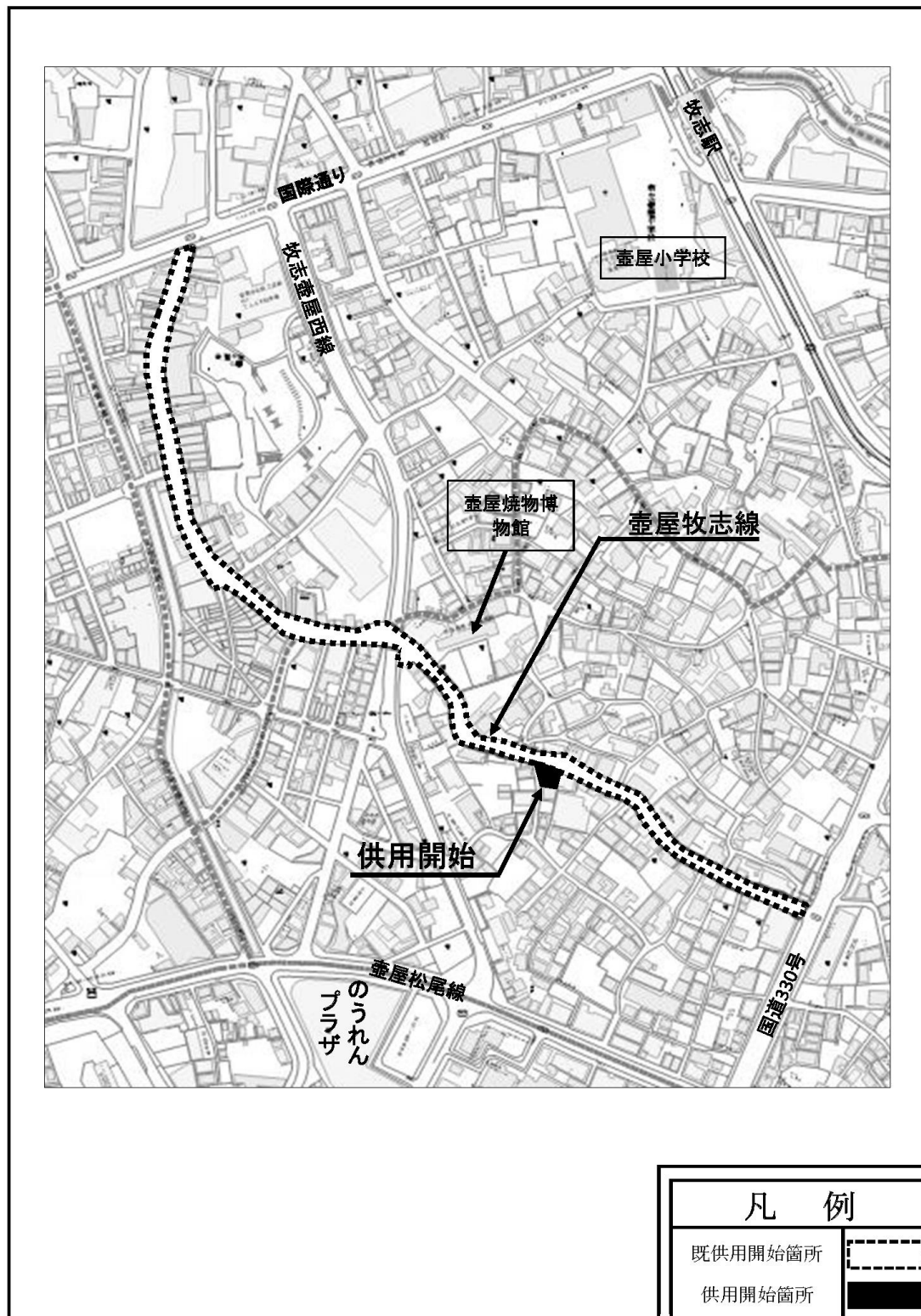
市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図②)



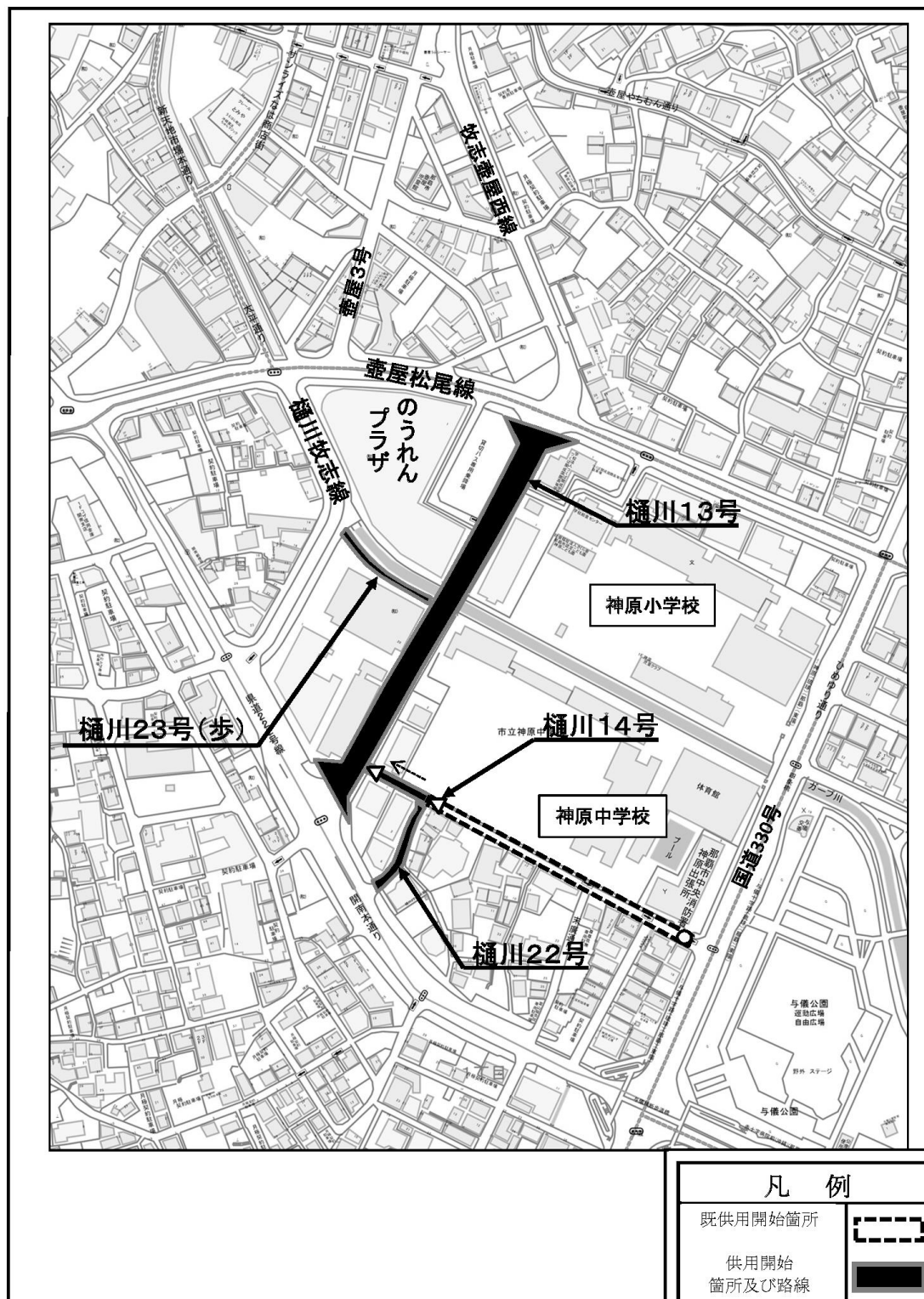
市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図③)



市道路線の供用開始位置図(参考図④)



市道路線の供用開始位置図(参考図⑤)



那覇市告示第 701 号
令和 4 年 3 月 30 日
掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法第180号）第18条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域決定及び供用開始する。

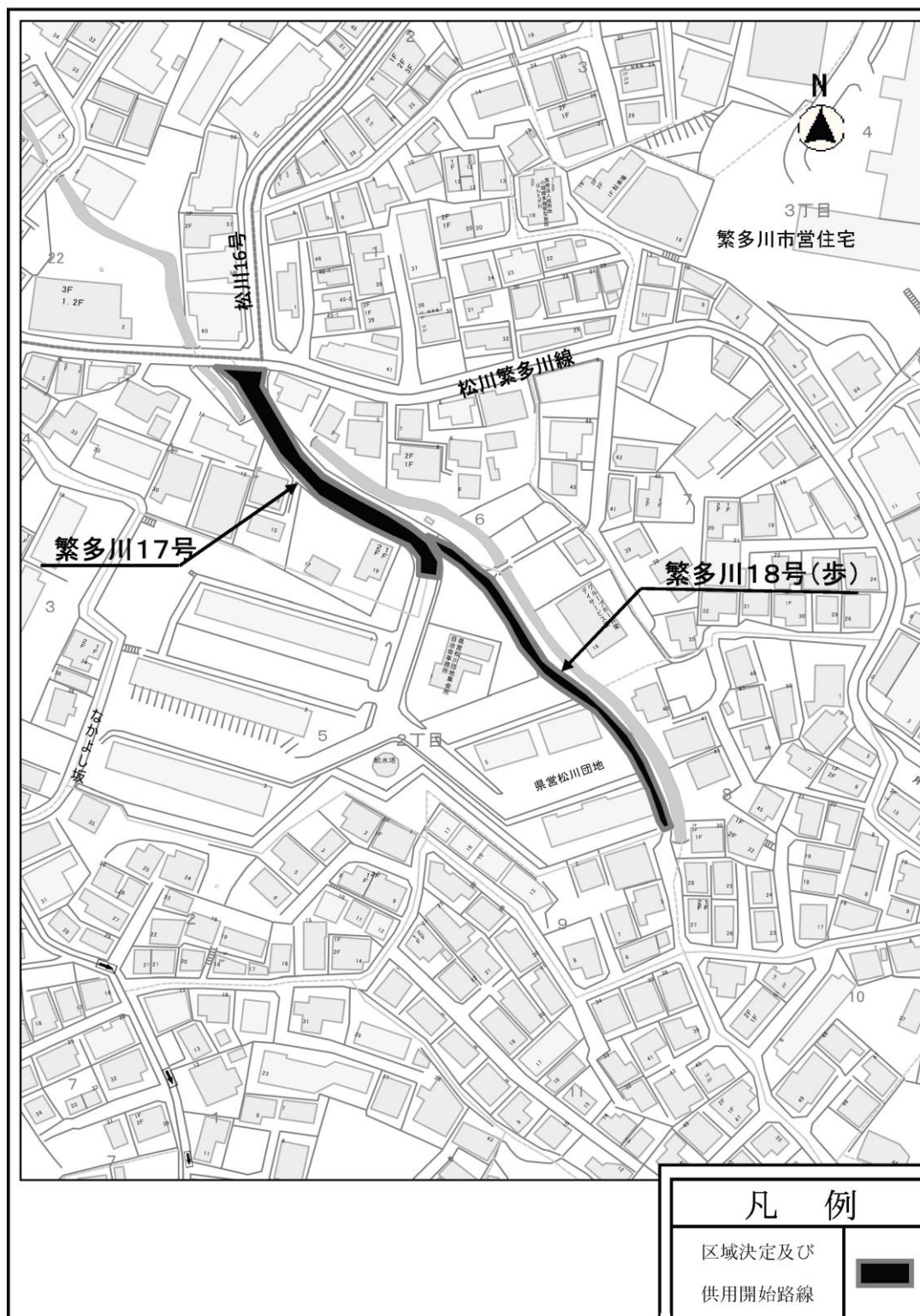
その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 区域決定及び供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
2396	繁多川 1 7 号	繁多川2丁目477 ～繁多川2丁目476番14	92.4	7.9 ～9.7	
2370	繁多川 1 8 号 (歩行者専用)	繁多川2丁目476番14 ～繁多川452番2	125.7	3.7 ～4.4	

市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第 702 号
令和 4 年 3 月 31 日
掲 示 済

固定資産の価格等の登録について

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により、令和4年度の固定資産税に係る固定資産の価格等を令和3年3月31日に固定資産課税台帳に登録したので、告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市告示第 21 号
令和 4 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市歴史博物館料金徴収事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第 2 項及び那覇市会計規則第34条第 2 項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 委託事務の名称
那覇市歴史博物館料金徴収事務委託
- 2 徴収を委託する料金
（１）那覇市歴史博物館を観覧する者から徴収する観覧料
（２）那覇市歴史博物館において販売する書籍の代金
- 3 受託者の住所及び商号
那覇市久茂地 1 丁目 1 番 1 号
株式会社流通アシスト
- 4 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

那覇市告示第 22 号
令和 4 年 4 月 1 日
掲 示 済

包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する
閲覧について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第252条の36第6項に基づき告示する。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則（平成25年那覇市規則第55号）に基づき、包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを那覇市企画財務部企画調整課で閲覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 令和4年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
(1) 氏名 木戸 秀徳
(2) 住所
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払い方法
精算払いとする。ただし、契約の相手側から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払いをするものとする。
- 5 閲覧期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日（那覇市の休日を定める条例（平成3年那覇市条例第33号）第1条に規定する休日以外の日の午前8時30分～午後5時15分までとする）
- 6 閲覧申請 資格書面等を閲覧しようとする者は、外部監査人資格書面申請書を市長に申請するものとする。

那覇市告示第 23 号
令和 4 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市玉陵観覧料等の徴収事務委託について

標記のことについて、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市玉陵における観覧料、文化財関連書籍等販売収入の徴収事務 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市首里山川町2丁目61番地17 |
| 3 受託者の名称 | 末吉園株式会社
代表取締役 普天間 直利 |
| 4 委託期間 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで |

那覇市告示第 24 号
令和 4 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市識名園観覧料等の徴収事務委託について

標記のことについて、地方自治法施行令第158条第 2 項及び那覇市会計規則第34条第 2 項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市識名園における観覧料、文化財関連書籍等販売収入の徴収事務 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市首里石嶺町 4 丁目135番地の 1 |
| 3 受託者の名称 | 有限会社 西原農園
代表取締役 下地 浩之 |
| 4 委託期間 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで |

那覇市告示第 25 号

令和 4 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市文化施設（玉陵・識名園・那覇市歴史博物館・那覇市立壺屋焼物博物館）の徴収事務委託について

標記のことについて、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市文化施設（玉陵・識名園・那覇市歴史博物館・那覇市立壺屋焼物博物館）における観光券入園者にかかる観覧料徴収事務 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市牧志3丁目2番10号 てんぶす那覇3階 |
| 3 受託者の名称 | 一般社団法人那覇市観光協会
会長 宮里 一郎 |
| 4 委託期間 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで |

那覇市告示第 29 号

令和 4 年 4 月 1 日

掲 示 済

令和 4 年度那覇市一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年度那覇市一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成 5 年那覇市条例第 15 号）第 18 条第 2 項の規定により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

令和 4 年度那覇市一般廃棄物処理実施計画

はじめに

1 計画策定の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条に基づき、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成 5 年那覇市条例第 15 号。以下「条例」という。）及び「那覇市一般廃棄物処理基本計画」の方針に従って一般廃棄物の処理を実施するにあたり、ごみの発生・排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、及びし尿・浄化槽汚泥の処理に関する本年度の計画を定めるものである。

2 対象区域

本計画の対象区域は、那覇市内全域とする。（米軍基地を除く。）

3 計画の範囲

本計画において、本市が処理する一般廃棄物は、市内で発生するごみ及びし尿・浄化槽汚泥とする。また、ごみは、一般家庭の日常生活等から発生する「生活系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」とする。

4 計画期間

令和 4（2022）年 4 月 1 日から令和 5（2023）年 3 月 31 日まで

5 処理計画

区分	処理量	搬入施設
燃やすごみ	80,442 t	那覇・南風原クリーンセンター
燃やさないごみ （有害・危険ごみを含む）	2,403 t	那覇・南風原クリーンセンター
粗大ごみ	1,633 t	那覇・南風原クリーンセンター
資源化物	13,013 t	エコマール那覇リサイクル棟及び市長 の指定する民間資源化施設
適正処理困難物	230 t	エコマール那覇リサイクル棟・プラザ棟
拠点回収	13 t	エコマール那覇リサイクル棟及び市長 の指定する民間資源化施設

使用済小型電子機器	19 t	リネットジャパンリサイクル(株)
し尿・浄化槽汚泥	4,793 kl	那覇市し尿等下水道放流施設

1 章 ごみ処理

1 ごみの発生・排出抑制、及び減量化・資源化計画

(1) 基本方針（4 R の推進）

持続可能な循環型社会を構築するため、ごみを減らす行動理念である 4 R（Refuse（リフューズ）：不要なものは断る、Reduce（リデュース）：減量する、Reuse（リユース）：再使用する、Recycle（リサイクル）：再生利用する）を推進し、ごみの発生・排出抑制と資源循環の促進のため次の取り組みを行う。

① 広報・啓発

5 月 30 日（ごみゼロの日）と関連付けて、マイバックの利用促進や、プラスチック容器包装の店頭回収の利用促進等、ごみの発生抑制及び減量化が促進されるよう広報・啓発を行い、市民のごみ問題への意識の高揚及び 4 R の周知を図る。

② 環境教育（買い物ゲーム）

市内の小学校 4 年生を対象として、学校の授業でごみ減量体験型学習プログラムを実施することにより、ごみの減量化及び資源化に対する意識啓発を図り 4 R を推進する。

③ 4 R 推進コンクール・環境絵日記コンテスト

ごみの減量及び資源化について考え、4 R を主体的に実践してもらうことを目的として、市内の小・中学校を対象としたコンクール等を実施する。

④ 食品ロス削減に向けた広報・啓発

廃棄物の発生・排出抑制の観点から、食品ロス削減に向けた啓発として以下の取り組みを行う。

ア 食品ロス削減月間と関連付けて、食品ロス削減に関する広報・啓発を行い、市民及び事業者の食品ロス削減に対する意識の高揚を図る。

イ 事業系食品ロス削減に向けた食べきりに関する啓発資料として、「味わい・食べきり心得帳」を作成し、大規模事業所等へ配布する。

(2) ごみの減量化・資源化計画

① 生活系ごみ

ア ごみの分別

一般家庭のごみは、6 区分 14 種類分別【燃やすごみ、燃やさないごみ（使用済小型電子機器（以下「小型家電」という。）・その他）、粗大ご

み、資源化物（缶・ガラスびん・ペットボトル・古紙・古布・草木）、有害・危険ごみ（有害ごみ・危険ごみ・乾電池）、廃スプリング入り製品】とし、分別の種類及び方法は「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとする。

イ 雑がみの分別と資源化の推進

資源化物である雑がみの分別・資源化を促進し、ごみ減量の推進を図る。

ウ 生ごみの発生・排出抑制と減量化・資源化の推進

食材の過剰購入や作りすぎ等による生ごみの発生・排出抑制や、ごみとして排出する際の水切りの徹底等の広報啓発、また、生ごみ処理機器の購入支援による減量及び資源化の推進を図る。

エ 家庭ごみ有料化制度の実施

市が収集する生活系ごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみの処理を有料化することで、市民のごみを排出する際のコスト意識の啓発を図り、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。

オ 適正処理困難一般廃棄物の処理について

条例第 20 条及び同規則第 2 条により指定した適正処理困難物は、製造業者及び販売業者への製造責任による適正処理を推進する。

適正処理困難物のうち、廃スプリング入りマットレスや廃スプリング入りソファ等（以下「廃スプリング入り製品」という。）については、国による適正処理ルートが確立されるまでの間、市で収集及び処理を行うが、当該処理に係る費用は原則、排出者の全額負担とする。

カ 拠点回収事業

家庭から排出される資源化物のうち、無断持ち去りが発生している缶・古紙について、拠点回収する地域の団体に対し奨励金を交付することにより、資源化物の無断持ち去りを防止し、民間団体の資源化活動を促進させ、ごみの減量及び資源化の推進を図る。

キ 店頭回収の推進

食品トレイ等の容器包装については、店頭回収を実施しているスーパーマーケット等の意向を確認しつつ、回収拠点を P R し、販売事業者による資源化を促進する。

ク 広報・啓発

（ア）市で収集するごみについて

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）を作成し、全戸配布するとともに、市外からの転入者には、より詳細な「家庭用ごみ分別の手引き」（パンフレット）も配付する。

（イ）市で収集・処理しないごみについて

次に掲げる品目がごみとなった場合は、市での収集・処理を行わないが、円滑に資源化されるよう、適正な運用と必要な啓発を図る

ものとする。

- a 特定家庭用機器再生商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、及びエアコン）
- b パソコン
- c リサイクルシステムが構築されているボタン電池、充電式電池、消火器、オートバイ等

（ウ） 宅配便回収について

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社（認定第 24 号）が実施する小型家電の自宅からの宅配便回収について、制度の周知を図り、パソコンその他の小型家電の再資源化の促進を図る。

ケ リフォームごみについて

日曜大工及び自ら自宅をリフォームする際に発生した建築廃材等については、原則、事前受付制とし、リフォーム・解体等の現場調査を実施し、廃棄物区分の確認を行ったうえで、一般廃棄物として判断されたものについては、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。

コ 地域清掃について

自治会、ボランティア団体、NPO 等が実施する地域清掃（道路ボランティア含む）によるごみについては、一般家庭のごみに準じた分別区分とし、収集を実施する。

サ 草木の例外処理について

台風・大雨等により一時期に大量に発生したため処理が困難となった草木、異物混入等により資源化が困難な草木については、資源化の対象とせず、焼却処理を行う。

② 事業系ごみ

ア ごみの分別

事業所ごみは、法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物の範囲において、2 区分 5 種類分別【燃やすごみ（資源化できない紙類・生ごみ（以下「食品残渣」という。）・木製品）、資源化物（古紙・草木）】とし、「事業系ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとする。ただし、従業員の生活活動に伴い排出されるプラスチック製容器包装は燃やすごみとして、缶、ガラスびん、ペットボトルは資源化物として、分別し排出することができるものとする。

イ 事業系古紙の分別と資源化の推進

事業系古紙（機密文書及び雑がみを含む）は、分別及び資源化を推進するとともに、資源化が可能な古紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

ウ 草木の分別と資源化の推進

事業活動に伴い発生する草木は、分別及び資源化を推進するとともに、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

エ 食品ロスの発生・排出抑制と食品残渣の減量化・資源化の推進

食品廃棄物の発生・排出抑制に係る取組みとして、外食事業者を対象とした「食べきり協力店登録制度」を推進し、登録事業者の協力を得て食品ロス削減へ向けた啓発を実施する。

食品残渣として排出する場合は、水切りの徹底等による減量化を啓発するとともに、食品リサイクルを推進するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）の取り組み義務の対象とならない事業者に対しても、飼料化又は肥料化等の再生利用事業者の紹介を行い、資源化の促進を図る。

オ 事業所訪問

大規模事業所等に対する一般廃棄物減量化計画書の作成指導を継続し、個別訪問による分別状況の把握及び適正処理の指導を徹底するとともに、その他の事業所についても必要に応じ訪問調査等により実態把握を行い、適正処理の指導を行うことにより事業所の自主的なごみ減量・資源化を推進する。

カ 搬入検査

ごみ搬入時検査を定期的実施し、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別されていないごみの搬入防止及び分別指導の徹底を図る。

キ 資源化物処理ルート of 維持

再生利用が可能な食品残渣及び草木については、当該品目限定の一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という）。の維持を図り、当該許可業者の搬入施設での再生処理を行うことを推奨することにより、ごみの減量・資源化を推進する。

ク 広報・啓発

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「事業系ごみの分け方・出し方」（チラシ）及び「事業系ごみ適正処理の手引き」（パンフレット）を作成し、各事業所への配付を行う。

ケ 自ら事業所をリフォームする際に発生した建築廃材等について

当該廃棄物については、原則、事前受付制とし、リフォーム・解体等の現場調査を実施し、廃棄物区分の確認を行ったうえで、一般廃棄物として判断されたものについて、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。

コ 事業所から排出される缶・ガラスびん・ペットボトルの排出区分の適正化

事業活動に伴い排出される缶類・ガラスびん・ペットボトルについては、廃棄物処理法第 2 条の規定に従い、産業廃棄物に区分し再生処理を推奨し、エコマール那覇リサイクル棟への搬入を禁止する。

2 収集・運搬計画

(1) ごみ区分ごとの収集・運搬量 (単位: トン)

① 計画収集

ア 生活系ごみ

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
燃やすごみ	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	7,521
	委託業者		36,135
	直接持込		36,786
	許可業者		35,959
	市 民		827
燃やさないごみ (有害・危険ごみ 含む)	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	362
	委託業者		1,487
	直接持込		553
	許可業者		320
	市 民		233
粗大ごみ	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	177
	委託業者		854
	直接持込・市民		602
資源化物	直 営	エコマール那覇リ サイクル棟及び市 長の指定する民間 資源化施設	2,118
	委託業者		9,505
	直接持込		1,215
	許可業者		859
	市 民		356
適正処理困難物 (廃スプリング 入り製品)	直 営	エコマール那覇リ サイクル棟・プラ ザ棟	20
	委託業者		158
	直接持込		52
	許可業者		0
	市 民		52

イ 事業系ごみ

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
燃やすごみ	直接持込	那覇・南風原 クリーンセンター	28,105
	許可業者		27,800
	事 業 者		305

資源化物 (古紙・草木を除く)	直接持込	エコマール那覇 リサイクル棟	176
	許可業者		176

② その他（直接資源化等）

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
資源化物 (缶、古紙)	拠点回収	エコマール那覇リ サイクル棟及び市 長の指定する民間 資源化施設	13
小型家電 (パソコンを含む)	宅配便回収	リネットジャパンリ サイクル(株) (小型家 電リサイクル法認定事 業者 認定第 24 号)	19

(2) 収集・運搬方法

①生活系ごみ

ア 生活系ごみは、直営と委託業者により市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはクリーン推進課で縦覧に供する。なお、定日収集により難しい一部の集合住宅等については、許可業者が収集する。

イ 一戸建て世帯は各家庭の門口で収集し、団地・アパート等の場合は敷地内の所定の場所で収集する。

ウ 分別されたごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源化物、有害ごみ、危険ごみ及び乾電池については、定日収集により行う。粗大ごみ及び廃スプリング入り製品は電話受け付けにより収集日を指定する。

収集するごみの種類及び収集日等については、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」(チラシ)において定めるものとする。

エ ごみの持ち込みとは、市民自ら車両を運転し、又は市民から委託を受けた許可業者が、ごみを中間処理施設へ搬入することをいう。

オ 引越越し等により多量に排出された、ごみの持ち込みは、事前に那覇・南風原クリーンセンターへ電話受付するものとする。

カ 事業の用に供さない空き家及び空き地、墓地等の清掃に伴う草木は、市民がエコマール那覇リサイクル棟へ直接持ち込む、又は許可業者へ委託若しくは自己処理（各自で家庭へ持ち帰り、分別をして出す等の対応）するものとする。

キ 在宅医療系廃棄物のうち非鋭利な物については、平成 17 年 9 月 8 日付け環廃対発 050908003 号・環廃産発 050908001 号の環境省通知を踏

まえ、安全に取り扱うことができ、感染の可能性が低いものについては、市が生活系ごみとして処理する。

ク 市民が排出した資源化物を無断で持ち去ることを禁止し、禁止行為違反者に対し、行政指導及び行政処分を科すことで、適正な定日収集を推進する。

ケ 地域清掃によるごみについては、電話受け付けにより収集日を指定する。

コ 廃スプリング入り製品は、エコマール那覇プラザ棟において選別・一時保管を行い、スプリングを除いた選別残渣は那覇・南風原クリーンセンターへ搬入する。

②事業系ごみ

事業活動に伴って生じる事業系ごみは、法第 3 条及び条例第 3 条に基づき、事業者自ら処理するか、又は、許可業者へ委託して適正に処理しなければならない。

(3) 収集・運搬体制

①生活系ごみ

ア 定日収集

生活系ごみの定日収集は、9 つの区域に分け、直営及び次の委託業者で行う。

名称	代表者名	所在地
(有)那覇グリーンサービス	崎濱 秀樹	那覇市港町 2-13-14
(有)那覇東クリーン	仲宗根 朗	那覇市首里汀良町 3-69-4
(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

イ 定日収集により難しい一部の集合住宅等の収集

定日収集により難しい一部の集合住宅等の収集については、許可業者で行う。（別紙 1 許可業者一覧を参照）

ウ アシスト収集

ごみを門口まで持ち出すことが困難な高齢者や障がいのある方に対し、戸別訪問による収集を実施する。

②事業系ごみ

事業者自ら運搬するか、又は、許可業者へ委託して行う。
（別紙 1 許可業者一覧を参照）

3 中間処理計画

(1) 基本方針

衛生的で安全・快適な生活環境を保つためには、安定的かつ安心して処理できる体制の整備が必要である。また、焼却に伴う熱エネルギーの積極的な回收利用を図るとともに、焼却残渣を資源化する。

(2) 処理方法

燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ、乾電池及び廃スプリング入り製品の選別残渣については、那覇市と南風原町で組織する「那覇市・南風原町環境施設組合」の那覇・南風原クリーンセンターにおいて処理する。

資源化物はエコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設において処理又は直接資源化を行う。

那覇・南風原クリーンセンターにおいては、破碎選別施設で鉄・アルミの選別して資源化を行うほか、焼却処理後に灰溶融炉でスラグ・メタルを生成し、資源化を行い、最終処分量の減量化を図る。

(3) 処理施設

施設区分		中間処理施設（委託含む）	備考
ごみ 処 理 施 設	施設名	那覇・南風原クリーンセンター	ごみの焼却により発電を行い、施設内の電力をまかない、余剰電力は売却する。
	所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川 650	
	開 設	平成 18 年 4 月	
	炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉(廃熱ボイラー付)、電気式灰溶融炉設備、破碎選別設備	
	焼却能力	450 t / 日 (150 t / 日 × 3 炉)	
	灰溶融炉	52 t / 日 (26 t / 日 × 2 炉)	
	破碎選別	39 t / 5H (粗大ごみ 6 t / 5H、不燃ごみ 33 t / 5H)	
	処理対象	燃やすごみ（廃スプリング入り製品の選別残渣含む）、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ、乾電池	
	発電容量	8,000kw	
資	施設名	エコマール那覇リサイクル棟	古紙は、

所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川 655	市長の指定する民間資源化施設へ直接搬入する。
開 設	平成 23 年 4 月	
主要設備	プラットホーム、供給コンベア、破集破袋、磁選機、圧縮機、圧縮梱包機器	
処理能力	53 t / 日	
処理対象	缶、ガラスびん、ペットボトル、古布、草木	

4 最終処分計画

那覇・南風原クリーンセンターでの中間処理において、資源化物を回収・生成した後に出る処理飛灰・溶融不適物・溶融処理残渣等については、海面最終処分場にて埋立て処理し、処分場内の海水は環境に負荷が少ないよう余水処理施設にて処理する。余水処理施設で処理したきれいな水は外海へ放流する。

最終処分施設

施設名	那覇エコアイランド
所在地	那覇市港町 4-3-6 の地先
敷地面積	約 2.7ha
埋立容量	約 107,000 m ³
水処理施設 処理能力	90 m ³ / 日
処理方式	流入調整＋第 1 凝集沈殿処理（カルシウム凝集）＋生物処理（硝化・脱窒・再ばっ気）＋第 2 凝集沈殿処理＋高度処理（砂ろ過・活性炭吸着）＋消毒放流設備
護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地盤改良

2 章 し尿及び浄化槽汚泥処理

し尿及び浄化槽汚泥については、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定に基づき市長が許可した浄化槽清掃業者による定期的な衛生管理を推進し、当該品目の許可業者による収集・運搬体制をとる。

中間処理は、那覇市し尿等下水道放流施設において処理する。

1 し尿・浄化槽汚泥量

単位：k l

区分	搬入施設	搬入量
し尿	那覇市し尿等下水道放流施設	1,459
浄化槽汚泥		3,334

2 収集運搬計画

(1) 一般廃棄物（し尿）収集運搬業者

許可 番号	会社名	代表者名	住所地
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者

許可 番号	会社名又は氏名	代表者名	住所地
2	大城 秀吉		那覇市与儀 2-12-29
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
8	(有)丸十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山 675
9	富本 祐昌		南城市大里字仲間 1024-6
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇 1191-1
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

3 中間処理計画

施設名	那覇市し尿等下水道放流施設
所在地	沖縄県浦添市伊奈武瀬 1-5-11
面積	敷地面積：2,249 m ² 、建築面積：548 m ² 、延床面積 1,300 m ²
処理方式	前処理・固液分離・希釈下水道放流方式
処理能力	32kl/日（し尿・浄化槽汚泥：24kl、下水道清掃汚泥：8kl）

別紙 1 許可業者一覧 （1 章ごみ処理 2 収集・運搬計画 関連）

本市の一般廃棄物処理業の適切な運営が継続的かつ安定的に確保されるよう、本計画の対象区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者への事業の影響を考慮した結果、本計画期間内におけるごみの処理量に対する収集・運搬体制のうち、許可業者は下表のとおりとする。

1 ごみ

許可番号に続いて付されている「●・◆・★」は、それぞれ次の許可又は取扱いが可能であることを示している。

●印は草木の許可を受けていること。

◆印は食品残渣の許可を受けていること。

★印は特定家庭用機器の取扱いが可能であること。

個人 14 業者

許可番号	氏 名	所在地	許可番号	氏 名	所在地
5	祖平 愛也	那覇市具志 3-32-26	28	兼濱 康喜	那覇市字国場 254-1
10	上原 直美	那覇市首里末吉町 4-5-1	32●	伊良波 哲	宜野湾市愛知 2-6-23
11	上原 正和	那覇市具志 3-12-3	35	伊佐 真亜	那覇市首里石嶺町 4-365-2
16	伊野波 盛俊	那覇市真嘉比 2-29-10	37	上原 民智	那覇市首里石嶺町 2-52
17	大城 尋光	浦添市宮城 6-10-5	55●★	普天間 里恵子	南城市大里字高平 722-5
18	瑞慶覧 克明	浦添市字経塚 176-4	64	福里 清	那覇市首里石嶺町 2-65
23	城間 美佐江	那覇市松島 1-9-21	65	金城 隆幸	浦添市伊祖 3-9-17

法人 37 社

許可番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
1●	(有)宮國清掃	宮國 勝博	浦添市字前田 862-212
2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稲嶺 1450

3★	(株)ゆい清掃	友利 清子	那覇市首里末吉町 3-120-30
6●	(株)クリーンアップ福	仲眞 典子	那覇市首里大名町 2-91
7	(同)司クリーンサービス	大城 睦子	那覇市港町 2-2-3
8●★	(有)タイラ衛生社	平良 博一	豊見城市字金良 28
9	(株)首里クリーンサービス	佐久川 政則	那覇市首里山川町 2-107
19★	(同)マツバラ	松原 秀明	那覇市字松川 524-1
20	(株)栗國清掃	栗國 文武	浦添市字経塚 811-60
21	(株)廣	根間 良明	浦添市伊祖 1-22-3
22●	(株)タマキクリーン	仲村 孝枝	南城市大里字高平 131-18
24●	(株)SUNクリーン	金城 通夫	那覇市首里石嶺町 4-411
26	(株)玉城清掃	玉城 正	南城市大里字大里 807
27	(同)花城クリーン	花城 利彦	那覇市古波蔵 2-18-3
31●★	(有)三友	金城 和良	那覇市樋川 2-16-9
33●	(有)那覇相互清掃	梅本 忠助	那覇市字国場 1171-1
34●★	(有)丸友産業	友利 俊雄	那覇市字仲井真 321-4
39●	(株)令和環境	宮城 みゆき	南城市大里字大里 1770-1
40	(株)大輪産業	根間 大輔	那覇市古島 1-7-31
43	(株)タナハラ	棚原 敏彦	豊見城市字座安 301 番地
47	(株)沖縄ちゅらコネクト	新里 靖美	南城市大里字大里 1624
48	(同)明進環境整美	大城 勝	南城市大里字仲間 7-23
49●	(株)タイハウエコクリーン	根間 正明	那覇市真嘉比 2-20-2
50●★	(株)共栄環境	下田 美智代	南風原町字大名 107-1
51	(株)カワカミ	川上 博敏	浦添市当山 2-32-22
53●	(株)吉浜クリーン開発	吉浜 克之	那覇市松川 2-11-15
54	(同)エコライフ	前門 清人	那覇市松川 1-12-27
56●★	吉浜エコサービス(株)	垣花 秀樹	豊見城市与根 210-4
58	(有)那覇環境サービス	山入端 弾	糸満市西崎町 5-5-7
59●◆★	(株)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那覇市字鏡水 150
60	(同)ヒロケン	上田 長廣	浦添市字大平 374
61●★	(株)やすもと	安元 良美	浦添市字経塚 811-51
62●★	(株)タイラ産業	平良 夏毅	豊見城市字金良 12
63●	(株)光環境サービス	銘苅 茂光	南城市大里字古堅 1011-3
66	(有)都市清掃社	西村 清也子	島尻郡八重瀬町字友寄 41

67	資協和	照喜名 悟	那覇市長田 1-15-18
68●	友平衛生社(有)	友利 久雄	豊見城市字金良 99-4

2 品目限定許可

(1) 自衛隊基地から排出される草木 1 社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205-3

(2) 自衛隊基地及び事業者から排出される草木 5 社

許可 番号	会社名 又は 氏名	代 表 者 名	所 在 地
109	(株)グリーンエコロジーサービス	宮城 俊三	豊見城市字与根 489-2
110	(株)とみしろ建材	知念 直志	豊見城市字高安 558-8
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
114	(株)美玉開発	照屋 一盛	那覇市字仲井真 356-1
115	(有)沖縄クリーン工業	前田 裕樹	那覇市久茂地 3-16-8

(3) 食品残渣 個人 1 業者、法人 6 社

許可 番号	会社名 又は 氏名	代 表 者 名	所 在 地
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
121	(株)グリーンエイト	諸見里 純子	八重瀬町字具志頭 1364
122	資オキスイ	宮城 建太	沖縄市知花 6-23-7
124	仲本 賢正		中城村字奥間 971-3
126	(有)あらぐさ	前田 亘	八重瀬町字宣次 218-1
128	(有)沖縄化製工業	岸本 勇	南城市大里字大城 1927
129	(有)東産業	東恩納 政人	八重瀬町字新城 881

(4) 廃スプリング入り製品 1 社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205-3

那覇市告示第 30 号
令和 4 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法施行令第158条第2項並びに那覇市会計規則第34条第2項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

氏 名	住 所	委 託 期 間
下地 克枝		自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
田中 君枝		自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

那覇市告示第 31 号
令和 4 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法施行令第158条第2項並びに那覇市会計規則第34条第2項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

委託業者	住 所	委託期間
株式会社 沖縄債権回収サービス 代表取締役社長 宮城 博	那覇市 西 1 丁目 19 番 7 号	自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日

那覇市告示第 35 号

令和 4 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収事務の私人への委託
について

地方自治法施行令第158条第 1 項の規定により収納の事務を委託したので、同条
第 2 項及び那覇市会計規則第34条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 件 名 母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務
- 2 委託業者 名 称 株式会社沖縄債権回収サービス
所在地 那覇市西 1 丁目19番 7 号 フェアービル
代表者 代表取締役社長 宮城 博
- 3 委託期間 令和 4 年 4 月 1 日から 1 年間

那覇市告示第 38 号

令和 4 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇文化芸術劇場なは一と主催公演チケット代金収納事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり収納事務を委託したので告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 収納事務の委託を受けた者（収納事務受託者）
株式会社パストラーレ
東京都中野区本町 2－54－13 黒須ビル 3 F
- 2 収納事務受託者に認めた歳入
那覇文化芸術劇場なは一と主催公演チケット代金
- 3 収納事務受託者により代理納付が行える期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日

【問い合わせ先】

市民文化部文化振興課

〒900－0015 那覇市久茂地 3 丁目 26 番地 27 号

T E L 098－861－7810 F A X 098－861－7870

那覇市告示第 41 号
令和 4 年 4 月 1 日
掲 示 済

市町村事務の委託について

みだしのことについて、介護保険法第24条の2第5項及び介護保険法施行規則第34条の6第1項に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 市町村事務受託事務所の名称及び所在地
名 称：特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
所在地：沖縄県那覇市西 2 丁目 4 番 3 号 クレスト西205
2. 委託する市町村事務受託法人の名称及び所在地並びに代表者氏名
名 称：特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
代表者：理事長 堀川 美智子
所在地：沖縄県那覇市西 2 丁目 4 番 3 号 クレスト西205
3. 委託する期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
4. 委託する市町村事務の内容
介護保険法第24条の2第1項第1号に規定する事務
（照会等事務）
5. 居宅サービス等の提供の有無
無し

那覇市告示第 42 号
令和 4 年 4 月 5 日
掲 示 済

那覇市営住宅等家賃等徴収業務委託について

地方自治法第158条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第34条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

委託業者名	住 所	委 託 期 間
株式会社 レキオス 代表取締役 宜保 文雄	那覇市おもろまち 4 丁目 19 番 16 号	自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 3 1 日

那覇市告示第 59 号

令和 4 年 4 月 15 日

那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について

地方自治法施行令第158条第 1 項にもとづき次のとおり委託したので、同条第 2 項及び那覇市会計規則第34条第 2 項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 件 名 那覇市公設市場使用料等集金代行業務委託
- 2 委託業者 那覇市西 1 丁目 19 番 7 号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役社長 宮城 博
- 3 委託期間 自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 31 日

公 告

那覇市公告第 657 号

令和 4 年 3 月 31 日

掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
令和 3 年 9 月 10 日 第 H31-02-02 号
那覇市指令ま建指第 1-H31-02-02 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市字大道25番、25番15、27番 6
- 3 公共施設
なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
沖縄県那覇市前島三丁目11番 1 号 ホテルリゾネックス那覇 1 階
株式会社 松山産業 代表取締役 伊差川 武
- 5 検査済証番号
令和 4 年 3 月 31 日 那ま建指第307号
- 6 工事完了年月日
令和 4 年 1 月 21 日

那 覇 市 公 告 第 2 号

令 和 4 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市ふるさとづくり寄附金に係る指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 指定納付受託者の指定を受けた者

（1）株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

（2）株式会社ジェーシービー

東京都新宿区大久保3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー

（3）株式会社りゅうぎんディーシー

沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号

（4）三菱UFJニコス株式会社

東京都文京区本郷3丁目33番5号

（5）楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス

（6）株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 DGビル10F

（7）東急株式会社

東京都渋谷区南平台町5-6

2 指定納付受託者に納付事務を認めた歳入

寄附受付ポータルサイトを経由して寄附される那覇市ふるさとづくり寄附金

3 指定代理納付者により代理納付が行える期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

【問い合わせ先】

企画財務部企画調整課

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

T E L 098-862-9937 F A X 098-862-4263

那 覇 市 公 告 第 5 号
令 和 4 年 4 月 4 日
掲 示 済

福祉施設等との随意契約の公表について

那覇市契約規則第 21 条第 1 項第 3 号の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 契約締結日 令和 4 年 4 月 1 日
- 2 件名、契約相手方の住所及び氏名
件 名：令和 4 年度都市公園維持管理業務委託
契約相手方
住 所：那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 3 階
氏 名：公益社団法人 那覇市シルバー人材センター
理事長 翁長 聡
- 3 契約理由
契約を締結する前に設定した選定基準に該当する団体から提出された見積書の結果による。

契約担当課

都市みらい部 公園管理課 電話 951－3239

那 覇 市 公 告 第 6 号
令 和 4 年 4 月 4 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・2・1号国道58号
- 2 施行者の名称 国土交通大臣
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - （2）期間 令和4年4月4日～令和6年3月31日

那 覇 市 公 告 第 9 号
令 和 4 年 4 月 5 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

令和4年2月24日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-6951(内線2561)			
個人情報管理責任者	子育て応援課長			
業 務 の 名 称	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）給付業務			
業 務 の 目 的	給付金の支給に関すること			
個人情報の対象者	下記の①又は②に掲げる者かつ、一括給付金の受給者の配偶者であったもののうち離婚等をした者その他これらに準ずる者。 ① 令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが令和4年3月分児童手当(本則給付)受給者になった者。 ② 令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが令和4年2月28日時点(令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時)において高校生等を養育している者(所得額が児童手当法施行令第1条に規定する額未満の者に限る。)			
業務の開始年月日	令和4年2月24日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☐ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☐ その他()	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他()	☒ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☒ そ の 他 (扶養・控除)	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外 <u>本人同意</u> ・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期() ☒ 随時(支援給付金申請時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 4 年 3 月 1 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	福祉部 障がい福祉課 電話 098-862-3275			
個人情報管理責任者	福祉部 障がい福祉課長			
業 務 の 名 称	「沖縄県ちゅらパーキング利用証」制度に伴う利用証交付等に関する業務			
業 務 の 目 的	利用証を使用することで、障害者等用駐車区画の適正使用の推進に繋がることを目的とする。			
個人情報の対象者	沖縄県ちゅらパーキング（障害者等駐車区画）利用証制度実施要綱等の規定により申請等を行った者			
業務の開始年月日	令和 4 年 4 月 1 日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☒ 病 歴 ☒ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和4年3月1日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	生涯学習部中央図書館			電話 917-3456
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和4年3月3日	
業務の名称及び 開始年月日	図書資料の貸出			
廃止又は変更の 理由	那覇市立図書館利用者登録のインターネット申請が可能になることに伴い、個人を証明する情報を電磁媒体で記録する必要があるため。			
変更の内容	変 更 前		変 更 後	
			収集する個人情報の記録形態の内容に「電磁媒体」を追加する	
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 10 号
令和 4 年 4 月 5 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 4 年 3 月 24 日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	教育委員会 学務課	目的外利用部課 又は提供先	教育委員会 学校教育課
業 務 の 名 称	就学時健康診断事業		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和 4 年 8 月 1 日 ※初回提供は令和 4 年 8 月を予定 ☒ 随 時(確認を要する対象者が発生した際その都度)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	① 新入学予定児童の住所・氏名・フリガナ・性別・生年月日・ 入学予定学校、児童生徒コード(住民コード)。 ② 児童の那覇市での在籍校、入学予定校		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認事項 1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	学校保健安全法第11条及び12条により ① 就学時健康診断を実施するにあたり対象者へ通知書の発送 を要するため。 ② 就学時健康診断票を入学予定学校長又は在籍学校長宛へ送付を 要するため。		
届 出 担 当 部 課	教育委員会 学務課 電話 098-917-3505		

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用 提供)届出書

令和 4 年 3 月 3 0 日

那覇市長 様

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	市民生活安全課	目的外利用部課 又は提供先	まちづくり協働推進課
業 務 の 名 称	校区まちづくり協議会支援事業		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(変更時)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	交通指導員名簿(氏名・住所・連絡先)		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (平成29年11月29日 答申第2号にて承認) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	「校区まちづくり協議会カルテ」作成のため		
届 出 担 当 部 課	まちづくり協働推進課		電話098-861-3846

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和4年3月30日

那覇市長 様

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉政策課	目的外利用部課 又は提供先	まちづくり協働推進課
業 務 の 名 称	校区まちづくり協議会支援事業		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(変更時)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	民生委員児童委員名簿（氏名・住所・連絡先）		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （平成29年11月29日 答申第2号にて承認） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提供をする 理 由	「校区まちづくり協議会カルテ」作成のため		
届 出 担 当 部 課	まちづくり協働推進課		電話098－861-3846

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・**提供**)届出書

令和 4 年 3 月 3 0 日

那覇市長 様

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	学校教育課	目的外利用部課 又は提供先	まちづくり協働推進課
業 務 の 名 称	校区まちづくり協議会支援事業		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(変更時)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	学習ボランティア名簿(氏名・住所・連絡先)		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (平成29年11月29日 答申第2号にて承認) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	「校区まちづくり協議会カルテ」作成のため		
届 出 担 当 部 課	まちづくり協働推進課		電話098-861-3846

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用 **提供**)届出書

令和4年3月30日

那覇市長 様

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	生涯学習課	目的外利用部課 又は提供先	まちづくり協働推進課
業 務 の 名 称	校区まちづくり協議会支援事業		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は提供をする年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(変更時)		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内 容	那覇市PTA連合会評議員名簿（氏名・住所・連絡先）		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （平成29年11月29日 答申第2号にて承認） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は提供をする理 由	「校区まちづくり協議会カルテ」作成のため		
届 出 担 当 部 課	まちづくり協働推進課		電話098－861-3846

那 覇 市 公 告 第 11 号

令 和 4 年 4 月 5 日

掲 示 済

「なは女性センターデジタル複合機賃貸借及び保守業務契約」に係る制限付一般競争入札について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 なは女性センターデジタル複合機賃貸借及び保守業務契約
- (2) 履行場所 なは女性センター（那覇市銘苅2-3-1 なは市民協働プラザ1階Aコア）
- (3) 履行内容 別紙「なは女性センターデジタルカラー複合機賃貸借及び保守業務契約の入札条件」のとおり
- (4) 履行期間 令和4年6月1日から令和8年7月31日
 - ※那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号及び第2号に基づく長期継続契約
 - ※長期継続契約案件の入札及び契約には、次の条件を付す。
 - ア 各年度における長期契約の経費の範囲内で契約を締結または継続するものであること。
 - イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有していること。
- (4) 令和4年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者で、希望業種として「業種コード1 事務機（種目「事務機」）」かつ「業種コード28 リース業（種目「事務機器類」）」の2業種を登録している業者であること。
- (5) 市町村税等を滞納していないこと。

- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
- (7) 複合機障害発生時の修理等に迅速に対応できるよう、本市内に本社又は営業所等があること。

3 契約条項を示す場所 なは女性センター

4 質問疑義照会書

- (1) 質問期限 令和 4 年 4 月 15 日（金）午後 2 時
- (2) 「質問疑義照会書」（様式 1）を電子メールで下記のアドレス宛てに提出
- (3) 那覇市役所 総務部 平和交流・男女参画課（なは女性センター）
E-mail : S-HEIDAN002@city.naha.lg.jp
- (4) 回答 令和 4 年 4 月 20 日（水）に那覇市ホームページの公示している場所に回答を掲示します。

5 入札説明会

入札説明会は実施しません。

6 入札参加申し込み

- (1) 入札参加申し込み期限 令和 4 年 4 月 22 日（金）午後 2 時
- (2) 提出書類 入札参加申込書（様式 2）
- (3) 提出先 なは女性センター

7 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和 4 年 4 月 27 日（水）午後 2 時
- (2) 場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 1 階 A コア
（なは女性センター 第 2 学習室）

8 入札時提出書類

- (1) 入札書（様式 3）
- (2) 代理人が入札する場合は委任状（様式 4）

9 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除。

10 入札の無効に関する事項

那覇市契約規則第 14 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 その他

那覇市に提出された書類は返却しません。

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 1 号

令 和 4 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局庁舎等管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局庁舎等管理規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局庁舎等管理規程(平成26年那覇市上下水道局規程第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(禁止行為) 第6条 庁舎においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(3) [略] (4) 庁舎管理者が指定する場所を除き、<u>危険な場所等</u>において喫煙し、又は火気を取り扱うこと。 (5)～(10) [略] <u>2 庁舎管理者は、前項各号の規定に違反した者に対しては、直ちに庁舎から退去させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、庁舎管理者は、当該物件を撤去することができる。</u> (許可を必要とする行為) 第7条 庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。 (1)～(7) [略] 2～5 [略] 6 庁舎管理者は、第1項の許可を受けた者が、その許可の内容又は第2項の条件、指示に違反したとき若しくは前条に規定する行為を行ったときは、許可を取り消し、<u>その行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、庁舎管理者は、当該</u>	(禁止行為等) 第6条 [略] (1)～(3) [略] (4) 庁舎管理者が指定する場所以外の<u>場所</u>において喫煙し、又は火気を取り扱うこと。 (5)～(10) [略] <u>2 庁舎においては、感染症の拡大を防止するため、庁舎管理者が指示する事項を遵守しなければならない。</u> (許可を必要とする行為) 第7条 [略] (1)～(7) [略] (8) <u>前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること(庁舎管理者が定めるものに限る。))。</u> 2～5 [略] 6 庁舎管理者は、第1項の許可を受けた者が、その許可の内容又は第2項の条件、指示に違反したとき若しくは前条に規定する行為を行ったときは、許可を取り消し、<u>又はその行為を中止させる</u>ことができる。

物件を撤去することができる。

（不許可とすべき事項）

第8条 次の各号に該当するときは、庁舎の使用を許可することができない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 第6条第1項に規定する禁止行為をするおそれがあるとき。

（集団立入りの制限）

第9条 多数の者が陳情等の目的で庁舎に立ち入ろうとする場合において、庁舎管理者は、庁舎の秩序の維持又は災害の防止若しくは公務の正常かつ円滑な執行及び効率的運営のため必要があると認めるときは、庁舎へ立ち入る者の人数、時間若しくは行動の場所を制限し、又は庁舎への立入りを禁止する等の必要な措置を講ずることができる。

（入場の制限）

第10条 庁舎管理者は、庁舎の秩序の維持又は災害の防止若しくは公務の正常かつ円滑な執行及び効率的運営のため必要があると認めるときは、庁舎に入ろうとする者に、その入場の目的を質問し、又は入場を禁止することができる。

（不許可とすべき事項）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、庁舎の使用を許可することができない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 第6条第1項に規定する行為をし、又は同条第2項の規定に違反するおそれがあるとき。

（集団立入りの制限）

第9条 多数の者が陳情等の目的で庁舎に立ち入ろうとする場合において、庁舎管理者又は管理補助者（以下「庁舎管理者等」という。）は、庁舎の秩序の維持又は災害の防止若しくは公務の正常かつ円滑な執行及び効率的運営のため必要があると認めるときは、庁舎へ立ち入る者の人数、時間若しくは行動の場所を制限し、又は庁舎への立入りを禁止する等の必要な措置を講ずることができる。

（入場の制限）

第10条 庁舎管理者等は、庁舎の秩序の維持又は災害の防止若しくは公務の正常かつ円滑な執行及び効率的運営のため必要があると認めるときは、庁舎に入ろうとする者又は入った者に、その入場の目的を質問し、又は入場を禁止することができる。

（退去又は撤去の指示等）

第11条 庁舎管理者等は、次に掲げる者に対して、庁舎からの退去又は違反に係る物件の撤去を指示することができる。

(1) 第6条の規定に違反した者

(2) 第7条第1項の規定による許可を受けないで、同項に規定する行為をした者

(3) 第7条第2項の規定により付された条件に違反し、又は指示した事項に従わなかった者

<u>第11条</u> 〔略〕 （事故の届出） <u>第12条</u> 庁舎内において盗難、拾得物又は設備若しくは物件の破損があった場合は、<u>庁舎管理者</u>に届け出なければならない。 （庁舎利用に係る協力義務） <u>第13条</u> 職員その他庁舎を利用する者は、庁舎を常に良好な状態で使用するとともに、庁舎の管理について<u>庁舎管理者</u>に協力し、その指示に従わなければならない。 <u>第14条～第15条</u> 〔略〕	（4）<u>第9条の規定による措置に従わなかった者</u> （5）<u>前条の規定による、質問に対する回答を拒んだ者又は入場の禁止に違反した者</u> 2 <u>庁舎管理者等は、前項に規定する物件の撤去を指示された者が、その指示に従わないとき、又は緊急の必要があると認めるときは、当該物件を撤去することができる。</u> <u>第12条</u> 〔略〕 （事故の届出） <u>第13条</u> 庁舎内において盗難、拾得物又は設備若しくは物件の破損があった場合は、<u>庁舎管理者等</u>に届け出なければならない。 （庁舎利用に係る協力義務） <u>第14条</u> 職員その他庁舎を利用する者は、庁舎を常に良好な状態で使用するとともに、庁舎の管理について<u>庁舎管理者等</u>に協力し、その指示に従わなければならない。 <u>第15条～第16条</u> 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 2 号

令 和 4 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第5条の2 [略] 2 管理者は、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他次の各号に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。 (1)～(2) [略] (病気休暇) 第10条の2 [略] 2 病気休暇の期間は、次の各号に掲げる場合に <u>応じ、当該各号に定める期間を超えない範囲内で療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、断続的に療養する必要がある勤務しないことがやむを</u>	(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第5条の2 [略] 2 管理者は、職員の配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又は職員とパートナーシップ(互いを人生のパートナーとし、日常生活及び社会生活上、精神的、かつ、経済的又は物理的に支え合う、2人(その一方又は双方の性的指向(自己の恋愛又は性的欲求の対象となる性別についての指向をいう。))が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認(自己の性別についての認識をいう。))が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。))の関係をいう。にある者のうち、管理者が認めるものをいう。別表第2において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他次の各号に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。 (1)～(2) [略] (病気休暇) 第10条の2 [略] 2 病気休暇の期間は、次の各号に掲げる場合の<u>区分</u>に応じ、当該各号に定める期間を超えない範囲内で療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、断続的に療養する必要がある勤務しないことが

得ないと管理者が定める場合にあつては、当該療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。 (1) [略] (2) <u>結核性疾患の場合 1年</u> (3) <u>前2号以外の負傷又は疾病の場合で</u> 休暇開始の日から引き続く5日以上勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 90日 (4) <u>前3号以外の場合 一の年度に5日</u> 3 病気休暇のため勤務しなかった職員が勤務することとなった日から6月(前項第3号の場合にあつては3月)以内に同一の負傷又は疾病により再び勤務しないこととなる場合の病気休暇の期間は、再び勤務することとなる前の病気休暇の期間に引き続いたものとみなして、前項各号の規定を適用する。 4 [略] <u>第18条の2</u> [略] [別表第2 別記]	やむを得ないと管理者が定める場合にあつては、当該療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。 (1) [略] (2) <u>前号に掲げる場合を除くほか、負傷又は疾病のため休暇開始の日から引き続く5日以上勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 90日</u> (3) <u>前2号に掲げる場合以外の場合 一の年度に5日</u> 3 病気休暇のため勤務しなかった職員が勤務することとなった日から6月(前項第2号に掲げる場合にあつては、3月)以内に同一の負傷又は疾病により再び勤務しないこととなる場合の病気休暇の期間は、再び勤務することとなる前の病気休暇の期間に引き続いたものとみなして、前項各号の規定を適用する。 4 [略] <u>(服務の宣誓)</u> <u>第18条の2 那覇市職員等の服務の宣誓に関する条例(昭和47年那覇市条例第36号)第2条2項に規定する宣誓書の様式は、管理者が定める。</u> <u>第18条の3</u> [略] [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第2(第10条の3関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～11	〔略〕	
12	職員が <u>結婚</u> する場合で、結婚式、旅行その他の <u>結婚</u> に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	婚姻の届出の日又は結婚式の日 の前後30日の期間内において、 1日を単位として7日
13～14	〔略〕	
15	<u>夏期</u> において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	〔略〕
16	〔略〕	
17	職員の <u>親族</u> が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の <u>親族</u> の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	<u>配偶者</u> 10日 〔略〕
18	職員が父母、 <u>配偶者</u> 及び子の死亡後15年以内に追悼のための特別の行事を行う場合	〔略〕
19	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は <u>配偶者</u> 、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	〔略〕
20	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら <u>親族</u> に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア～ウ 〔略〕	〔略〕
21～22	〔略〕	

備考 1～2 〔略〕

3 第17号関係

(1)～(2) 〔略〕

(3) 配偶者及び血族の父母、子であつて遠隔の地にある場合は、往復の日数を加算することができる。

〔改正後 別記〕

別表第2(第10条の3関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～11	〔略〕	

12	職員が結婚(これに準ずるものとして管理者が認めるものを含む。以下この号において「結婚等」という。)をする場合で、結婚式、旅行その他の結婚等に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	婚姻の届出の日、 <u>結婚式の日その他これらに準ずるものとして管理者が認める日のいずれかの日の前後30日の期間内において、1日を単位として7日</u>
13～14	[略]	
15 [略]	夏季において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	[略]
16	[略]	
17	職員の <u>親族等</u> が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の <u>親族等</u> の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	<u>配偶者等</u> 10日 [略]
18	職員が父母、 <u>配偶者等</u> 及び子の死亡後15年以内に追悼のための特別の行事を行う場合	[略]
19	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための <u>末梢血幹細胞</u> の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は <u>配偶者等</u> 、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	[略]
20	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族等に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア～ウ [略]	[略]
21～22	[略]	
23	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	<u>1の年度において、1日又は1時間を単位として5日(当該通院等が体外受精その他の管理者が定める治療に係るものである場合にあっては、10日)以内</u>
24	妊娠中の女性職員がつわりその他妊娠に伴う症状のため勤務することが著しく困難であると認められる場合	<u>1の妊娠期間中において、1日又は1時間を単位として5日以内</u>
25	その他管理者が特に必要と認める場合	<u>管理者が必要と認める期間</u>

備考 1～2 [略]

3 第17号関係

(1)～(2) 〔略〕

(3) 配偶者等及び血族の父母、子であって遠隔の地にある場合は、往復の日数を加算することができる。

那覇市上下水道局規程第 3 号

令 和 4 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(令和2年那覇市上下水道局規程第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(年休以外の休暇) 第13条 任用職員に係る有給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。 (1)～(5) [略] (6) 任用職員の<u>親族</u>が死亡した場合で、任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表第3に掲げる親族の区分に応じ、同表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間 (7) 任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 婚姻の届出の日又は<u>結婚式の日</u>の前後30日の期間内において、1日を単位として7日の範囲内の期間 (8)～(10) [略] (11) <u>夏期</u>において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度の5月から10月までの期間において1日を単位として3日を超えない範囲内で管理者が別に定める期間	(年休以外の休暇) 第13条 [略] (1)～(5) [略] (6) 任用職員の<u>親族等</u>が死亡した場合で、任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表第3に掲げる<u>親族等</u>の区分に応じ、同表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間 (7) 任用職員が結婚(<u>これに準ずるものとして管理者が認めるものを含む。以下この号において「結婚等」という。</u>)をする場合で、結婚式、旅行その他の<u>結婚等</u>に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 婚姻の届出の日、<u>結婚式の日又はこれらに準ずるものとして管理者が認める日のいずれかの日の</u>前後30日の期間内において、1日を単位として7日の範囲内の期間 (8)～(10) [略] (11) <u>夏季</u>において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度の5月から10月までの期間において1日を単位として3日を超えない範囲内で管理者が別に定める期間 (12) <u>任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において、1</u>

	<u>日又は1時間を単位として5日（当該通院等が体外受精その他の管理者が定める治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内で管理者が別に定める期間</u> <u>(13) 妊娠中の女性の任用職員がつわりその他妊娠に伴う症状のため勤務することが著しく困難であると認められる場合 1の妊娠期間中において、1日又は1時間を単位として5日以内</u> <u>(14) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間</u> <u>(15) 任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間</u> <u>(16) 任用職員の配偶者が出産する場合で、職員が育児や出産の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）目に当たる日から出産の日後8週間の期間内において、1日又は1時間を単位として7日の範囲内で管理者が別に定める期間</u> <u>(17)～(19) [略]</u> <u>(20) その他管理者が特に必要と認める場合 管理者が必要と認める期間</u>
(12)～(14) [略] 2 任用職員に係る無給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。 <u>(1) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間</u> <u>(2) 任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間</u> <u>(3) 生後1年に達しない子を育てる任用</u>	2 [略] <u>(1) 生後1年に達しない子を育てる任用</u>

職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回以内でそれぞれ30分以内の期間

(4) 任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が、要介護者(就業規程第5条の2第2項の要介護者をいう。以下同じ。)の介護、要介護者の通院の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において1日又は1時間を単位として5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(5) 要介護者の介護をする任用職員(次のいずれにも該当するものに限る。)であって、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)第22条第1項から第5項までの規定の例により、任命権者が、その任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)の指定に係る申出の時点において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において1日又は1時間を単位(1時間を単位とする当該休暇には、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤

職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回以内でそれぞれ30分以内で管理者が定める期間

(2) 任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。)が、要介護者(就業規程第5条の2第2項の要介護者をいう。以下同じ。)の介護、要介護者の通院の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において1日又は1時間を単位として5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(3) [略]

務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。)として必要と認められる期間

ア 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である任用職員

イ 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること、及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない任用職員

ウ [略]

(6) 要介護者の介護をする任用職員(次のいずれにも該当するものに限る。)が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において30分を単位として、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(当該任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である任用職員

イ～ウ [略]

(7) [略]

(8) 任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出

ア 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること、及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでない任用職員

イ [略]

(4) [略]

ア～イ [略]

(5) [略]

(6) 任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出

を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(9) [略]

3 [略]

別表第3(第13条関係)

親族	日数
配偶者	[略]
[略]	

備考

1～2 [略]

3 配偶者及び血族の父母、子であつて遠隔の地にある場合は、往復の日数を加算することができる。

を行い、又は配偶者等(配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))又は職員とパートナーシップ(互いを人生のパートナーとし、日常生活及び社会生活上、精神的、かつ、経済的又は物理的に支え合う、2人(その一方又は双方の性的指向(自己の恋愛又は性的欲求の対象となる性別についての指向をいう。))が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認(自己の性別についての認識をいう。))が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。))の関係をいう。))にある者のうち管理者が認めるものをいう。別表第3において同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(7) [略]

3 [略]

別表第3(第13条関係)

親族等	日数
配偶者等	[略]
[略]	

備考

1～2 [略]

3 配偶者等及び血族の父母、子であつて遠隔の地にある場合は、往復の日数を加算することができる。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。))に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。))がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 4 号

令 和 4 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程
をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程(令和2年那覇市上下水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>(育児休業の承認を受けた会計年度任用職員の給与)</u> <u>第4条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業の承認を受けた会計年度任用職員には、当該育児休業をしている期間の給与を支給しない。ただし、期末手当については、この限りではない。</u>
第4条 〔略〕	第5条 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第5号
令和4年3月31日
公 布 済

那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程(平成23年那覇市上下水道局規程第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(報告) 第7条 [略] 2 前項第1号に規定する事項の報告は、職員死傷病兼事故報告書(第1号様式)により行うものとする。 (採用時健康診断) 第16条 [略] 2 前項の<u>診断書は健康診断書(第2号様式)のとおり</u>とする。 (健康診断個人票の作成) 第24条 実施責任者は、各健康診断の結果を健康診断個人票(第3号様式)に記録し、これを保管しなければならない。 (要療養者) 第29条 要療養者は、自己の療養について、総括安全衛生管理者及び主治医の指示に従い、専心療養に努めるとともに、3月ごとに病状報告書(第4号様式)を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。 (長期療養の申請と復職等の手続) 第32条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、主治医又は産業医による診断書(第5号様式)を添えて総括安全衛生管理者に申し出なければならない。 (1)～(2) [略]	(報告) 第7条 [略] 2 前項第1号に規定する事項の報告は、職員死傷病兼事故報告書により行うものとする。 (採用時健康診断) 第16条 [略] 2 前項の<u>採用時健康診断は、健康診断書により行うものとする。</u> (健康診断個人票の作成) 第24条 実施責任者は、各健康診断の結果を健康診断個人票に記録し、これを保管しなければならない。 (要療養者) 第29条 要療養者は、自己の療養について、総括安全衛生管理者及び主治医の指示に従い、専心療養に努めるとともに、3月ごとに病状報告書を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。 (長期療養の申請と復職等の手続) 第32条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、主治医又は産業医による診断書を添えて総括安全衛生管理者に申し出なければならない。 (1)～(2) [略] 2 前項に規定する診断書は、<u>妊娠中又は出産後1年以内の職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るために長期療養を受けようとするときは、管理者が定める書類をもってこれに代えることができるものとする。</u> 2 総括安全衛生管理者は、必要があると認

めるときは、前項に規定する復職等の可否について、審議会に諮り、その意見を付して管理者に報告しなければならない。

(記録の作成)

第34条 総括安全衛生管理者は、要療養者、要治療者及び要注意者の実情を明らかにしておくため、職員衛生管理記録表(第6号様式)を作成し、常に整理しておかなければならない。

(委任)

第47条 [略]

第1号様式(第7条関係) [略]

第2号様式(第16条関係) [略]

第3号様式(第24条関係) [略]

第4号様式(第29条関係) [略]

第5号様式(その1)(第32条関係) [略]

第5号様式(その2)(第32条関係) [略]

第5号様式(その3)(第32条関係) [略]

第6号様式(第34条関係) [略]

めるときは、第1項に規定する復職等の可否について、審議会に諮り、その意見を付して管理者に報告しなければならない。

(記録の作成)

第34条 総括安全衛生管理者は、要療養者、要治療者及び要注意者の実情を明らかにしておくため、職員衛生管理記録表を作成し、常に整理しておかなければならない。

(様式)

第47条 次の表に掲げる文書の様式は、管理者が定める。

文書の名称	関係規定
職員死傷病兼事故報告書	第7条第2項
健康診断書	第16条第2項
健康診断個人票	第24条
病状報告書	第29条
診断書	第32条第1項
職員衛生管理記録表	第34条

(補則)

第48条 [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。

5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 6 号

令 和 4 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局水道技術管理者の職務に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局水道技術管理者の職務に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局水道技術管理者の職務に関する規程(平成15年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職務の内容) 第2条 技術管理者は、次に掲げる職務に従事し、並びにこれらの職務に従事する他の職員を指揮し、及び監督する。 (1)～(6) [略] <u>(7)～(8) [略]</u> (技術管理者の職務代理者) 第3条 技術管理者に事故があるときは、<u>上下水道事業管理者</u>があらかじめ指定する者が<u>その</u>職務を代理する。 第4条 [略]	(職務の内容) 第2条 [略] (1)～(6) [略] <u>(7) 法第22条の3第1項に規定する台帳の作成にすること。</u> <u>(8)～(9) [略]</u> <u>(職務に係る報告等)</u> 第3条 技術管理者は、前条第8号又は第9号に規定する職務上の措置をとる場合は、事前に上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)へ通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合で、<u>事前に通知を行うことができないときは、措置後、直ちに管理者へ報告しなければならない。</u> <u>(水道技術管理補助者の設置)</u> 第4条 第2条各号に規定する技術管理者の職務を補助し、当該職務の円滑な処理を図るため、水道技術管理補助者を置く。 (職務代理者) 第5条 技術管理者が事故その他の事由により不在のときは、<u>管理者</u>があらかじめ指定する者が、<u>技術管理者の</u>職務を代理する。 第6条 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 39 号

令 和 4 年 3 月 2 4 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 546 号
指定工事店名	有限会社エコ電水
営業所所在地	沖縄県中頭郡読谷村字座喜味3179番地
代表者氏名	伊波 治
有効期間	自 令和4年3月9日
	至 令和8年3月31日

那覇市上下水道局告示第 1 号
令 和 4 年 4 月 1 日
掲 示 済

令和 4 年度水道メーターの賠償額について

那覇市水道給水条例第 17 条第 3 項の規定に基づき、水道メーターの賠償額について定めたので別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

令 和 4 年 度 水 道 メ ー タ ー の 賠 償 額

品 名	口 径mm	金 額	備 考
水道メーター	13mm	7,310円	
	20mm	13,500円	
	25mm	14,200円	
	40mm	27,700円	
たて型ウォルトマン	50mm	156,000円	
	75mm	189,000円	
	100mm	239,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	
たて型 電子式メーター	50mm	226,000円	
	75mm	262,000円	
	100mm	314,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	

算定根拠 令和4年度水道用資材統一単価表

期 間 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 3 号

令 和 4 年 4 月 1 日

公 布 済

那覇市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会

教育長 山 城 良 嗣

那覇市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

那覇市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年那覇市教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、教育委員会又はこれに置かれる機関（以下「教育委員会等」という。）における那覇市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年那覇市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（手続等）

第3条 教育委員会等における条例の施行については、特別の定めがあるものを除くほか、那覇市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成16年那覇市規則第50号。次項において「規則」という。）の規定の例による。

2 教育委員会等に係る手続等（法令又は他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、条例及び規則の規定の例による。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。